

裁判所の記録の保存・廃棄
の在り方に関する調査報告書

令和5年5月

最高裁判所事務総局

目 次

(はじめに)	3
第1 調査・検証の経緯等	3
1 問題発覚の経緯	3
2 有識者委員会の開催決定・調査の開始	4
3 有識者委員会合の開催状況	4
第2 記録の保存・廃棄の制度	5
1 記録の保存・廃棄の仕組み	5
2 令和2年の運用要領の策定、その後の取組	8
第3 調査の内容	9
1 調査の必要性	9
2 調査の方針・手法	9
第4 調査の結果	11
1 記録の保存の実情	11
2 記録の保存に関する規程の制定及び改正、運用通達発出の経緯、背景	15
3 要領策定前に記録が廃棄された事案について	20
4 要領策定後に記録が廃棄された事案について	24
5 2項特別保存に付されている事件について	27
6 特別保存に付された後の廃棄事案について（管理方法）	29
第5 今後の記録の保存・廃棄の在り方等	29
1 調査結果から明らかとなった問題点とその原因	29
2 今後の記録の保存・廃棄の在り方について	37

第 6	有識者委員会の補足的な意見	45
1	はじめに	45
2	今回の調査やヒアリングについて	46
3	記録庫の視察とその評価	46
4	本件の問題点と 2 項特別保存の意義	47
5	報告書を踏まえた今後の方策の実施に向けて	48
6	今後の記録の利活用の在り方に関する付言	49
7	おわりに	49
第 7	総括	49

(はじめに)

本報告書は、全国の家裁において社会の耳目を集めた少年事件の記録を複数廃棄していたことが明らかになったこと等を受けて、最高裁において3名の有識者による「事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会」(以下「有識者委員会」という。)を立ち上げ、有識者委員の意見を踏まえて行った調査・検討の結果を報告するものである。

有識者委員会は、令和4年11月から令和5年5月までの間に、合計15回にわたり会合を開催し、有識者委員からは、最高裁が行う調査の内容や追加調査の要否、調査結果に基づく事実認定、評価、今後の記録の保存・廃棄の在り方等について、様々な観点から、客観的な意見をいただいた。本報告書は、有識者委員の意見を踏まえて作成したものであり、第15回の有識者委員会の会合において了承されたものである。

第1 調査・検証の経緯等

1 問題発覚の経緯

裁判所が定める「事件記録等保存規程」(昭和39年最高裁判所規程第8号。以下「保存規程」という。)9条2項及び「少年調査記録規程」(昭和29年最高裁判所規程第5号。以下「調査記録規程」という。)8条2項は、裁判所が保存する事件記録等(事件記録及び事件書類をいう。以下同じ。)や少年調査記録(なお、これらを総称して、単に「記録」ということがある。)で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間の満了後も保存(これらの規定による保存を「2項特別保存」という。以下同じ。)をしなければならぬと定めている。また、最高裁が発出した「事件記録等保存規程の運用について」(平成4年2月7日総三第8号事務総長通達。以下「運用通達」という。)及び「少年調査記録規程の運用について」(平成4年8月21日家二第249号家庭局長、総務局長通達。以下「調査記録通達」という。)は、史料又は参考資料となるべきものを具体的に定めている。

しかし、平成9年に発生した神戸連続児童殺傷事件について、神戸家裁が、同事件の記録を保存期間満了後2項特別保存に付さずに廃棄しており、報道機関の取材を通じて最高裁もこれを知るところとなった。また、これを端緒として、全国の家裁においても同様に、社会の耳目を集めた少年事件の記録を複数廃棄していたことが明らかとなったほか、本件に関する調査を行う中で、特別保存に付した民事事件の記録を廃棄していた事案も判明した。

裁判所が保存する記録の廃棄を巡っては、平成31年2月にも、東京地裁において、朝日訴訟やレペタ事件など、重要な憲法判断が示された民事事件の記録を複数廃棄していたことが明らかとなっていた。その際に、最高裁は、全ての高地家裁を対象として、令和元年8月16日現在で2項特別保存に付されている記録の件数を調査したところ、合計440件にとどまるという低調な状況であった。また、当時の最新版の憲法判例百選¹に掲載されていた、

¹ 長谷部恭男ほか「別冊ジュリスト217号 憲法判例百選Ⅰ〔第6版〕」(有斐閣)及び同「別冊ジュリスト218号 憲法判例百選Ⅱ〔第6版〕」

刑事事件を除く134件の事件の記録について、その保存状況等を調査をしたところ、うち116件の事件の記録について2項特別保存に付さずに廃棄していたことが確認され、全国的に2項特別保存の運用が適切にされていなかったという状況が明らかになった。

2 有識者委員会の開催決定・調査の開始

平成31年2月に東京地裁において記録廃棄の問題が明らかになった際には、最高裁は、保存期間が満了した全ての事件記録等について、当分の間、その廃棄を留保するよう各裁判所に事務連絡²を発出した。そして、1の調査等を実施した上で、第2の2のとおり、東京地裁が策定した2項特別保存の運用要領（以下「東京地裁の運用要領」という。）を全国に提供し、各庁において2項特別保存の運用が適切に行われるよう、対象となる事件記録等の具体的な選定手続を定めた運用要領を策定するよう促し、2項特別保存の趣旨や意義について問題意識を喚起したところである。

このたび判明した神戸連続児童殺傷事件をはじめとする社会の耳目を集めた少年事件の記録廃棄の多くは、各庁において運用要領を策定する以前の事柄ではあったものの、最高裁としては、重要な憲法判断が示された民事事件の記録のみならず、社会の耳目を集めた少年事件の記録も廃棄していたことを重く受け止め、これまでの2項特別保存の運用が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかどうか、第三者の目からの客観的な評価を受け、将来にわたって事件記録等の保存の適切な運用を確保していく必要があると判断した。

そこで、最高裁は、令和4年10月25日、再び、保存期間が満了した少年事件の記録を含む全ての事件記録等や、廃棄等に関する司法行政文書について、当分の間その廃棄を留保するよう各裁判所に事務連絡³を発出した上で、外部の有識者委員の意見を聴取しつつ、調査・検討を進めていくこととした。

3 有識者委員会合の開催状況

有識者委員会の構成員及び会合の開催日程等は、以下のとおりである。

(1) 構成員

梶木 壽氏 弁護士、元広島高検検事長、元防衛省防衛監察監
神田 安積氏 弁護士
高橋 滋氏 法政大学教授

(2) 開催日程等

令和4年11月25日 第1回会合
同月28日 第2回会合
12月20日 第3回会合

² 令和元年11月18日総務局第三課長事務連絡「事件記録等の廃棄留保について」

³ 令和4年10月25日総務局第三課長、家庭局第一課長事務連絡「保存期間が満了した事件記録等の廃棄留保について」、同日総務局第三課長事務連絡「保存期間が満了した事件記録等の廃棄等に関する司法行政文書の廃棄留保について」

令和5年	1月23日	第4回会合
	2月14日	第5回会合
	同月16日	第6回会合
	同月28日	第7回会合
	3月13日	第8回会合
	同月27日	第9回会合
	4月6日	第10回会合
	同月14日	第11回会合
	同月25日	第12回会合
	5月2日	第13回会合
	同月18日	第14回会合
	同月23日	第15回会合

(3) 記録保管庫の視察

以下の日程で、東京地裁・東京家裁及び宇都宮地裁・宇都宮家裁の各記録保管庫（以下「記録庫」という。）をそれぞれ視察した。

令和5年	1月19日	東京地裁・東京家裁
	3月6日	宇都宮地裁・宇都宮家裁

第2 記録の保存・廃棄の制度

1 記録の保存・廃棄の仕組み

(1) 事件記録等の保存・廃棄

裁判所が保存する事件記録等の保存や廃棄に関する規律は、保存規程及び運用通達において定めている。

完結した事件の事件記録等は原則として第一審裁判所で保存するものとし、その保存期間は事件や書類の種類によって異なるものとなっている。例えば、民事訴訟事件については、判決原本の保存期間は事件の完結から50年としているが、事件記録の保存期間は事件の完結から5年としている。また、少年事件の事件記録（いわゆる「法律記録」）については、審判書とその他の書類とで保存期間が区別されておらず、記録全体について、少年院送致などの保護処分決定によって完結した場合には、少年が26歳に達するまで保存するものとしている。

保存期間が満了した事件記録等については、原則として翌年度以降に廃棄するものとしており、廃棄に当たっては、首席書記官の指示を受けて行わなければならないこととしている。一般的には、各庁の職員が、一定の時期に廃棄対象となる事件記録等を抽出してリストを作成し、事件記録等の現物と照合して廃棄が可能であることを確認した上で、首席書記官に対し、廃棄目録を用いて廃棄の指示を求めることとなっている。また、現実に廃棄を実施するに当たっては、訟廷管理官等が立ち会った上で、焼却や細断等の方法により行うこととしている。

(2) 事件記録等の特別保存

保存規程においては、保存期間が満了した事件記録等は原則として廃棄することとしているが、一定の必要性がある場合には、保存期間の満了後も廃棄せず、「特別保存」という形で保存を継続することとしている。

まず、保存規程 9 条 1 項において、事件記録等のうち特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間は保存しなければならないこととしている（同項による保存を「1 項特別保存」という。以下同じ。）。例えば、運用通達においては、保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する事件や、再審等の事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを 1 項特別保存に付するものとしている。

また、保存規程 9 条 2 項において、事件記録等のうち史料又は参考資料となるべきものについては、保存期間満了の後も保存（2 項特別保存）をしなければならないこととしている。例えば、運用通達においては、次の事件の事件記録等について保存期間の満了後も保存する必要があるときは、これを 2 項特別保存に付するものとしている（運用通達記第 6 の 2 (1)）。

- | |
|--|
| ア 重要な憲法判断が示された事件 |
| イ 重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件 |
| ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件 |
| エ 世相を反映した事件で史料的価値の高いもの |
| オ 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの |
| カ 民事及び家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件 |

(3) 少年調査記録の保存、廃棄

家裁調査官が作成した少年の処遇に関する意見書などが編てつされた少年調査記録（いわゆる「社会記録」）については、その保存や廃棄に関する規律を調査記録規程及び調査記録通達において定めている。

完結した事件の少年調査記録は、原則として事件が最終に係属した家裁で保存するものとし、その保存期間については、保護処分が終了し又は少年審判規則 37 条の 2 第 4 項の規定により取り消されて執行機関から返還を受けたものについてはその日から 5 年、その他のものについては終局決定の日から 6 年としているが、少年が 26 歳に達したときはその期間内であっても保存期間が満了したものとしている。

また、事件記録等と同様に、保存期間が満了した少年調査記録については、原則として翌年度以降に廃棄するものとしており、廃棄に当たっては首席書記官の指示を受けて行わなければならないこととしているが、調査記録規程 8 条において、特別の事由により保存の必要があるもの（同条 1 項）や、史料又は参考資料となるべきもの（同条 2 項）については、保存期間満了の後も保存しなければならないこととしている。例えば、調査記録通達においては、次の事件の少年調査記録について保存期間満了後も保存する必要があるときは、2 項特別保存に付するものとしている（調査記録通達記第 3 の 6 (2)ア）。

- | |
|---|
| ア 少年保護事件記録が保存規程 9 条 2 項に規定する特別保存に付された事件 |
| イ 少年保護事件の調査上特に参考になる調査を行った事件 |

- | |
|--|
| ウ 世相を反映した事件で史料的価値が高いもの |
| エ 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの |
| オ 少年非行に関する調査研究の重要な参考資料になる事件 |

(4) 2項特別保存の手続等

2項特別保存に付する旨の判断は、政策的な判断を要する事柄であり、一定の統一的な基準に基づいて行うのが相当であることから、各庁の裁判官会議によって行われる司法行政上の作用であると解される。もっとも、その判断については、機動的に行うために、各裁判所の長（所長や長官）に委任することが可能である。

運用通達においては、弁護士会や学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望を受けることを想定しており、そのような要望があったときには、事件簿又は裁判原本等保存簿の当該事件の備考欄にその旨を記載（又は事件簿への記載に代えて事件管理システムに入力）しなければならず、2項特別保存に付するかどうかの判断に当たっては、その要望を十分に参酌しなければならないこととしている。また、2項特別保存に付したときには、事件記録については、表紙及び事件簿の備考欄に「2項特別保存」と朱書き（又は事件簿への記載に代えて事件管理システムに入力）し、判決原本等の事件書類については、事件書類の編冊から分離して編冊を作成し、その表紙に「2項特別保存」と朱書きするものとし、いずれの場合にも、事件番号や事件名、特別保存の理由、特別保存の認定をした日等を記載した特別保存記録等保存票（以下「保存票」という。）を作成し、2項特別保存に付した旨を最高裁に報告しなければならないものとしている。

なお、2項特別保存に付した事件記録等は、その後も原則として第一審裁判所において保存することになるが、相当と認めるものについては、最高裁の指示により最高裁に移管することができる。

また、平成21年8月5日付け内閣総理大臣・最高裁長官申合せ、平成25年6月14日付け内閣府大臣官房長、最高裁事務総局秘書課長、同総務局長申合せ、同日付け内閣府大臣官房公文書管理課長、最高裁事務総局秘書課長、同総務局第一課長申合せに基づき、民事事件の判決原本や2項特別保存に付した事件記録等については、移管計画に基づいて、順次、国立公文書館に移管するものとしている。現在は、移管計画が5年ごとに定められており、例えば、平成29年1月21日付け移管計画においては、平成30年度から令和4年度までに移管する裁判文書が定められ、事件記録等については、保存始期が昭和42年12月31日以前のもの、すなわち、保存開始から50年以上が経過したものを移管することとされている。なお、上記の内閣府大臣官房長、最高裁事務総局秘書課長、同総務局長申合せにおいて移管の対象となっている裁判文書は、民事訴訟事件に係るもののみであり、民事非訟事件や家事事件、少年事件に係るものは移管の対象とはされていない。

2 令和2年の運用要領の策定、その後の取組

(1) 東京地裁の運用要領の策定

平成31年2月に東京地裁において記録廃棄の問題が明らかになったことを受けて、東京地裁は、6名の外部有識者から意見を聴取するなどして2項特別保存の運用の在り方について検討を行い、最高裁もこの検討に加わって、民事事件について、令和2年2月に新たに2項特別保存に関する運用要領（東京地裁の運用要領）を策定した。その内容は、最高裁の判例集に登載されるなど、一定の基準を満たす事件の事件記録等は漏れなく2項特別保存に付することとしたほか、2項特別保存の認定に当たっては、外部からの要望が重要であるところ、その要望の手續について周知が十分ではなかったと考えられたため、一般からの要望の申出を行う手續等をウェブサイトに掲載して広報するほか、弁護士会に要望があれば申出を行うように呼び掛けるなどして手續等について周知を図ることとしたものである。その具体的な内容は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| <p>(1) 次の事件を2項特別保存の候補事件とする。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 最高裁判所民事判例集又は最高裁判所裁判集（民事）に判決等が掲載された事件イ 事件担当部から運用通達記第6の2の(1)のアからウまでに該当するとして申出があった事件ウ 主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件エ 弁護士会、学術研究者、その他の者から事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があった事件 <p>(2) (1)のアからウまでの候補事件について、事件記録等を2項特別保存に付する。</p> <p>(3) (1)のエの候補事件を2項特別保存に付するか否かの判断に当たって意見を聴くために、裁判所内に保存記録選定委員会を設置する。</p> <p>(4) (1)のエの候補事件について、保存記録選定委員会の意見を踏まえ、事件記録等を2項特別保存に付するか否か認定する。</p> <p>(5) 2項特別保存の要望の手續等について、弁護士会や学術研究者へ周知するとともに、裁判所ウェブサイトに掲載して広報する。</p> |
|---|

(2) 最高裁における取組

最高裁は、東京地裁の運用要領について、2項特別保存に付すべき事件記録等の選定手順等が具体的に定められているほか、外部からの2項特別保存の要望を受けやすくするための工夫や改善が図られており、実効性が高いものと評価し、各庁に対し、2項特別保存の運用が適切に行われるよう、東京地裁の運用要領を参考に対象となる事件記録等の具体的な選定手順を定めた運用要領を策定することを促し、2項特別保存の趣旨や意義について問題意識を喚起した（令和2年3月9日総務局長通知「事件記録等の2項特別保存に関する運用例について」。以下「令和2年総務局長通知」という。）。

また、各庁における2項特別保存の判断に資するよう、最高裁の判例集に登載された事件の第一審裁判所名や事件番号を定期的に周知すること

としたほか、令和4年5月には、各庁の事務の参考に資するよう、事件記録等の特別保存と廃棄に関するQ&Aを参考資料として送付した⁴。

第3 調査の内容

1 調査の必要性

平成31年2月に記録の保存・廃棄に関する問題が明らかとなったときには、最高裁は、2項特別保存に付されている記録の件数の調査や憲法判例百選掲載事件の記録の保存状況等の調査を行ったものの、具体的な保存・廃棄の状況に関する調査までは行わなかった。また、それ以前の2項特別保存の運用や記録の保存・廃棄の在り方について、全国的な調査・検証も行わなかった。

しかし、今回、神戸家裁における神戸連続児童殺傷事件の記録の廃棄が判明し、全国の家裁においても同様に社会の耳目を集めた少年事件の記録の廃棄が複数確認される中で、最高裁としては、将来にわたって記録保存の適切な運用を確保していくためには、改めて、裁判所におけるこれまでの記録の保存や廃棄の実情、重要な憲法判断が示された事件や社会の耳目を集めた事件の記録を2項特別保存に付さずに廃棄した原因や背景などを明らかにする必要があると判断し、具体的な保存・廃棄の状況に関する調査や全国規模での調査を含む広範な調査を実施することとした。

2 調査の方針・手法

2項特別保存の運用の在り方を含む、今後の適切な記録の保存・廃棄の在り方を検討していくに当たっては、平成4年に発出した運用通達において2項特別保存の基準を一定程度明確にしたにもかかわらず、全国の裁判所において重要な憲法判断が示された事件や社会の耳目を集めた事件の記録の廃棄が相次いだ原因や背景を明らかにしていく必要があると考えられる。また、令和2年以降に、東京地裁をはじめとして、各庁で2項特別保存の運用要領が策定されたところ、これによって2項特別保存の適切な運用が確保されたといえるのかを明らかにしていく必要もあると考えられる。そこで、これらを明らかにしていくに当たっては、以下の調査を組み合わせる行うこととした。

(1) 基礎調査

記録の保存・廃棄の実情や2項特別保存の活用状況を客観的に把握するために、各庁に対し、2項特別保存に付した事件の件数や、2項特別保存に付した記録の保存状況について照会をしたほか、各庁において保存している保存票を取り寄せ、どのような理由で特別保存に付したのか、令和2年の運用要領の策定の前後で違いがあるか等について分析を行った。

また、現在の記録の保存・廃棄の規律になるまでの保存規程の制定・改正の経緯や運用通達発出の経緯等について、各種の文献等に基づく調査や最高裁関係者からのヒアリングを行ったほか、事件数の動向、事件数から

⁴ 令和4年5月20日総務局第三課長事務連絡「保存期間の満了した事件記録等の特別保存と廃棄について」

見た記録の量や、これまでの庁舎外保管の状況等についての調査を行った。

(2) 個別調査

東京地裁においては重要な憲法判断が示された事件の記録が廃棄され、神戸家裁においては全国的に社会の耳目を集めた事件の記録が廃棄されるなど、全国の裁判所において記録の廃棄事案が見られるところであるが、庁の規模や保存する記録の量、記録の保存・廃棄に関わる職員の態勢など、その実情は各庁によって異なり、これらの実情に応じて2項特別保存に付さずに廃棄に至った経緯や原因も異なる可能性がある。他方で、各庁の運用要領の策定前においても、2項特別保存に付した事案のあることも確認された。そのため、裁判所における今後の適切な記録の保存・廃棄の在り方等を検討していく前提として、複数の庁におけるこれらの事案を例として、運用要領策定前の記録の保存・廃棄の実情を含め、個別に2項特別保存に付さずに廃棄に至った経緯や2項特別保存に付した経緯等を把握し、その中から一連の問題の背景や原因を明らかにしていく必要がある。また、本件に関する調査等を行う中で、特別保存に付した後に当該記録を廃棄した事案も明らかとなっており、同様に、これらの事案を例としてその経緯等について明らかにしていく必要がある。

これらを踏まえ、2項特別保存に付さずに廃棄に至った事案については、各庁において当該事案の記録を2項特別保存に付するか否か検討を行ったか、検討を行った場合において2項特別保存に付さなかった理由は何か、検討を行っていない場合にはその理由は何かなど、2項特別保存に付した事案については、そのきっかけや経緯など、当時の関係職員に対するヒアリングを行った。

具体的には、報道機関から問合せのあった神戸連続児童殺傷事件を含む少年事件の廃棄事案（別紙1-1記載番号1から52までの52件）、憲法判例百選に掲載された民事事件の廃棄事案（別紙2-1記載番号1から35までの35件）、2項特別保存に付されている事件（別紙1-1記載番号53から59までの少年事件7件、別紙2-1記載番号36から38までの民事事件等3件）、特別保存に付された後の廃棄事案（別紙3-1記載の民事事件7件）について、主要な関係職員を対象とするヒアリングを実施した。

(3) 全国調査

各庁における2項特別保存の運用状況や記録の保存・廃棄の実情について、より一般的に運用要領の策定前後を通じた状況を把握するために、全ての高地家裁を対象として、アンケートによる調査を実施し、その結果を整理・分析した。また、令和2年以降に各庁で策定された2項特別保存の運用要領を集積し、その内容について整理・分析を行った。さらに、2項特別保存に付された記録や一定の重大な少年事件⁵の記録について、閲覧謄写等の状況についても調査を行った。

⁵ 平成29年1月から令和3年12月までの5年間に終局した少年事件のうち、非行名分類が「傷害致死」、「殺人（死亡させた罪）」、「強盗致死」、「強盗・強制性交等致死」（法改正前のものを含む。）、「強制性交等致死」（前同。）、「集団強姦致死」に該当するもの。

(4) 運用要領策定後の廃棄事案の調査

廃棄事案の中には、2項特別保存の運用要領が策定された後に、社会の耳目を集めた事件の記録を廃棄した事案（別紙1－1記載番号36、51、52）が見られた。また、本件に関する調査・検討を進める中でも、同様に運用要領策定後に廃棄した事案（東京地裁のオリンパス内部通報事件（平成28年に終局したもの）、医療観察事件）が明らかとなっている。

これらの事案は、いずれも運用要領策定時に既に終局した事件の記録の廃棄であるところ、運用要領によって2項特別保存の適切な運用が確保されたといえるかを評価するに当たっては、これらの事案を例として、2項特別保存に付されずに廃棄に至った経緯等を把握し、その背景や原因を明らかにしていく必要がある。

これらを踏まえ、(2)の個別の調査のほか、各庁の参考となった東京地裁の運用要領において、既に終局した事件の記録から2項特別保存に付すべきものをどのように抽出していくことが想定されていたか（運用要領の遡及適用の問題）等を明らかにするために、最高裁及び当該庁の各関係職員からヒアリング等を行った。

(5) 有識者委員会における意見聴取

ア 裁判所が保存する記録について、今後、どのように残していくべきかについて、有識者委員が適切に意見を述べることができるよう、有識者委員会において以下の方々から意見を聴取した。

瀬戸 一哉氏（民事事件の代理人の立場から。弁護士）

金矢 拓氏（少年事件の付添人の立場から。弁護士）

土師 守氏（少年事件の被害者の立場から。神戸連続児童殺傷事件の被害者の御遺族）

宍戸 常寿氏（記録の潜在的ユーザーの立場から。東京大学教授）

奥山 俊宏氏（社会一般の立場から。上智大学教授・元朝日新聞編集委員）

高埜 利彦氏（アーカイブズ学の専門家。学習院大学名誉教授）

イ また、有識者委員会事務局において、以下の方々から意見を聴取し、委員会の会合において委員に報告した。

中江 美則氏（亀岡暴走事故事件の被害者の御遺族）

濱田 正晴氏（オリンパス内部通報事件の元原告）

第4 調査の結果

1 記録の保存の実情

裁判所における特別保存の状況、記録の保存の状況に関して、調査により以下の事実が明らかとなった。

(1) 2項特別保存の活用状況

ア 2項特別保存に付された事件の件数

全国の高地家裁で2項特別保存に付された事件（国立公文書館に移管されたものを除く。）の件数（令和4年11月24日時点）は、運用要領策定前では、民事事件は276件、家事事件は30件、少年事件は事件記録11件、少年調査記録15件（全合計332件）であった。

運用要領策定後に2項特別保存に付された事件の件数(同日時点)は、民事事件は1005件、家事事件は21件、少年事件は事件記録4件、少年調査記録5件(全合計1035件)であった。

これらを合計すると、2項特別保存に付された事件の件数は、民事事件は1281件、家事事件は51件、少年事件は事件記録15件、少年調査記録20件(全合計1367件)となる。

運用要領策定前に2項特別保存に付された件数は、上記のとおり332件(約50年間での実績⁶)である。2のとおり、昭和28年に制定した事件記録等保存規程において特別保存制度が明記され、平成4年には保存規程における特別保存の基準を一定程度明確化する運用通達が発出されているが、運用通達発出前に2項特別保存に付されていたものは76件、同発出後の約3年間で新たに2項特別保存に付されたのは11件にとどまっている⁷。運用要領策定後の約2年間で民事事件だけでも1000件を超える事件の記録について2項特別保存に付されていることと比べると、同策定前における2項特別保存の活用は低調であり、平成4年の運用通達の発出によってもその傾向に特段の変化がなかったことが分かる。

イ 2項特別保存に付された事件の理由別件数・外部要望の数

保存票から各事件について2項特別保存に付した理由が明らかになるところ、その理由別件数⁸は、運用要領策定前では、「調査研究の重要な参考資料となる」(運用通達記第6の2(1)カ)85件、「全国的に社会の耳目を集めた」(同オ前段部分)79件、「世相を反映した事件で史料価値が高い」(同エ)60件、「当該地方における特殊な意義を有する」(同オ後段部分)38件、「法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された」(同イ)12件、「重要な憲法判断が示された」(同ア)10件、「訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された」(同ウ)4件、「その他」113件であった。これに対し、運用要領策定後では、「全国的に社会の耳目を集めた」471件、「法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された」123件、「調査研究の重要な参考資料となる」37件、「重要な憲法判断が示された」24件、「世相を反映した事件で史料価値が高い」23件、「当該地方における特殊な意義を有する」14件、「訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された」5件、「その他」428件⁹となっている。

運用要領策定前の件数は上記のとおり、約50年間での実績であるのに対し、同策定後の件数は、約2年間での件数であるから、同策定後は、

⁶ 国立公文書館には、事件完結時から50年を経過した、2項特別保存に付された記録を移管している(第2の1(4))。

⁷ 最高裁事務総局総務局が平成8年に行った調査の結果による(瀧川叡一、竹澤哲夫「司法資料の保存・利用について」(自由と正義48巻1号96頁))。

⁸ なお、1個の事件について複数の理由が選択されている場合があるため、理由別件数の合計は2項特別保存に付した事件の件数と一致するものではない。

⁹ 各庁において、ある程度の期間にわたって事実上保存されていたことに鑑みて、史料価値があるものとして特別保存に付されたものなどが該当する。

各類型において積極的に2項特別保存に付されている状況がうかがわれる。

また、2項特別保存に付された事件のうち、外部からの要望があったものの件数については、運用要領策定前では約50年間で14件であったところ、同策定後では約2年間で37件になっており、有意に増加していることから、各庁の運用要領に基づいて外部要望の周知を図った効果が出ていることがうかがわれる。

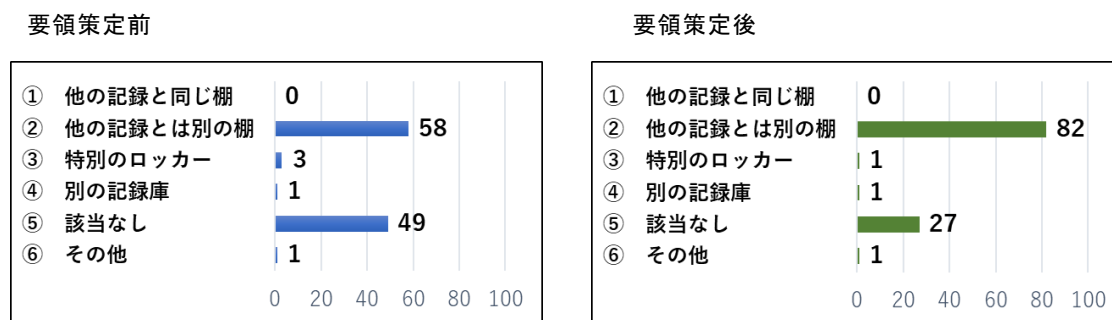
ウ 2項特別保存に付された記録の実際の保存状況

現に2項特別保存に付されている記録の保存状況を確認したところ、大分地裁においては、2項特別保存に付された記録6件分を誤って廃棄した事案があったが、その他の庁においては、2項特別保存に付された記録が保存されていることが確認できた。

なお、当該保存状況の確認の過程で、熊本地裁において、1項特別保存に付された記録を誤って廃棄した事案の報告があったことから、その他の庁においても1項特別保存に付された記録の保存状況について確認したが、それ以外に廃棄された事件はなかった。

全国調査の結果をみても、運用要領策定前から、特別保存に付された記録については、他の記録とは別の棚、特別のロッカー、あるいは別の記録庫で保管されており（図1参照）、他の記録と同じ棚で保管されている例はなく、最高裁事務総局総務局が作成した「事件記録等保存規程の解説（改訂版）」（以下「規程解説」という。）（111頁）にあるとおり、通常の保存記録とは区別して保存されているといえる。

（図1）2項特別保存に付されている事件記録の保管場所



※以下、全国アンケートの調査結果について、全国の高他家裁庁の総数は108庁であるが、家事と少年を個別に回答した庁が4庁あり、基本的に回答総数は112庁となる。

（2）特別保存に付した記録の利用状況

ア (1)のとおり、全国の高他家裁において2項特別保存に付された事件は1367件あり、そのうち、事件確定後に閲覧謄写・便宜供与申請があったものは、513件（38%）であった。その内訳は、一部重複があるが、当事者・同代理人による閲覧謄写183件、それ以外の弁護士による閲覧謄写120件、一般、学者等による閲覧謄写314件、便宜供与9件（判例等データベース会社、警察、文化庁等）である。

また、上記1367件のうち、2項特別保存の始期と閲覧謄写等の先

後関係について確認が取れていない468件を除いた899件について、通常の保存期間（民事訴訟事件であれば5年間）が経過した後、すなわち2項特別保存の期間に入ってから閲覧謄写・便宜供与の申請があった事件数は、88件（10%）であった。その内訳は、一部重複があるが、当事者・同代理人による閲覧謄写14件、それ以外の弁護士による閲覧謄写23件、一般、学者等による閲覧謄写54件、便宜供与7件（判例等データベース会社、警察、文化庁等）である。

以上の利用状況からすると、通常の保存期間が経過した後についても、一定数の閲覧謄写がされていることがうかがえ、第三者的な立場の属性による利用の割合が増えているといえる。

イ 少年事件の記録は、調査対象となった92件のうち、事件確定後の閲覧謄写・便宜供与申請事件数は14件（15%）であった。その内訳は、一部重複があるが、当事者・同代理人による閲覧謄写2件、それ以外の弁護士による閲覧謄写4件（主犯格（成人）の代理人、被害者代理人）、被害者等3件（被害者、同親族、保険会社、検察庁）、便宜供与7件（検察庁、警察、地方公共団体、地裁からの囑託）である。

(3) 事件数から見た記録の量の試算

ア 事件数の動向

記録は事件に関して作成されるものであるから、記録の分量は、事件数の動向の影響を当然に受ける。

裁判所で保存に付されることとなる全裁判所の新受全事件数（刑事事件を除く。）について、経年的な動向を見ると、民事・行政事件については、昭和27年に約55万件であったが、昭和40年に約126万件、昭和60年に約255万件と増加した。平成に入り、平成元年には約183万件であったところ、平成5年に約235万件、平成10年に約298万件、平成15年に約352万件に増加し、同年をピークとして、平成17年から平成22年までは200万件台で徐々に減少しながら推移し、平成25年以降は150万件前後で推移している。

家事事件については、昭和27年に約37万件であり、昭和40年に約30万件に減少したが、昭和60年には約40万件に増加した。平成に入り、平成元年には約35万件であったところ、平成5年には約40万件、平成10年に約49万件、平成15年に約68万件に増加し、その後も増加を続け、平成28年以降は100万件を超えるに至っている。

少年事件については、昭和27年に約19万件であったところ、昭和40年に約109万件に増加し、同年をピークとして徐々に減少しながら推移し、平成10年に約32万件、平成20年に約18万件になり、平成27年以降は10万件以下となっている。

これらの事件数は、令和3年においても、ピーク時には至らないものの、年間で合計約257万件に及んでいる。1件当たりの記録の厚さは、事件の内容、プリンター等の普及に伴う紙の質の変化などの影響も受けるものであり、これらの影響の度合いについても経年的に変化していると考えられる。それを措くとしても、以上の事件数の動向からすると、少年事件の減少を踏まえても、民事・行政事件や家事事件を中心に記録

の分量が大きく増加してきたことがうかがえる。

イ 事件数から見た記録の量

令和4年下半期において、規模の異なる複数の庁に保存されている記録の分量を事件類型ごとにサンプリング調査し、調査結果に基づいて全国の裁判所において保存に付される1年間当たりの記録の分量をf m（ファイルメーター）¹⁰として推計したところ、約2万1000～2万5000 f mであった。記録の保存期間の多くが5年間であることを踏まえると、全国の裁判所で現に保存されている記録の厚さは、その5倍である約10万5000～12万5000 f mと推計される。

(4) 記録の庁舎外保管（裁判所庁舎）・民間委託の状況

ア 事件数の急増に伴い、全国的に記録庫の狭隘が問題化し、例えば東京地裁においては、平成8年ころには記録庫が飽和状態となり、民事部では、毎年300～500 f mの記録が、廃棄される記録を上回る状況となっていた。このような状況の下、単独法廷等を転用して、記録を保管する取扱いを開始し、平成9年3月からは、管内の簡裁における未使用室なども転用して記録の保管を開始することとなった。これによって、約500 f m分の保管スペースを確保したが、平成10年頃には更に約900 f m分の保管スペースが必要となり、簡裁での保管を拡大した。

その後も事件数増に伴う保管量の増加が継続する中、東京地裁においても簡裁での庁舎外保管だけでは対応できなくなったことから、平成18年に民間業者への記録の保管の委託を開始することとなり、更に約900 f m分の保管スペースを確保していたところ、平成19年には、裁判員裁判用法廷等の確保のために記録庫が縮小され、約2500 f m分の保管スペースが減ることとなったため、民間業者への記録の保管委託が拡大することとなった。このような庁舎外保管や民間委託は、横浜地裁やさいたま地裁のほか、大津地裁（彦根支部）や福岡地裁などでも見られ、全国的に記録庫が狭隘の状況にあったといえる。

イ 平成25年8月に、最高裁判所和光別館資料棟が完成し、同年10月から、これまで他の裁判所庁舎で保管していた東京地簡裁の記録を同資料棟に移して保管しており、現在の収容量は約1万3000 f m（収容率約90%）である。

なお、全国的に拡大した庁舎外保管は、現時点においても、群馬富岡簡裁での庁舎外保管（さいたま地裁分。現在の収容量約400 f m、収容率約50%）と横浜地裁の民間業者委託（現在の収容量約1200 f m）が継続している。

2 記録の保存に関する規程の制定及び改正、運用通達発出の経緯、背景

記録の保存に関する規程の制定及び改正、その運用通達発出の経緯、その背景に関して、調査により以下の事実が明らかとなった。

¹⁰ 書類・記録の量を表す単位で、書類を単純に並べたときの厚みをメートルで表すもの。オフィスにおける書類の物量を示す単位として、オフィス家具メーカーや引越業界において広く利用されている。

(1) 事件記録等の保存に関する規程の制定について

戦後、新憲法の施行と同時に裁判所法が施行され、裁判所の制度が大きく変革され、昭和29年1月1日施行の事件記録等保存規程（昭和28年最高裁判所規程第9号。以下「昭和28年規程」という。）が制定された。昭和28年規程では、民事事件の判決原本は永久保存するものとされ、民事事件の事件記録については、裁判によって完結したものは保存期間を10年とし、特別保存の規定も設けられていた。また、少年事件の事件記録については、保護処分で完結したものは保存期間を15年とし、少年が26歳に達した時点で審判書のみの保存とすることができるとされた。

その後、事件数増加に伴う保存事務量の増大によって、保存事務が渋滞したこと等から、昭和39年に、昭和28年規程が全部改正されて現在の保存規程となり、定義規定が設けられて適用範囲が明らかにされたり、保存期間が合理化されたり、保存事務が簡易化されるなどした。民事事件の事件記録については、引き続き、裁判によって完結したものの保存期間は10年とされたが、少年事件の事件記録については、保護処分で完結したものの保存期間は少年が26歳に達するまでとされた。また、判決原本については、保存期間を50年と定められたが、附則3項により、当分の間、従前のおりとするものとされたため、保存規程への改正後もしばらく永久保存が継続された。

(2) 調査記録規程について

昭和27年に少年審判規則37条の2（昭和27年4月1日施行）が加えられ、従来一括して取り扱われてきた少年事件の記録を、事件記録（法律記録）と少年調査記録（社会記録）とに分離し、後者については、家裁において保護処分の決定をしたときは、少年院等の執行機関に送付することとなった。

少年調査記録については、単に保護処分の執行機関に送付するにとどまらず、一少年ごとに累加的に編てつして作成する等、その全般について記録とは異なった取扱いをしなければならない特殊性があり、昭和28年規程とは別に、昭和29年7月1日施行の調査記録規程が制定され、第2の1(3)のおり、少年調査記録の保存期間や特別保存に関する規定が設けられた。

なお、調査記録規程の運用に関する通達に当たる「少年調査記録規程の施行について」（昭和29年6月25日付け家庭甲第100号家庭局長、訟廷部長事務取扱通達）においては、「少年に対する記録が、なるべくすみやかに廃棄されるべきことは、少年保護の見地からみて、極めて当然の要請である。」旨記載されており、当時の裁判所においては、少年事件の記録は速やかに廃棄すべきものとされていたことがうかがえる。

(3) 訴訟記録の保存法制の整備に向けた動きについて

昭和59年に弁護士グループが調査を行ったところ、多くの著名事件を含む刑事事件の記録の大部分が廃棄されていることが判明した。このことは、昭和60年4月の衆議院法務委員会でも取り上げられた上、報道もされ、訴訟記録の保存法制の整備に向けた動きへとつながることとなった。

日弁連は、同年7月、法務大臣、最高裁長官、文化庁長官宛てに「訴訟

記録等保存立法についての要望書」を提出し、裁判確定後の訴訟記録等の保存のため、その理念と目的を明らかにし、保存の主体、保存の基準、期間、方法、公開等につき定めた訴訟記録等保存立法を推進するよう要望した。なお、その要望において、裁判所の特別保存の運用の実態は必ずしも明らかでなく、特別保存に関する基準、方法等を法律によって明確化することが緊急に必要であるとしていた。また、日弁連の司法制度調査会は、昭和61年9月、「裁判確定記録保存に関する法律案要綱試案」を発表し、保存の種類や保存期間、特別保存について法律案要綱を示した。

(4) 刑事確定訴訟記録法の成立について

昭和62年、刑事事件の記録については、刑事確定訴訟記録法が制定され、その保管、保存等について法制化された。同法においては、記録の保管主体は検察官とされた。また、裁判書以外の記録だけでなく、裁判書についても、有期の保存期間が定められた一方、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料となるものについては、保管期間の満了後でも刑事参考記録として保存すべき旨が定められた。

(5) 民事確定記録への対応について

日弁連からは、民事事件の記録についても、保存立法の制定が要請されていたが、最高裁は、記録の保存に関する事務は、裁判所の内部的な司法事務処理の範囲に属し、民事事件の記録の保存について、最高裁判所規則の一形態である保存規程が設けられていることから、保存規程で定めることが適当であるとして、日弁連からの要請については、保存規程の充実、通達の整備で採り入れる方向で検討し、日弁連の賛同を得た。¹¹

(6) 平成4年の保存規程の改正について

民事事件の判決原本の永久保存については、当時、保存事務上の問題として、各裁判所において、保存期間50年を経過した判決原本が相当な分量（例えば、東京地裁、大阪地裁等では100f m以上、全国では約2200f mの厚さに及んでいた。）になっており、また、古い判決原本は、変色、汚損が甚だしく、紙質も相当劣化しており、防虫や管理保存に相当の手間及び費用を要していたことから、多くの裁判所から、判決原本の永久保存の廃止について、強い要望があった。

また、裁判所において保存期間50年を経過した判決原本の閲覧、謄写、正・謄本交付等の申請はほとんどなく、史料的、法制的に価値の高いものについては、各種判例集等の形で刊行されているほか、特別保存の制度があること、刑事確定訴訟記録法において裁判書の保存期間はすべて有期となったことも踏まえると、一律に全ての判決原本を永久保存する必要性は乏しいと考えられた。

そのため、平成4年1月の保存規程の改正により、附則3項が削除され、判決原本の保存期間は、本則により50年とされることとなり、保存期間

¹¹ 竹澤哲夫「民訴確定記録等の特別保存－基準の明確化にあたって－」（自由と正義43巻4号126頁）

が経過した判決原本は、順次廃棄されることとなった。¹²

(7) 運用通達の発出について

刑事事件記録については、刑事確定訴訟記録法の制定に伴い、法務省において、刑事参考記録に関する通達等の整備が行われ、また、日弁連から民事事件記録等についても同様の整備を求められたことも踏まえ、最高裁において、平成4年2月7日付け総三第8号事務総長通達「事件記録等保存規程の運用について」（運用通達）が発出された。運用通達で示された2項特別保存の基準の内容は、第2の1(2)のとおりであり、一定の具体化がはかられた。また、各裁判所において、事件記録等を2項特別保存に付した場合には、その旨を最高裁へ報告する制度が新設された。

運用通達発出に先立ち、最高裁は、平成3年11月、高裁事務局長を通じて、「判決原本の永久保存の廃止と事件記録等の特別保存について」と題する書面（以下「平成3年書面」という。）を地家裁所長、高裁民事首席書記官に配布した¹³。平成3年書面には、「特別保存に関する通達整備」の項目において、「多数の、又は大部の事件記録等を特別保存することは、記録庫の中の相当なスペースを取り、保存事務上も負担が大きいという問題がある」とした上で、「特別保存記録の膨大化の防止策」として、「①弁護士会等から特別保存の要望があった場合には、直ちに判断をせず、できるだけ保存期間満了直前に判断するような運用を行うこと（判決の直後は重要に思える事件でも、年月の経過によって、特別保存するまでの必要性はないとの判断に至る事件も少なくないであろう。）、②特別保存する場合には、事件記録の一部のみを特別保存するという方法を活用すること、③一旦特別保存に付した事件記録等についても、年月の経過等により特別保存を取りやめることも検討すること、④特別保存に付した事件記録等は、スペース的に余裕のある管内の裁判所（例えば、支部が廃止になった簡裁の庁舎等）で保管することも検討すること」を提案する旨の記載がある。

また、最高裁事務総局総務局が平成7年3月に執務用の資料として作成した規程解説においても、特別保存記録の膨大化の防止策として、平成3年書面における②から④までの方策の検討を提案している（102頁）。

なお、少年調査記録についても、平成4年8月21日付けで調査記録通達が制定され、第2の1(3)のとおり、運用通達と同様に、2項特別保存の基準について一定の具体化がはかられる等した。

(8) 最高裁担当者の認識について

平成4年1月における保存規程の改正及び運用通達の発出が行われた当時の最高裁事務総局の担当者からヒアリングを行った。その聴取内容は、以下のとおりである。

¹² 服部悟「民事判決原本の永久保存の廃止と民事事件記録等の特別保存について」（自由と正義43巻4号109頁）

¹³ 平成3年書面は、地家裁所長には、裁判官に対して、判決原本の永久保存の廃止等の検討がされていることを説明し了解を得ることや、外部からの特別保存の要望が出た場合には要望書のひな形に記入にしてもらうことを依頼し、高裁民事首席書記官には、判決原本の永久保存の廃止関係や保存規程・運用通達の改正案等についての意見を求めるものであった。

当時は、記録庫の問題があり、永久保存となっていた判決原本の保存期間を有期にできないかということで検討を進めており、日弁連と協議をする中で、記録の特別保存の話も出てきた。

記録の特別保存の運用について、裁判所だけで判断すると認定が漏れているのではないかという指摘も考えられたことから、弁護士会等から特別保存の要望を出してもらい、その要望を最大限尊重して特別保存に付すということが望ましいと考えた。弁護士会から要望を出しやすいように、日弁連の意見を尊重しながら、運用通達において特別保存の基準を具体化し、その基準を盛り込んだ要望書のひな形も作成して、日弁連が発行する「自由と正義」に載せて周知をした。基準の明確化により、裁判所が自ら特別保存を行っていくというより、弁護士会からの特別保存の要望を最大限参酌していくことを考えていたところ、要望が大量に出てくることにより、保管スペースが無くなって対処しきれなくなることを懸念し、記録の一部を保存する方法や、廃止した支部での保存の活用などの対応策を検討し、下級裁に周知した。

運用通達により新たに設けた2項特別保存に関する最高裁への報告も、件数などを把握するためのもので、各庁からの報告を分析することなどまで考えていたわけではない。

実際には、弁護士会から特別保存の要望はあまり出なかったようであるが、裁判所も弁護士会も、判決原本の方に関心が集中していたことが影響したのではないか。

(9) 判決原本の廃棄等を巡る経緯について

(6)のとおり、平成4年の保存規程の改正により、判決原本の保存期間が永久から50年となって、保存期間が満了した判決原本は、一定の留保期間を経て、平成6年以降に順次廃棄されることとなったが、最高裁は、平成4年4月、法制史学会から、判決原本の廃棄に当たっては、慎重な配慮をし、国立公文書館や大学図書館等への移管措置を講じるよう要望を受けた。また、平成5年に発足した学術研究者等のグループである「判決原本の会」との間で、廃棄予定であった判決原本の保存について折衝をすることとなった。同年10月には、最高裁は、法制史学会からの要請等を受けた日弁連から、当分の間、予定されている判決原本の廃棄を留保し、特別保存の規定とは別に、歴史的遺産としての判決原本・記録の保存について特段の配慮を求められ、その保存方法についても、法制史学会その他の学術団体と協議するよう要望を受けた。さらに、最高裁は、同年11月、「判決原本の会」から、裁判所で保管している判決原本を国立大学で全て一時的に保管できる目途が立ったとして、判決原本の受入れの申出を受けた。

最高裁は、これらを受けて、同年12月、廃棄を予定していた民事判決原本を、学術研究の資料として、申入れのあった高裁所在地その他全国10の国立大学法学部に移管し、当面、一時的に保管することを決め、全国の裁判所に廃棄を中止するよう指示した。なお、これらの民事判決原本については、その後、平成23年までに国立公文書館に移管された。

(10) 平成11年の保存規程の改正について

事件数の増加やプリンター等の普及に伴い紙が厚くなったことも影響

し、記録庫の狭隘化が深刻となり、保存及び廃棄事務の停滞を招いていた。そこで、記録庫の狭隘解消と円滑な事務処理のための方策として、平成11年の保存規程の改正により、保存期間の見直しが行われた。その結果、民事訴訟事件の事件記録については、保存期間が10年から5年に短縮された。

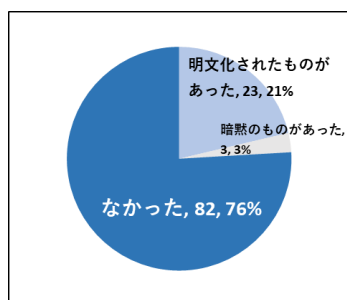
その後、平成31年2月に東京地裁の記録廃棄の問題が発覚して、運用要領が策定されるまで、保存期間や特別保存の基準など、記録の保存に係る規律について大きく改正されることはなかった。その間の2項特別保存の件数も、低調な状態が続いていた。

3 要領策定前に記録が廃棄された事案について

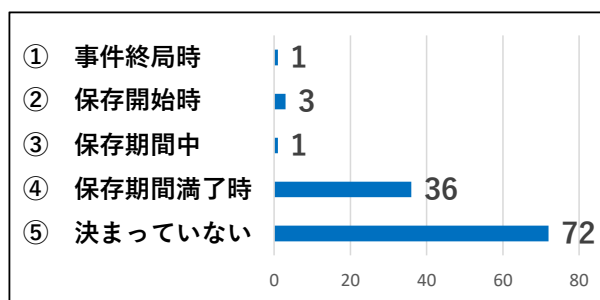
全国調査の結果によれば、令和2年の運用要領策定前においては、2項特別保存に係る事務処理要領等を明文化して策定した庁は約2割にとどまっていた上、認定時期や手順を明記している庁も一部見られたものの、運用通達の基準を具体的かつ客観性を伴うものにし、詳細な認定プロセスまで定めた庁はなかった（図2参照）。また、2項特別保存の認定時期が定まっていない庁が、相当数見られた（図3参照）。第2の1(4)のとおり、2項特別保存に付する旨の判断は、各庁の裁判官会議によって行われる司法行政上の作用であり、各裁判所の長に委任することが可能なものであるが、いつ誰にどのように判断を求めるかが明確化されていない庁では、およそ2項特別保存の活用を期待し難い状況にあったといえる。

（図2）2項特別保存に関する具体的な基準・（図3）2項特別保存の認定時期（要領策定前）

事務処理要領の存在（要領策定前）



※庁ごとの回答のため、総数は108



※複数回答あり

このような中で、2項特別保存に付すべき可能性が高かったにもかかわらず、その判断がされずに記録が廃棄された事案について、その経緯を調査した（本項においては調査から確認された事実関係を記載し、これらの事実関係を踏まえた問題点やその原因は第5の1(1)において記載している。）。調査結果について、関係職員の認識等に沿って分類するならば、①当該事件の記録が廃棄対象に含まれることを認識し、特別保存に付すかどうかを検討された類型（類型Ⅰ。少年事件4件）、②当該事件の記録が廃棄対象に含まれることを認識したが、特別保存に付すかどうかは詳細に検討されなかった類型（類型Ⅱ。少年事件7件）、③当該事件の記録が保存されている認識がなく、

廃棄対象に含まれることも認識していなかった類型（類型Ⅲ。少年事件39件、民事事件35件）に分けることができるので、以下この分類にしたがって記載していくこととする。

なお、これらの調査は、裁判所における今後の適切な記録の保存・廃棄の在り方等を検討していくために、複数の庁における廃棄事案を例として行ったもの（第3の2(2)）であるが、調査に当たっては、事実関係を明らかにするために、現在でも事情を最もよく把握、記憶している可能性が高い廃棄当時の関係職員を中心にヒアリングを行った。第5の1(1)ウのとおり、これら関係職員の認識や行動をもたらした要因としては、これまでの最高裁による不適切な対応があるのであり、あくまでその責任は最高裁にあることを付言しておく。

(1) 類型Ⅰ

ア 類型Ⅰの聴取結果は、別紙1-2のとおりであるが、そのうち別紙1-1記載番号6の事件（平成9年の神戸連続児童殺傷事件）は、関係職員が2項特別保存の要件に該当する可能性があると考え、所長にも当該記録が廃棄対象になる旨の話がされたにもかかわらず、所長による2項特別保存の判断がされなかった。

すなわち、廃棄時に在任していた所長は、廃棄担当の管理職から本件記録の廃棄について話をされていたが、廃棄の前提として、自身が2項特別保存に付するか否かの検討をしなければならない立場にあるとの認識を持っておらず、明確な意見を述べることはなく、2項特別保存に付するか否かの判断をすることはなかった。

廃棄担当の管理職は、所長以外の他の職員にも話をもちかけていたが、廃棄の可否について明確な意見は述べてもらえず、記録廃棄の権限だけでなく、特別保存の権限も所長ではなく首席書記官にあると考えていたこともあり、自分で判断しなければならないと考えた。また、廃棄時とそれ以前の時期を通じて、管理職を含む多くの職員は、記録は保存期間が経過したら原則廃棄し、2項特別保存に付することは滅多にない、2項特別保存に付するのは例外中の例外であり極めて希少な事例に限られると考えており、他方で、本件が社会の耳目を集めた事件であることを理由に廃棄をすることについて問題意識を持つ者や「希な事件、前代未聞の事件であり、貴重な資料となるから保存すべき」と述べる裁判官もいたが、そのような問題意識が所長に伝わるなどして2項特別保存に結びつくことはなかった。

最終的に、同管理職は、本件事案が「全国的に社会の耳目を集めた」との要件（運用通達記第6の2(1)才前段部分）に該当する可能性が非常に高いとは思ったが、①これまで神戸家裁において特別保存に付した事件はないと聞いていたこと、②保存期間満了後既に2年が経過していること、③記録を保存している間に何か廃棄を妨げるような問題が起きたとは聞いていなかったこと、④少年事件は非公開で一般の民事事件とは異なるので、他に記録を使ったりすることはないと思ったこと、⑤記録庫の狭隘などを総合的に考慮し、保存の必要性（運用通達記第6の2(1)参照）があるとはいえないと考えて、所長に2項特別保存の判断を正式

に諮ることなく、本件記録の廃棄を指示するに至った。

イ 類型Ⅰのうちその他の事件（別紙１－１記載番号２７、３１、４２の事件）においては、いずれも関係職員の中に、２項特別保存の検討をした者はいたが、判断権者である所長に相談等がされたことはなく、所長による２項特別保存についての判断はされていない。

別紙１－１記載番号２７の事件（平成１５年の男児誘拐殺人事件）では、記録の廃棄について相談を受けた管理職が、当該事件は全国的に社会の耳目を集めた事件ではない、少年事件記録が調査研究の対象になったという事例を聞いたことがなく、外部からの閲覧が許可されることもほとんどなく、調査研究の対象にもならないなどとして、２項特別保存の要件に該当せず、さらに記録庫の狭隘も踏まえて、特別保存に付す必要性もないと考えた。複数の職員が当該記録の存在を認識していたが、所長に相談等されることはなく、廃棄に至っている。

別紙１－１記載番号３１の事件（平成１６年の佐世保大久保小事件）では、記録の廃棄について相談を受けた管理職は、本件を報道で知っており、番号２７の事案よりは社会の耳目を集めたという認識であったが、地域限定的な事件との印象を受けており、全国的に社会の耳目を集めた事件ではなく、２項特別保存の要件に該当せず、特別保存に付す必要性もないと考えた。複数の職員が当該記録の存在を認識していたが、所長に相談等されることはなく、廃棄に至っている。

別紙１－１記載番号４２の事件（平成１８年の自宅への放火殺人事件）では、廃棄時における管理職は、全国的に社会の耳目を集めた事件が２項特別保存の対象となることは理解していたが、その基準はよく分かっておらず、本件は、先例となるような事件ではないし、親子間で発生した事件であったことや、継続的に報道されていなかったことから、全国的に社会の耳目を集めた事件でもないと考えており、また、記録庫の狭隘の問題等から粛々と廃棄の進めを進めるべきと考えた。複数の職員が当該記録の存在を認識していたが、所長に相談等されることはなく、廃棄に至っている。

ウ これら類型Ⅰからは、所長を含む職員において、２項特別保存の判断権限の所在が意識されていないという問題のほか、検討・判断の参考となる先例がないこと、２項特別保存に対する消極的な姿勢、記録は原則として廃棄するものという認識の強さがうかがわれる。

(2) 類型Ⅱ

類型Ⅱ（別紙１－１記載番号１４、１８、３０、３９、４１、４５、５２の事件。なお番号５２の事件については、少年ごとに保存期間満了日が異なる関係で、後述する類型Ⅳにも該当する。）の聴取結果は別紙１－２のとおりであり、類型Ⅱにおいては、当該事件が廃棄対象に含まれることの認識をもった関係職員はいたが、同職員を含めて、２項特別保存の検討が詳細にされず、所長に２項特別保存の判断を諮る者もいなかった。

関係職員において２項特別保存の検討が詳細にされなかった主な要因は、①どのような事件が２項特別保存の対象になるかについての基準がなかった、②２項特別保存の判断は、終局時に行うものであると考えていた

ため、廃棄時に2項特別保存の検討がされなかった（他方で、終局時の関係職員は、2項特別保存の検討時期を考えたことはなく、終局時には検討がされていない。）、③2項特別保存の話題が出た時は、まだ廃棄する時期ではなかったことから、廃棄時に検討すればよいとなったが、その情報が引き継がれず、廃棄時にはその検討がされなかった、④「特別保存対象事件記録」と記載した紙が記録と一緒にされていたが、検討にはつながらなかった、⑤記録係の職員は2項特別保存を検討すべきと考えたものの、相談を受けた上司はその検討をしなかった、⑥事件記録（法律記録）は検察官に送られていたことや、罪名が殺人等の重大なものではなかったこと、少年事件の記録はプライバシーの問題から原則廃棄と考えていたことから、少年調査記録を2項特別保存に付するという考えに至らなかった、などであった。

これらの類型Ⅱの事案は、2項特別保存を検討すべきではないかといった問題意識を持った職員がいても、それが引き継がれなかったり、先送りにされたりして、2項特別保存の検討につながらず、ひいては判断権者である所長に伝わることもなかったものであり、2項特別保存に付すべき記録を適切に保存するための認定プロセスに問題があったことを示している（②から⑤まで）。また、2項特別保存の基準の在り方に問題があったことを示す事例や（①）、保存期間を満了した記録は原則として廃棄すべきであるという認識を職員が持っていたことをうかがわせる事例もあった（⑥）。

なお、類型Ⅱの事案の調査において、2項特別保存の検討が詳細にされなかった背景として、それまで当該庁で特別保存がされたことがなく、具体的な事務フローがなかったことを挙げる職員もおり、類型Ⅱにおいても、2項特別保存の検討・判断の参考となる先例がないことが、2項特別保存の検討を妨げる原因となっていることもうかがわれる。

(3) 類型Ⅲ

類型Ⅲ（別紙1-1記載番号1から52までの事件のうち、類型Ⅰ及び類型Ⅱに当たるもの並びに番号36、51を除いたもの並びに別紙2-1記載番号1から35までの事件）の聴取結果は、別紙1-3（少年事件）及び別紙2-2（民事事件等）のとおりであるが、これらの事案は、聴取対象者において、聴取した該当事件については記憶がなく、廃棄した認識もないというものであり、所長に2項特別保存の判断が諮られたこともなかった。

このような状況が生じた主な要因は、廃棄の決裁に当たっては、事件番号や記録冊数などが記載された「廃棄目録」のみを確認する事務フローになっており、廃棄記録自体や廃棄事件の事案の概要等が添付されていることはなく、決裁の際に、「特別保存に付すべき記録が廃棄目録にあがっていないか」という視点で検討されることはなかったこと、決裁権者は、主に廃棄目録に記載された記録について保存期間が満了しているかを確認して決裁していたことが挙げられる。また、記録現物と照合（第2の1(1)）する際の確認の項目も、保存期間の満了の有無、事件番号、記録の冊数といった記録の特定に必要な項目に主眼が置かれており、廃棄対象の事件が

重要な憲法判断を示したのかとか社会の耳目を集めたのかといった事件の内容を確認する仕組みにはなっていなかった。もとより、2項特別保存の判断権者である所長に対しても、その判断に必要な情報が伝わっていなかった。

このように類型Ⅲの事案においても、2項特別保存に付すべき記録を適切に保存するための認定プロセスに問題があったことが示されている。

なお、類型Ⅲの事案の調査に関し、当該事件の記録が所属庁に保存されていることの認識がなく、廃棄対象となっていることの認識もなかった職員についても、多くは2項特別保存制度自体は把握していたが、どのような事件が2項特別保存に付されると認識していたかについては、①全国的な事件で国難に値するような事案、②法改正につながった事案、③学者等の第三者が要望を出した事案、④憲法問題がある事件、⑤審理方法が特殊な事案などというものであった。また、少年事件の記録を2項特別保存に付すことについては、①少年のプライバシーや非公開性の観点から、少年事件の記録は保存期間が満了したら廃棄することが当然である、②民事事件は該当するものがあると考えていたが、少年事件については非公開性の観点から該当するものがあるという意識がなかった、③少年事件については、要保護性の観点から、事案が社会の耳目を集めたとしても、それだけで2項特別保存の対象となるということは考えにくかった、④当時は保存期間が満了したら記録を速やかに廃棄すべきと考えていた、などという認識であった。

これらの結果からも、職員における2項特別保存の基準についての理解のばらつき、特別保存に付することへの消極的な姿勢が現れているといえ、特に少年事件についてその特殊性への配慮に重きを置いていたこともうかがえる。

また、類型Ⅲの事案の調査において、①2項特別保存に付された記録がなく、基本的には全件廃棄であった、②2項特別保存に付された記録がないことを不思議に思わなかったと答える職員がおり、類型Ⅲにおいても、2項特別保存の検討・判断の参考となる先例がないことが2項特別保存の検討を妨げる原因となっている可能性がうかがわれる。

4 要領策定後に記録が廃棄された事案について

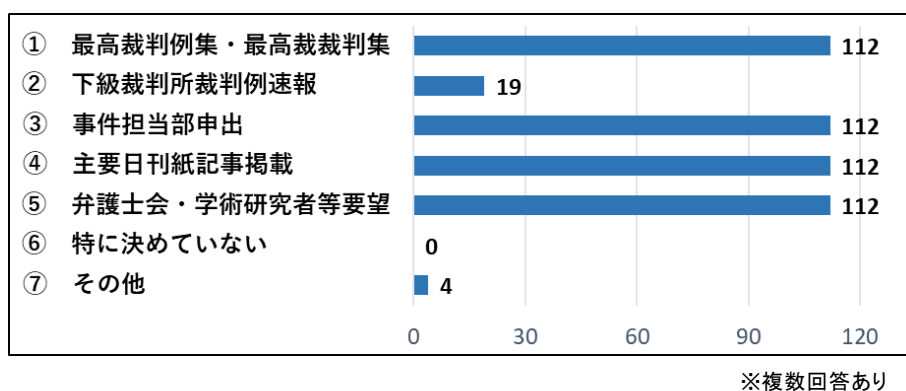
令和2年の運用要領策定時の東京地裁や最高裁の担当者からの聴取や、当時の資料によれば、以下の事実が認められる。

(1) 運用要領策定、令和2年総務局長通知の経緯

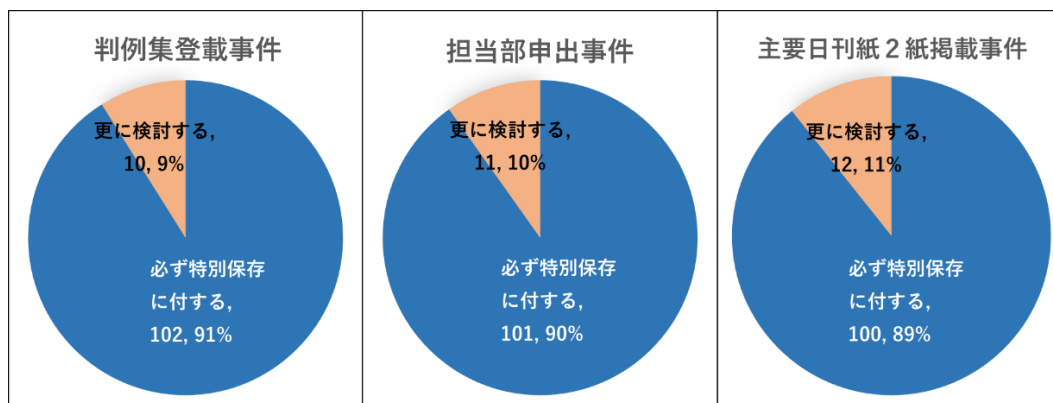
平成31年2月の東京地裁の記録廃棄問題の発覚後、東京地裁で検討PTが立ち上げられたため、最高裁の職員も検討に加わり、手順や形を作る場面において第三者の意見を聴取することとした。その結果、東京地裁においては、日刊紙2紙掲載、判例集登載という客観的な基準を定め、これを満たす場合及び事件担当部の申出があった場合には、必ず2項特別保存に付することとし、なお、これらによって賄えない部分については、外部からの要望によるという枠組みで運用要領が策定された。これを受けて、最高裁は、運用通達に定める特別保存の基準を実効的にあてはめるには、

各庁の態勢、規模が異なるため、最高裁から一律に形を示すことは現実離れしたルールを作ることになりかねないと考え、運用要領のうち、どの庁でも必ず取り入れて欲しいところをエッセンスとして抜き出し、骨子として示す形で令和2年総務局長通知を発出した。その結果、全ての庁において、東京地裁の運用要領で掲げられた具体的な基準を盛り込んだ運用要領が策定されるに至った（図4参照）。ただし、各庁で策定された運用要領の中には、東京地裁の運用要領において、当該基準を満たせば、必ず2項特別保存に付することとした類型（判例集掲載事件、担当部申出事件、日刊紙2紙掲載事件）についても、なお、2項特別保存に付すかの裁量を残す形としているものも存在した（図5参照）。

（図4）運用要領策定後における2項特別保存の具体的な基準



（図5）運用要領策定後における基準類型別の2項特別保存の取扱い



（2）遡及適用の問題

最高裁は、令和元年11月18日に、各庁に対して事件記録等の廃棄を留保するよう事務連絡を発出していた（第1の2）ところ、各庁に運用要領の策定を促す令和2年総務局長通知を発出する際に、廃棄を留保した事件記録等について、新たに定められる運用要領に基づいて2項特別保存の要否を検討し、これに当たらない場合に廃棄を行うよう連絡した。その結果、廃棄を留保した事件記録等を含む、運用要領が策定されるまでに既に終局した事件の記録については、各庁において、新たな運用要領の基準に従って、2項特別保存の要否を判断していくことが求められた。もっとも、

運用要領における日刊紙2紙掲載基準、判例集掲載基準については、一般論としてこれらの基準を満たす記録が一定数存在することが見込まれる一方で、運用要領策定前の段階では、これらの基準を満たすか否かの情報を2項特別保存の判断のために集積するなどの事務は行われていなかったのであり、運用要領策定時に既に終局した事件の記録について運用要領の基準をあてはめるには、過去に遡って日刊紙2紙への掲載状況や判例集等への掲載状況を確認する作業や、あるいはその代替策が必要となる状況にあった。

東京地裁は、日刊紙2紙掲載基準について、既に終局した事件について、その掲載状況を確認することは困難であり、次善の策を検討する必要があることは認識していたが、運用要領策定時においては、その方策の具体化はしていなかった。その後、令和2年10月頃に、翌年の廃棄対象となる事件についての対応を検討する中で、広報対応のために判決で終局した事件の報道状況を一覧化していたリスト等を用いることにして、日刊紙2紙に掲載されたことが確認できた事件の記録については2項特別保存の対象とした。

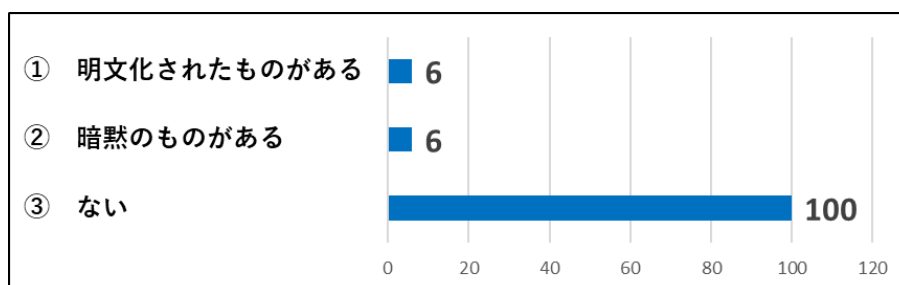
最高裁も、過去の日刊紙の報道を調べるのは難しいという認識があったが、下級裁においてある程度は検索してくれるだろうなどと策を積極的に検討せず、各庁に事務連絡を送る際のメールにおいて、「判例集等に掲載された事件について過去10年分（平成21年¹⁴～平成31年）程度を3月末までにお知らせします。それ以前の事件が廃棄対象に含まれる場合には、当該庁で裁判集データベースから対象事件を絞り込んでいただき、個別に判例検索で第一審裁判所名などを調べて対応してください。」「今後、事件記録等の廃棄を行うに当たっては運用要領に基づいて「主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件」を2項特別保存に付することになりますが、事件が終局してから時間が経ち記事の掲載があったか否か正確に把握することが困難な場合には、東京地裁は可能な範囲で調査を行って2項特別保存に付することとしています。このような場合には、例えば、下級裁判所裁判例速報に判決等が掲載されている事件を選定することなどが考えられます。」などと周知をしたにとどまった（殊に少年事件については、下級裁判所裁判例速報には掲載されていないことについて意識しておらず、その旨の注意喚起もしなかった）。また、最高裁は、その後も、東京地裁や他の裁判所における具体的な対応状況について聴取したり、これを各庁にフィードバックして適切な運用を支援したりするような取組も行わなかった。

その結果、全国調査によれば、新たな運用要領実施日以前に終局した事件の記録について、2項特別保存に付するかを検討する仕組みがなかったとする庁は112庁中71庁あり、新しい運用要領のうち、「主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件」という基準について、事件が終局してから時間が経ち記事の掲載があ

¹⁴ 「平成22年」の誤りであると思われる。実際には過去10年分として平成22年から平成31年（令和元年）までの判例集掲載事件を各庁に周知している。

ったか否か正確に把握することが困難な場合の対応策が定められていない庁は100庁に上っていた（図6参照）。

（図6） 運用要領実施日以前に保存した事件記録についての主要日刊紙2紙掲載基準の対応策の有無



個別調査の対象とした事案のうち類型Ⅳ（別紙1-1記載番号36、51、52。ただし番号52は、少年ごとに保存期間満了日が異なる関係で、類型Ⅱにも当たる事案である。）は、このような過程で運用要領の策定後に同要領が遡及適用されずに廃棄されたものであるが、関係職員からの聴取（聴取結果は別紙1-4のとおり）では、①日刊紙の掲載状況について、過去の事件を全て調べることは現実的ではない（一般の人から申出があった場合には事件を拾い上げて特別保存ができる）と考えられた、②代替策とした、下級裁判所裁判例速報に少年事件が掲載されていないことについて認識がなかった、③記録庫が狭隘で余裕がなかった、ということが要因として挙げられている。

平成28年に終局したオリンパス内部通報事件も、終局当時は、運用要領がまだ策定されておらず、特別保存のために日刊紙2紙掲載の情報を集約するという事務は行われていなかったものであり、運用要領の基準をあてはめるには、過去に遡って日刊紙2紙への掲載状況を確認するか、あるいはその代替策が必要であった。東京地裁においては、上記のとおり報道状況のリスト等を活用する代替策はとられていたが、同リストは、判決で終局した事件を対象とするものであったため、和解で終局した同事件は抽出されず、廃棄された。また、判例集掲載基準についても、既に終局した事件について、過去の掲載状況の確認を要するところ、上記のとおり、最高裁からは当時から遡って10年分（平成22年から平成31年（令和元年）まで分）の情報が提供されていたが、それより前の事案については、各庁での調査が必要であった。東京地裁において、この調査を行わないまま、最高裁判所刑事判例集に搭載されていた医療観察事件1件の記録が廃棄された。

5 2項特別保存に付されている事件について

個別調査の対象とした少年事件及び民事事件等のうち、2項特別保存に付されている事件は、少年事件が7件、民事事件等が3件であり、聴取結果の概要は、少年事件については別紙1-5、民事事件等については別紙2-3のとおりである。これらのうち、少年事件の別紙1-1記載番号53から56までと民事事件等のすべて（別紙2-1記載番号36から38まで）につ

いては、運用要領策定前に2項特別保存に付された事案であり、少年事件の別紙1-1記載番号57から59までは、運用要領策定後に2項特別保存に付された事案である。

聴取結果によると、少年事件の別紙1-1記載番号53から56までについて2項特別保存の検討がされた経緯は、①上級庁において記録を使用する可能性があり、特別保存を求められたこと、②著名事件の記録が保存期間の経過後も、廃棄がされず、特別保存もされていない状態（「事実上保存」の状態）であったことについて、管理職が疑問を呈したこと、③廃棄の準備をしていた別の管理職が記録に厚みがあり、重大な事件だと考えたことをきっかけとして、他の職員も意見を述べるなど、庁としての検討をしたこと、であった。このように、運用要領策定前に2項特別保存につながったのは、上級庁における記録の使用の可能性といった特殊な事情や、職員の個人的な気付きを契機とするものであり、庁として2項特別保存に付すべき記録を適切に保存するための認定プロセスが確立しており、それが機能したケースではなかった。

また、少年事件の別紙1-1記載番号57から59までについての経緯は、運用要領策定時点で既に終局していた事件であって、日刊紙2紙掲載基準に該当するかを遡って確認するのが難しい状況の中で、社会の耳目を集める事件を、職員のパソコンに保存されている著名事件メモに基づいてリストアップし、担当者が記憶を頼りに洗い出し、あるいは著名事件報告やインターネットの記事から該当しそうな事件を検索して抽出したこと、であった。日刊紙2紙掲載基準の代替策を実行していたことがうかがえるが、その方策は庁として要領や細目に明文化されておらず、当時の担当者の工夫に頼ったものとなっていたといえる。

民事事件等のうち、別紙2-1記載番号37については、記録廃棄の準備をしていた担当職員が、特別保存に関する首席書記官指示の改訂を担当していたこともあり、著名事件の記録が廃棄されることがないように十分注意していたところ、著名事件であることに気が付き、上司に相談したことが契機となっていた。同番号36、38については、いずれも東京地裁で著名事件の記録が廃棄されていたことが報道されている状況下で2項特別保存の検討がされた事案であり、その契機は、①大学教授からの閲覧申請により、最高裁大法廷で違憲決定がされた事件であることを認識したこと、②記者から（保存期間が既に満了しているのに）当該記録が存在する理由について問合せがあり、その対応や、当該記録の廃棄について上級庁に相談する中で、上級庁から2項特別保存に付すことの再検討を促されたこと、であった。これらの事案についても、2項特別保存に付するかどうかの検討の契機は、職員個人が関連業務の影響で注意を払っていたことや、東京地裁で著名事件の記録が廃棄されていたことが報道されている状況下で外部からのアクションがあったことにあり、少年事件の別紙1-1記載番号53から56までと同様に、庁として2項特別保存に付すべき記録を適切に保存するための認定プロセスが確立しており、それが機能したケースではなかった。

6 特別保存に付された後の廃棄事案について（管理方法）

2項特別保存に付された後に記録が廃棄された事案の件数は、いずれも同じ時期の同じ庁における6件（別紙3-1記載番号1）であり、聴取結果の概要は、別紙3-2のとおりである。聴取結果によると、以下の複数の要因により、誤って廃棄されたと認められる。

まず、2項特別保存の事務を担当していた管理職が、通常の保存記録から特別保存記録を抽出する作業を一部しか行わず、記録表紙に2項特別保存との朱書きを全く行っていなかった。また、事件管理システムへの入力に当たって、マニュアル記載の箇所とは異なる箇所に特別保存に係る情報を入力したほか、後任者には、この特別保存記録に関する事務の引継ぎを行わなかった。その部下も、東京地裁の報道を受けるなどして、特別保存に関する事務については特殊な事情があり、上司からの指示を待つものと考えており、異動の際にはその旨を後任者に引き継いだが、後任者はその引継内容を失念し、上司に声掛け等を行わなかった。

そして、上記管理職が、マニュアル記載の箇所とは異なる箇所に特別保存に係る情報を事件管理システムに入力したことにより、同システムから出力した廃棄目録に当該事件がリストアップされ、更に、記録表紙に2項特別保存との朱書きもされていなかったことから、廃棄の時点でその他の管理職や職員は、2項特別保存に付された記録であることを認識することができず、誤って廃棄した。

この事案は、担当者のヒューマンエラーの発生、不十分な引継ぎが直接的な廃棄の原因といえるものであるが、背景には、担当者に様々な業務が集中していたことがうかがえ、繁忙に対する配慮が十分であったかについても検討を要するものであったといえる。

また、1項特別保存記録の廃棄事案（別紙3-1記載番号2）についても、聴取結果の概要は別紙3-2のとおりであるが、廃棄事務を担当した当時の職員において、保存票や特別保存に関して入力された事件管理システムの内容の確認が不十分であったことから、当該事件が廃棄目録に記載され、廃棄に至ったものと考えられる。

第5 今後の記録の保存・廃棄の在り方等

1 調査結果から明らかとなった問題点とその原因

(1) 運用要領策定前について

ア 2項特別保存の運用状況

特別保存自体は、昭和28年規程当時から制度として規律されていたが、その活用は低調であった。現在の保存規程が定める2項特別保存の要件について、平成4年の運用通達によって一定程度具体化されたものの、同年以降も、その活用は低調であった。そのような中で、憲法判例百選に掲載された事件の記録や、社会の耳目を集めた少年事件の記録のほとんどが廃棄されることとなった。

2項特別保存に付された記録について、通常の保存期間経過後も第三者的な立場からの閲覧謄写等が相応になされているのであり（第4の1(2)）、裁判所においてこれまで漫然と廃棄してきた記録の中には、時代

や世相を映す資料となり得る記録や審理の過程の検証や研究のために後に利用される可能性があった記録が含まれていたことが見込まれる。

特に、平成31年2月の東京地裁の記録廃棄問題が契機となり、各庁で運用要領が策定される前の段階においては、運用通達を更に具体的かつ客観性を持ったものとした基準や、2項特別保存の判断に必要な情報をどのように集約し、判断権者がいつ判断をするのかといった認定プロセスが定められておらず、重要な憲法判断が示された事件や社会の耳目を集めた事件の記録について、2項特別保存に付されることなく廃棄されていた状況にあったといえる。よって、その問題点や原因について、個別調査の結果も踏まえて改めて分析検討する。

イ 個別の事案から浮かび上がった本質的な問題点

① 裁判所組織全体としての記録の保存・廃棄に対する姿勢の問題

まず、いずれの事案においても2項特別保存の判断権者である所長による積極的な関与がうかがわれないうまま、記録の廃棄に至っている点が共通している。

すなわち、類型Ⅰのうち別紙1-1記載番号6の事案（神戸連続児童殺傷事件）においては、少なくとも、当該記録の廃棄が検討されていることが所長の耳には入っている。しかし、当該所長は、自身が2項特別保存に付するか否かの判断をする立場にあることを認識しておらず、当該判断をするために必要な情報の収集を指示するなどしていない（同所長の前任の所長もそのような立場にあることの認識はなかったと述べている）。類型Ⅰのそれ以外の事案、類型Ⅱ及び類型Ⅲについては、所長に当該事件の情報がそもそも入っておらず、積極的な関与ができる状況になかったものの、所長が、当該庁において、特別保存に付すという判断をすること自体が全くないか、ほとんどないことについて疑問を感じず、ほとんどの庁において2項特別保存の認定プロセスの策定などが検討されなかったことがうかがえる。

次に、所長以外の職員についてみると、類型Ⅰにおいて廃棄に直接関わった職員は、2項特別保存の要件に当たる可能性があると考えたものの、記録庫の狭隘など規範には明示されていない要素を考慮し、あるいは、当該事件は地方で話題にあがっているだけで、全国的に社会の耳目を集めたものではないなどと2項特別保存の基準へのあてはめを狭くしている。当該職員のみならず、その周りの職員も、所長による2項特別保存の判断につながる行動をしていない。類型Ⅱにおいても、当該事件の記録の廃棄に疑問を持った職員がいたとしても、所長に2項特別保存の判断を求めずに廃棄が進められている。いずれも、2項特別保存の判断権限が所長にあることについて、庁内で明確な共通認識がなかったことを示しているといえる。

さらに、今回の個別調査では、当該事件の記録が廃棄対象に含まれていることの認識がなかった事案（類型Ⅲ）が大多数であったが、改めてこれらの事案をみると、その報道状況や判例集への掲載状況等に照らして、類型Ⅰ、Ⅱに比して、歴史的、社会的な意義という点で史料・参考資料としての価値が有意に異なっているとはいえず、2項特

別保存の基準についての理解のばらつき、特別保存に付することへの消極的な姿勢を背景に、2項特別保存に付すべきであった多くの記録が、その価値の検討すらされなかったものである。

このように全ての類型を通じて見えてくるのは、所長をはじめ、裁判所の大多数の職員が、記録の中には歴史的、社会的な意義を有するものも含まれるとの視点からの検討、取組を試みることがほとんどなかったということである。2項特別保存の判断は司法行政上の意思決定であり、殊に、所長や事務局長をはじめとする幹部職員は、その適正さを確保するために、所長に適時に情報を流通させ、その判断を求める機会を確保していかなければならないところ、そのような機会の確保に向けた検討がされたことはいかぬ。裁判所は紛争を解決するのが第一の役割であるとの理解の下に、記録はあくまで事件解決のために用いられるもので、事件が完結し、保存期間を満了すれば、原則として廃棄すべきものと位置付けていたことが前提にあると思われ、記録庫の狭隘などに関心が向いていたこともこれを裏付けているといえる。結局のところ、裁判所における個々人の意識の持ち方や認識自体に問題があったというよりは、事件解決以外の側面における記録の価値に対する認識が組織の中で醸成されず、特別保存の検討・判断の参考となる先例がないことも積み重なって、特別保存に対する消極的な姿勢が定着していた、と判断せざるを得ない。職員の個人的な気付きによって、2項特別保存に付された例もあったものの（第4の5）、そのような例は極めて少なかったこと自体も、そもそも裁判所全体において2項特別保存に対する消極的な傾向が支配的であったことを示している。

② 2項特別保存の認定プロセスの問題

類型Ⅰは、いずれも、所長に諮ることなく、2項特別保存に付さないものとして廃棄が進められた事案であり、本来の判断権者である所長において、2項特別保存に付するか否かの検討や判断を適切に行っていくための認定プロセスが確立していなかったことが現れている。

また、類型Ⅱの事案においても、所長が2項特別保存に付するか否かを判断するために必要な情報を誰がどのように集め、いつ誰が判断の俎上に載せていくのかといった、所長が2項特別保存に付するか否かの検討や判断を適切に行っていくための認定プロセスが確立されておらず、問題意識を持った職員がいても、それが引き継がれず、あるいは、先送りにされたことにより、2項特別保存に付するか検討されることなく廃棄されており、このような2項特別保存に付すべき記録を適切に保存するための認定プロセスに問題があったことを示している。

運用要領策定前の廃棄事案のほとんどを占める類型Ⅲにおいて、当該事件の記録が保存されている認識すらなく廃棄された背景として、首席書記官等が行う廃棄の決裁に当たって、廃棄目録のみにより確認する事務フローになっており、2項特別保存に付すべき記録が廃棄対象となっていないかという視点で検討されていないことが挙げられ

る。第4の1(3)のとおり、裁判所で保存に付されることとなる新受全事件数は年間で合計約257万件に及び、保存期間満了時に、これらの記録から2項特別保存に付すべき記録を漏れなく抽出することは極めて困難であるところ、所長が2項特別保存に付するか否かを適切に検討・判断するために、2項特別保存の判断に必要な情報を事件終局時から適時に集約し、記録やシステム上で引き継いでいくといった2項特別保存の認定プロセスなどは整えられていなかった。

運用要領の策定前に2項特別保存につながった事案をみても、職員の個人的な気付きや外部からのアクションを契機とするものであり、庁として2項特別保存に付すべき記録を適切に保存するための認定プロセスが確立しており、それが機能した事例は見受けられなかった（その際に庁内で問題意識が共有され、事務処理要領の策定につながった庁もあったものの、裁判所が安定的、確実に2項特別保存の判断を行っていく態勢は確保されていなかった。）。

以上のように、いずれの事案からも、裁判所が2項特別保存に付すべき記録を適切に保存していくために、2項特別保存の判断に必要な情報をどのように集約し、判断権者がいつ判断をするのかといった認定プロセスが確立されていなかったことが見て取れる。

③ 2項特別保存の基準の問題

保存規程が定める2項特別保存の要件は、運用通達によって一定程度具体化されており、記録の保存・廃棄に関わる職員の多くは、2項特別保存の制度自体を把握していた。しかし、運用通達において例示された基準は、なお一義的なものとはいえず、各庁において具体的なあてはめを行うに当たって一定の評価、解釈を要する文言となっている。例えば「全国的に社会の耳目を集めた」という抽象的かつ評価が必要とされる要件の該当性について判断する際には、具体的かつ客観性を持った基準が示されていなければ、具体的にどのような場面においてその要件に該当することとなるのかが庁全体として共有されず、個人の感覚、さらに言えば、その背景にある記録の特別保存に対する消極的な姿勢が強く影響することとなる。別紙1-1記載番号6以外の類型Ⅰの事案にあってはこのような姿勢が顕著に現れており、記録の廃棄を原則とする認識を背景として、2項特別保存の基準へのあてはめを狭くして、所長の2項特別保存の判断を経ることなく廃棄がされており、個別の事案についてあてはめることができる具体的かつ客観性を持った基準を示すことの必要性が示されている。

また類型Ⅱの事案においても、どのような事件が2項特別保存の対象になるかの基準がなかったことに起因して2項特別保存の検討がされなかったケースがあるように（別紙1-1記載番号14）、具体的かつ客観性を持った基準が示されていないことが、2項特別保存に付するかを検討の糸口を失わせている面もあるといえる。

ウ イの問題をもたらした原因

イの問題をもたらした原因については、平成4年の運用通達発出の頃からの以下の最高裁の不適切な対応を指摘することができる。

すなわち、裁判所は、事件を円滑に処理していく機関であり、従前より、組織全体として、事件に用いる必要がなくなれば、個人のプライバシー等の観点から記録を廃棄することが望ましいという方向に傾きがちであったと考えられる。このことは、過去の最高裁発出の通達において、少年に対する記録がなるべく速やかに廃棄されるべきことは少年保護の見地から見て極めて当然の要請であると言明していること（第4の2(2)）や、平成4年の運用通達発出前の2項特別保存の件数の少なさ（第4の1(1)）にも現れているといえる。運用通達により、保存規程で抽象的に定められていた2項特別保存の要件について、一定程度具体化されたが、当時の最高裁担当者からのヒアリング（第4の2(8)）によれば、裁判所が外部からの要望がなくても、運用通達の基準を用いて積極的に特別保存に付すことは想定していなかったことが認められる。現に、最高裁から下級裁に対し、各地の裁判所が安定的、確実に2項特別保存の判断を行っていくための具体的かつ客観性を持った基準や認定プロセスの整備について促した形跡はなく、実際に、多くの裁判所においてもそのような動きは見られなかった。むしろ、最高裁は、判決原本の永久保存を50年の有期保存として、これらの廃棄へと踏み切る必要があると判断したように、各庁の記録庫の狭隘が深刻化していたことから、運用通達の発出後に外部からの要望が多数寄せられることを懸念しており、特別保存に付した記録が膨大化することへの防止策についても検討し、平成3年書面によって下級裁に通知している（第4の2(7)）。その形式は、高裁局長を通じて地家裁所長、高裁の裁判官、高裁民事首席書記官への書面の配布を行うというものであって、最高裁の姿勢を下級裁に明確に伝えることを意図したものと見え、また、その内容も、膨大化の防止策の例として、相当に具体的な方法を4つも挙げるものであり、特別保存の記録の膨大化の防止に取り組むべきであるとする、メッセージ性の強いものとなっている。

そのため、運用通達の発出は、2項特別保存に付すべき記録を適切に保存するといった特別保存の活性化につながるものではなく、判決原本の永久保存を50年の有期保存とし、保存期間が満了した判決原本は廃棄するとの保存規程の改正内容とも相まって、記録の保存量を強く意識させるものとなった。結果として、所長をはじめとして、各庁において、かねてより根付いていた、記録は原則として廃棄されるべきとの認識や特別保存に対する消極的な姿勢が改まることはなく、むしろ強まったことがうかがえる。その後、実際に外部からの要望が多数寄せられることはなく、特別保存の件数が増加するという状況にもない中で、第4の2(9)の判決原本の廃棄等を巡る問題に関心がすぐに移ってしまったこともあってか、運用通達発出後に2項特別保存が活用されていないことが明らかになってもなお（第4の1(1)）、その運用状況に目を向けることはなかった。このようにして、2項特別保存をいわば「例外中の例外」とする運用が形作られ、各庁において2項特別保存の先例が形成されないこと自体が、更にその後の2項特別保存に付するか否かの判断にも影響を与えるという連鎖を生み出している。

そのような中で、事件数の増加局面を迎え、記録庫の狭隘がより深刻となり、庁舎外保管の利用なども必要な状況となったことから、最高裁は、平成11年には民事訴訟事件の記録の保存期間を10年から5年へと短縮するなどの保存規程の改正を行った。最高裁として、上記の連鎖を断ち切る対応を検討することなく、もっぱら記録庫の狭隘への対処という観点から検討をしたことがうかがえ、依然として、2項特別保存について具体的かつ客観性を持った基準や認定プロセスの整備を指示することはなかったし、例えば、所長に対して、2項特別保存制度の意義や判断権限を有していることについて説明するなど、理解を得るための取組をしたこともうかがえない。また、下級裁に対し、保存票の送付を通じて2項特別保存に付した記録の報告を求めていたが、これを2項特別保存の運用状況の把握や課題分析に活用することはなく、適正化を図るための具体的な指導につなげることもしていなかった。

このように、最高裁は、平成4年の運用通達発出の頃に発した強いメッセージ等を通じて、各庁における記録は原則として廃棄すべきとの認識や特別保存に対する消極的な姿勢を強めることとなり、その後も、適正化を図るための指導等を行ったことはうかがえない。下級裁を指導監督すべき立場にある最高裁として、その対応は誠に不適切であった。

(2) 運用要領策定後について

ア 2項特別保存の運用状況

令和2年総務局長通知により、東京地裁の運用要領を踏まえて、全ての高地家裁において同様の運用要領が策定され、運用通達が定める2項特別保存の基準が具体的かつ客観性を持ったものとされたほか、対象となる記録の具体的な選定手続などの認定プロセスも相当程度明確にされた。また、運用要領の策定だけでなく、実施細目も定め、2項特別保存の判断に必要な情報収集の在り方や判断権者による認定時期など、2項特別保存の適切な運用につながる具体的な認定プロセスを更に明文化している庁も見られた。

2項特別保存に付された事件の件数は、第4の1(1)のとおり、東京地裁の要領策定後の約2年間で大幅に増加しており、運用要領策定前に比して2項特別保存の活用が大きく進んでいる状況にある。このような運用状況からは、各庁において運用要領等が定められ、2項特別保存に付する基準が具体的かつ客観性を持ったものとなり、選定手順等の認定プロセスもある程度明確にされたことにより、外部からの要望がない中でも、運用要領の基準に沿って安定的、確実に2項特別保存の判断がされる条件が整い、その効果は確実に現れているといえることができる。

他方で、各庁における運用要領は、東京地裁の運用要領に基づいて策定されたものの、全国調査の結果によれば、2項特別保存の基準が区々となっている部分があるほか、情報収集の在り方や判断権者による認定時期等についても区々となっている部分があり、2項特別保存の運用が各庁によって異なっている状況にある。

イ 運用要領策定後の廃棄

運用要領策定後に終局した事件の記録については、各庁の運用要領を

適用し、2項特別保存に付すべき記録の抽出が行われている。他方、運用要領策定時に既に終局している事件の記録については、運用要領を遡及して適用するかどうか、直ちに適用しないとしてもその代替策をどのように考えるかという点について、運用要領に明確な定めがない庁が多く（第4の4(2)）、保存している記録の量から、適用する場合の事務負担が現実的でないと考えたり、代替策まで十分に考慮しないまま運用要領を適用しないものと考えたり、運用要領を適用するかという問題意識さえ持たず、漫然と従前の事務を行ったりする状況が見られた。その結果、運用要領策定後においても、社会の耳目を集めた事件等の記録が2項特別保存に付されないまま廃棄に至っている。

これに対し、運用要領策定時に既に終局している事件の記録につき、日刊紙2紙掲載基準の適用に当たり、事務局における著名事件に関する報告やインターネットの記事から、該当しそうな事件を検索して抽出を行うという工夫を行っているなど、庁として問題意識を持って対応をし、2項特別保存に付した事案も見られたが、職員の記憶を頼りに対象事件を洗い出すなど、不確かな方法によっているものも見られた。

ウ 運用要領策定後の問題点・課題

(ア) 運用要領について

東京地裁の運用要領について、運用通達との関係を見ると、「重要な憲法判断が示された事件」（運用通達記第6の2(1)ア）や「重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件」（同イ）、「訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件」（同ウ）については、運用要領における①判例集掲載基準や②担当部申出基準によって拾い上げることができ、「世相を反映した事件で史料的価値の高いもの」（同エ）や「全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの」（同オ）については、③日刊紙2紙掲載基準により拾い上げることができるものと整理され、①から③までの基準に該当する事件の記録は必ず2項特別保存に付することとなっている。また、①から③までの基準だけでは、特に「世相を反映した事件で史料的価値の高いもの」（同エ）や「民事及び家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件」（同カ）を網羅することが困難であることを踏まえ、上記基準に加えて、外部、とりわけ記録の歴史的、史料的価値について知見と関心を有すると考えられる弁護士、学術研究者等の要望を受け付けることにより、史料や参考資料となるべき記録が漏れなく2項特別保存に付されることが期されている。このような東京地裁の運用要領の枠組みは、2項特別保存に付すべき記録を確実に保存する観点からは合理的なものであった。各庁の中には、事件担当部からの申出を促進するために、申出のひな型の策定や申出時期の設定を行っているもの、外部からの要望を促進するために、2項特別保存の判断結果について要望者に通知したり、2項特別保存に付した記録のリストを公開したりするもの、2項特別保存の認定を保存期間が満了する年度に行うこととする庁が多

い中で、基準該当性が確認されれば直ちに2項特別保存に付することとするものなど、2項特別保存に付すべき記録を適切に保存する観点から有用な取組を行っているものも見られた。

しかし、全国調査の結果によれば、①から③までの基準に該当してもなお、判断権者の裁量によって2項特別保存に付すべきかどうか判断されることとしている庁が一定数見られた（第4の4(1)・図5参照）。また、上記の枠組みを適切に機能させていくために、2項特別保存の判断に必要な情報をどのように集約し、判断権者がいつ判断をするのかについて、運用要領等の中で明確にしていけない庁も見られる。このように、各庁の運用要領には不統一な部分が見られるところ、その背景としては、第4の4(1)のとおり、当時、最高裁において、一律に運用要領の形を示すことで現実離れしたルールを作ることになりかねないとして、東京地裁の運用要領の枠組みの意図や各庁で具体的な認定プロセスを定める必要性について十分に周知しないままに、各庁の態勢や規模等に応じた運用要領の策定を各庁に委ねたことにあるといえる。

(イ) 遡及適用に関する運用

運用要領の遡及適用については、最高裁として問題意識は持っていたものの、第4の4(2)のとおり、下級裁の取組に期待して十分な対応を行わず、その結果、多くの庁において、問題意識を持てていないか、問題意識を持ったとしても不確かな対応にとどまり、既に終局している事件について、新たな運用要領における日刊紙2紙掲載基準を適用せず、また、「社会の耳目を集めた」とする運用通達の基準に該当するか否かを検討することなく、漫然と記録を廃棄してしまっている。

最高裁として、遡及適用に関する運用の在り方について明確に方針を示していく必要があったところ、そのような対応を行わなかった結果、社会の耳目を集めた事件等の記録が2項特別保存に付されることなく廃棄された。

(3) 特別保存に付した記録の廃棄

特別保存に付した記録は、ほとんどの庁で適切に保存されている一方で、第4の6のとおり、大分地裁において2項特別保存に付した記録の廃棄が、熊本地裁において1項特別保存に付した記録の廃棄が、それぞれ判明している。

いずれの事案についても、廃棄目録の作成に当たって、事件管理システムを用いるという効率的な手段がある中で、同システムへの入力やその出力作業の正確さを確保するフローが確立されていなかったことに加え、記録表紙への朱書きを怠ったことにより現物確認が機能しなかったことや、保存票の確認を怠ったことにより、誤った廃棄目録の是正がされなかったことが誤った廃棄の要因としてうかがえる。運用要領等に基づいて特別保存に付されたとしても、記録の保管事務が適切に行われなければ、特別保存の制度が無意味なものになってしまう。裁判所組織全体、そして各職員において、記録保存の意義を再認識し、適切に記録を保存していく姿勢を正していくとともに、特別保存に付した記録の保存事務が適切に行われる

ための事務フローの見直し、態勢の整備等を検討していく必要があるといえる。

2 今後の記録の保存・廃棄の在り方について

1のとおり、まず、最高裁のこれまでの姿勢や取組等から、裁判所は事件処理のために記録を保管し、保存期間が満了すれば原則として記録を廃棄し、特別保存に付するのは極めて例外的な場面であるといった考え方が組織の中で醸成、共有されるに至ったことが問題であり、裁判所組織として、こうした記録の保存・廃棄に対する考え方や姿勢を改める必要がある。

また、これには、2項特別保存について、裁判所が安定的、確実な判断を行っていくための認定プロセス（判断に必要な情報集約の方法や認定時期等）が定まっていなかったことや、2項特別保存の基準について、平成4年の運用通達の発出を経てもなお、具体的かつ客観性を伴ったものとはなっていないことも影響していたものと思われる。これらは、各庁の運用要領の策定を経て相当程度改善が図られたものの、各庁の運用要領が全国的に不統一なものとなっているなど、課題が見られるところである。

そこで、2項特別保存を含む記録の保存・廃棄の適切な運用を確保していくために、以下のとおり、記録の保存・廃棄に対する考え方・姿勢を改善する方策に取り組むほか、2項特別保存の認定プロセスや基準の見直し、適切な運用の確保に向けた態勢の整備、支援等にも取り組んでいくこととする。

(1) 記録の保存・廃棄に対する考え方・姿勢の改善等

ア 記録を保存する意義の組織的な共有

記録は、事件に関して裁判所及び当事者にとって共通の資料として作成されるものであり、裁判所や訴訟進行等に利害関係を有する当事者による利用が想定されており、裁判所は、第一次的には事件処理の必要のために記録等を保存しているといえる。

もっとも、記録の中には、重要な憲法判断が示された事件や、全国的に社会の耳目を集めた事件など、歴史的、社会的な意義を有し、史料又は参考資料として価値を有するものも含まれており、そのような記録については事件処理の必要性を超え、国民共有の財産として保存し、後世に引き継いでいく必要がある。

そこで、このような記録を保存する意義を組織的に共有していくための方策として、保存規程に記録を保存する意義を明記した理念規定を追加し、これを明示することが相当である。

イ 常設の第三者委員会の設置

国民共有の財産である歴史的、社会的な意義を有する記録を適切に2項特別保存に付し、後世に引き継いでいく仕組みを構築していくためには、裁判所において自ら判断を行っていくことに加え、国民の意見や公文書管理等の専門家の知見等も取り込んだものとしていく必要がある。

そこで、最高裁に以下のような常設の第三者委員会を設置することが相当である。

- 考えられる構成
法曹関係者や法学者、報道関係者等の有識者のほか、アーカイブズ学の

専門家やアーキビスト等が考えられる。

○ 考えられる役割

- ① 各庁の個別事案（例えば、弁護士会等から要望があったにもかかわらず、2項特別保存に付さなかった事案）について、2項特別保存の適否の意見を提出すること（各庁では、同意見を踏まえ再検討）
- ② 記録保存の在り方の更なる見直しや2項特別保存の運用指針等の全般的事項についての意見、助言を提出すること（最高裁の施策、各庁の運用に反映）
- ③ 一定の重大な社会事象（大震災や疫病等）が生じた場合に、これに関連する記録を保存するよう提言すること

ウ 国立公文書館への移管の拡大等

歴史的、社会的な意義を有する記録について、国民共有の財産として確実に後世に残していくためには、行政文書と同様に、歴史的公文書として、民事、家事、少年という事件種別を問わず、国立公文書館に移管していくことが考えられる。

現在の申合せによれば、移管対象となる記録は民事訴訟事件に係るものに限定されている。また、5年ごとに定められる移管計画に基づき、計画的に移管を進めているものの、同移管計画においては、保存始期（事件完結）から50年を経過したものを移管対象としているにとどまる。

そこで、民事訴訟事件以外の記録も移管の対象とすることを検討するとともに、2項特別保存に付した後、速やかに移管することを検討することとし、移管後の利用の在り方も含め、内閣府や国立公文書館との協議を進めていく必要がある。

エ 第一審における保存の方法の見直し

一部の庁では特別保存に付した記録が誤って廃棄された事案も確認されており、特別保存に付した記録について、記録そのものの誤廃棄を防ぐための対策の不十分さや、事件管理システムを用いた廃棄目録の作成過程の事務フローが確立していなかったことがうかがえる。

そこで、各職員において運用通達等の趣旨に従って特別保存に付した記録が適切に保存・管理されるよう、具体的な事務やシステムへの入力等の在り方について整理し、周知する必要がある。また、現在の運用通達等の規律に加え、特別保存に付した記録について、他の記録とは区別して保管しなければならない旨や、保存終期が定められたものについては、保存終期についても表紙等に朱書きを行うべき旨を明記することが相当である。

(2) 2項特別保存の認定プロセスについて

ア 認定プロセスの整理・見直し

1(1)イのとおり、運用要領の策定前において、各庁において、裁判所が2項特別保存に付すべき記録を適切に保存していくために、2項特別保存の判断に必要な情報をどのように集約し、判断権者がいつ判断をするのかといった認定プロセスは確立されていなかった。また、1(2)ウのとおり、運用要領の策定後においても、詳細な実施細目を定め、情報集約の方法や認定時期等を明確にしている庁が見られる一方、そのような

定めのない庁も散見され、各庁における認定プロセスは区々となっている。

運用要領が定める基準ごとに最適な情報集約の方法や認定時期等は異なると思われるところ、2項特別保存に付すべき記録を適切に保存するという観点からは、基準該当性を直ちに判断できるものについては、保存期間の満了を待つことなく、直ちに認定手続に付することとすることが相当である。

そこで、2項特別保存の認定プロセスについて、各庁の運用要領を踏まえつつ、可能な限り全国一律のものとなるよう、以下のとおり見直ししていくことが相当である。

- 基準ごとに、判断に必要な情報をどのように集約し、認定に向けた手続をいつ誰が行うのかなど、認定プロセスの整理・見直しをする。具体的には、以下のとおり（なお、あらかじめ各庁において各手続を行う部署や担当者を明確にしておくことを想定している。また、複数の部署や職員が基準該当性の確認に関与する等、2項特別保存に付すべき記録の抽出に漏れが生じないような仕組みを検討する。）。
- ・ 判例集掲載基準
 - ① 年1回、最高裁から判例集掲載事件を周知する。
 - ② 各庁において該当事件の有無を確認し、該当事件があれば直ちに2項特別保存に付する手続を行う（必ず2項特別保存の認定）。
 - ・ 日刊紙2紙掲載基準
 - ① 事件終局時に基準該当性を確認し、該当すれば記録への記載及び事件管理システム等への入力を行う。
 - ② 上訴審に移行した場合には、上訴審終局時にも基準該当性を確認し、該当すれば記録への記載及び事件管理システム等への入力並びに第一審裁判所への通知を行う。
 - ③ 事件完結後、第一審裁判所に記録が返還された場合には、当該記録の記載事項及び事件管理システム等の入力事項を確認し、日刊紙2紙に掲載されていれば直ちに2項特別保存に付する手続を行う（必ず2項特別保存の認定）。
 - ・ 担当部申出基準
 - ① 事件終局時に担当部¹⁵において申出の有無を検討し、申出をする場合には記録への記載及び事件管理システム等への入力を行う。
 - ② 上訴審に移行した場合には、上訴審終局時にも上訴審担当部において申出の有無を検討し、申出をする場合には記録への記載及び事件管理システム等への入力を行う。
 - ③ 事件完結後、第一審裁判所に記録が返還された場合には、当該記録の記載事項及び事件管理システム等の入力事項を確認し、事件担当部

¹⁵ 当該事件を担当した部署を指し、例えば、少年事件であれば、当該事件を担当した裁判官や裁判所書記官、家裁調査官等の意見を踏まえ、事件記録や少年調査記録について2項特別保存に付するのが相当と思料する場合には、当該部署として申出を行うことを想定している。

からの申出がされていれば直ちに2項特別保存に付する手続を行う（必ず2項特別保存の認定）。

・ 弁護士会等からの要望基準

- ① 弁護士会等からの要望があった場合には、記録への記載及び事件管理システム等への入力を行うとともに、候補記録として他の記録とは区別して保管する。
- ② 一定の時期において、各庁の選定委員会が2項特別保存の適否に関する意見を所長に提出し、所長において2項特別保存の判断を行う。
- ③ 所長が不認定としたものについて、最高裁設置の常設の第三者委員会に諮り、同委員会が意見を提出する。各庁の所長は、同意見を踏まえて再検討・判断を行う。

イ 廃棄手続の見直し

第4の3のとおり、保存期間を満了した記録について、2項特別保存に付するか否かが明示的に決裁されないまま首席書記官が廃棄指示をしている現状が見られ、運用要領の策定後においてもその状況に大きな変化は見られない。

しかし、廃棄と2項特別保存の判断は表裏の関係にあり、2項特別保存について判断権者である所長に諮らないまま廃棄が行われることとなれば、2項特別保存の適切な運用を確保することは困難となる。

そこで、廃棄に先立ち、判断権者において2項特別保存に付すことを検討すべき記録が含まれていないことを確認する仕組みとすることが相当である。

例えば、首席書記官の廃棄指示に先立ち、当該年度に廃棄対象となっている一定の範囲の記録について、2項特別保存の基準に該当するものや外部からの要望があったもの（2項特別保存に付さない旨の判断が確定したものを除く。）が含まれていないことについて、必要な情報を取りまとめた資料に基づいて所長の確認を得なければならないこととすることが考えられる。

ウ 第三者委員会の関与

(1)イのとおり設置する第三者委員会に、個別事案についての2項特別保存の適否の意見を聞くことにより、裁判所自らの判断だけではなく、専門家の知見等を取り入れた運用を実現することが相当である。

(3) 2項特別保存の基準について

運用要領の策定前においては、各庁において、具体的かつ客観性を持った基準が示されておらず、2項特別保存に付するかの検討の糸口を失わせている面があった。他方、運用要領の策定後においては、各庁において概ね同様の具体的かつ客観性を持った基準が設けられており、2項特別保存の活用が進んでいる状況にあるものの、各庁において基準が区々となっている部分がある。

また、1(2)ウのとおり、東京地裁の運用要領の枠組みは、運用通達の基準に対応する形になっているものの、日刊紙2紙掲載基準により「当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの」（運用通達記第6の2(1)オ）を確実に拾い上げることができるとは言い難く、現にそのよう

な指摘も見られるところである。

さらに、記録の史料・参考資料としての価値については、第一次的には事件の担当部がよく把握しうるところであり、担当部による申出の活性化により運営改善が期待できる面もある。

そこで、2項特別保存の基準について、各庁の運用要領を踏まえつつ、可能な限り全国一律のものとなるよう、以下のとおり見直していくことが相当である。

- 日刊紙2紙掲載基準につき、東京地裁の運用要領においては「主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）」とあるのを改め、地域面を含むものとする。
- 事件担当部からの申出について、東京地裁の運用要領においては運用通達記第6の2(1)ア～ウの事由に該当する場合に限定されている（第2の2(1)）のを改め、広く同ア～カの事由に該当する場合を対象とする形で整理する。

(4) 適切な運用の確保に向けた態勢の整備・支援等

特別保存の適切な運用の確保に向けて、以下のとおり、最高裁において態勢の整備や支援等を検討していくことが相当である。

ア 特別保存の要望を促進するための取組

2項特別保存の枠組みの見直しによっても、裁判所の知見のみで2項特別保存に付すべき記録を漏れなく抽出することは難しい側面があり、弁護士会や学術研究者等の外部からの要望が重要な契機となりうるところ、これまでの状況によると、平成4年の運用通達の発出によって外部からの要望の活性化にはつながらなかった。他方、令和2年の運用要領策定後には、各庁において一般からの要望の申出を行う手続等をウェブサイトに掲載して広報するほか、弁護士会に要望があれば申出を行うように呼び掛けるなどして手続等について周知を図ったことにより、一定の効果が見られた（第4の1(1)）ところ、このような取組を継続するとともに、更なる活性化に向けて取り組むことが相当である。

そこで、特別保存についての外部からの要望を促進するために、以下の取組を検討する。

- 裁判所のホームページから、入力フォームにより特別保存の要望の申出を行えるようにするなど、容易な申出を可能とする。
- 特別保存の判断結果について、要望申出を行った者に通知する。
- 弁護士会や学術研究者のほか、広く国民に対して、継続的な広報活動を行う。

イ 各庁の記録庫の狭隘への対応

各庁の記録庫の状況は一様ではないが、2項特別保存の活用への隘路として、各庁における記録庫の狭隘への懸念が挙げられる。

そこで、最高裁において各庁の記録の保管スペースを確保し、各庁の状況に応じてその負担を軽減することを検討する。具体的には、最高裁において記録の保管に適するスペースを用意し、適切な温度・湿度管理の下で保管していくことなどを検討する。

ウ 最高裁による実情把握、支援等

最高裁としては、各庁において2項特別保存の運用が適切に行われるよう、各庁の実情を把握した上で必要な支援等を行っていくことが必要であり、最高裁に設置する第三者委員会が今後の記録保存の更なる在り方等について適切に意見を述べる前提としても、的確に実情の把握を行っていく必要がある。

そこで、各庁からの2項特別保存の報告を継続し、各庁の運用状況を整理・分析して実情を的確に把握した上で、各庁の実情や要望等も踏まえ、最高裁として必要な支援等を実施していくことが相当である。具体的には、各庁における2項特別保存の認定件数やその事由別の分布、各庁の先進的な取組を情報提供するなどの方策が考えられる。

エ 研修等による職員の理解増進

記録の価値については、第一次的には事件の担当部がよく把握しうるところであり、事件担当部からの申出の活性化を図るには、裁判官や事件部職員について、記録保存の意義や事件担当部からの申出の重要性等への理解を深める必要がある。

また、記録の保存に携わる職員について、記録の保存・廃棄の事務フローを着実に実施し、また、記録保存の意義への理解や特別保存の意識付けを図っていく必要がある。

そこで、国立公文書館等からの協力も得て、職責に応じた研修等を継続的に実施することを検討する。

オ 記録の廃棄等に関係する文書の保存期間の見直し

各庁に保存される事件簿や廃棄上申・廃棄指示書、廃棄目録等¹⁶、記録の廃棄等に関係する文書については、これらが廃棄されてしまうと、今後、適切ではない記録の廃棄があった場合の事後検証が困難となるおそれがある。

そこで、これらの文書の保存期間を見直すことも検討する。

カ 今後の見直しについて

一連の問題を踏まえ、調査・検討を行い、今後の記録の保存・廃棄の適切な在り方の実現に向けて、本報告書記載のとおりの見直しを進めていくことを予定しているが、今後の運用状況等を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。

そこで、今回の見直しを行った後も、定期的に常設の第三者委員会の意見も踏まえながら、特別保存の運用状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要に応じて見直しを行うことが相当である。

(5) 今後の保存制度の枠組み（まとめ）

裁判所が扱う事件には、個人間の紛争から社会の耳目を集めるものまで様々であり、各事件の記録について史料又は参考資料の価値としての重みにも違いがある。また、記録には、当事者等のプライバシーに関する情報が多数記載され、特に少年事件では要保護性の審理の中で多数のプライバシーに関する情報が現れることとなる。

¹⁶ 現行の保存期間は、例えば、民事通常訴訟事件簿は70年であるのに対し、少年保護事件簿は20年とかなり短くなっている。また、廃棄目録の保存期間は、3年である。

第4の1(3)のとおり、全国の裁判所で現に保存されている記録の厚さは約10万5000～12万5000f mと推計されるところ、このような性質を有する記録について、全て永久保存とするには膨大なコストを要し、これを裁判所が行うことはもとより、国立公文書館等の他機関が行うとしても、その人的物的資源に生じるコストは国民の負担に帰することとなるものであるから、そのような観点から慎重な検討が必要である。

そこで、このような記録の保存に伴うコストやプライバシー等への配慮を踏まえ、永久保存の価値があるものを適切に選別していくことが相当であり、(1)～(4)の取組を通じて、歴史的、社会的意義を有する記録を適切に拾い上げる枠組みを改めて構築し、裁判所自らによる安定的、確実な判断に加え、第三者委員会を通じて国民の意見や専門家の知見も取り入れて、適切な運用を確保していくことが相当である。

(6) 既に終局した事件の記録への対応の在り方

ア 今回の取組等を通じて開始される新たな運用については、今後終局する事件の記録のみならず、既に終局した事件の記録についても当然に及ぼせるべきものであり、新たな認定プロセスや基準等に沿って、2項特別保存に付するか否かを判断していかなければならない。

イ そこで、判例集掲載基準については、令和2年当時においても、最高裁から過去10年分（平成22年以降）の判例集掲載事件を一覧表にして各庁に周知しており、その後も、毎年1回、判例集掲載事件を同様の方法により各庁に周知している。今後も、同様に周知を行い、各庁を支援していくことを予定している。

また、日刊紙2紙掲載基準については、新聞記事のデータベース検索を用いるなどして、終局時に遡って日刊紙掲載の有無を確認していくことを検討する。

ウ もっとも、今回開始される新たな運用は、2項特別保存の基準該当性を直ちに判断できるものについては、保存期間の満了を待つことなく、直ちに認定手続に付するとの枠組みを想定しており、例えば、日刊紙2紙掲載基準については、終局後直ちに基準該当性を確認することを予定している（(2)ア）。したがって、新たな運用開始時において既に終局している事件については、構造的にこれらが機能しない部分が生じる¹⁷こととなるから、イの対応に加え、2項特別保存に付した記録のリストを公開するとともに、同リストに記載のないものについては特別保存に付されていないことから、2項特別保存に付すべきものがあれば積極的に要望をいただきたい旨をホームページ等を通じて周知し、弁護士会や報道機関等にも継続的に個別に周知するなどして、外部からの要望を通じて上記の部分の補完していくことを検討する。

(7) 意見聴取等において寄せられた方策について

¹⁷ これから終局する事件については、日常的に行う日刊紙の確認の中で終局に関する記事の有無を確認することができるのに対し、既に終局した事件については、そのような確認を行うことができず、実際の日刊紙への掲載状況がどのようなであったかを完全に確認するという意味では限界があると言わざるを得ない。

ア 2項特別保存の基準

訴訟の過程で提出される主張や書証について史料的価値が高いものが含まれ、このような点にも着目した基準が必要ではないかとの意見があった。終局判断は当事者の主張立証を前提に行うものであるから、事件担当部において「重要な憲法判断が示された事件」（運用通達記第6の2(1)ア）や「重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件」（同イ）など、運用通達の基準に当たるかを検討するに際しては、このような当事者の主張立証の積み重ねについても斟酌されることとなる。また、当事者等において訴訟の過程で提出される主張や書証について史料的価値が高いものが含まれていると考える場合には、記録の全部又は一部について2項特別保存の要望を行うことができるのであり、新たに何らかの基準を設けなくても対応することができるものである。

また、株主代表訴訟や住民訴訟など、一定の類型の事件については、必ず2項特別保存に付することとするべきではないかとの意見もあった。もっとも、各事件において示される判断の内容や審理方法は様々であり、当該事件が社会の耳目を集めるか否かも一様ではないことからすれば、一定の類型の事件について全て2項特別保存の基準に該当すると扱うことには疑問がある。

イ 現行の保存期間の見直し

現行の保存期間について、例えば、民事訴訟事件の記録について5年は短いのではないか、いったんは記録を保存しておき、特別保存の判断を10年後や20年後に行う枠組みも考えられるのではないかという意見があった。

(2)アのとおり、2項特別保存に付すべき記録を適切に保存するという観点からは、2項特別保存の基準に該当するものは直ちに認定を行う枠組みとするのが望ましく、現行の保存期間を延長することが必ずしも2項特別保存の適切な運用の確保につながるとはいえない。また、当事者等から要望があった事件について、更に情報収集の必要がある場合には、保存期間の満了後も保存を継続し、十分に情報収集を行った上で2項特別保存の適否の判断を行うことも可能である。記録の保存期間は、裁判所の事務処理や当事者等の利用に通常必要と考えられる相当な期間を考慮して定めており、民事訴訟事件の記録について5年の保存期間は相当であるといえるところ、このような観点に照らすと、特別保存の判断を10年後、20年後に行うために、一律に保存期間を伸張する必要はないものと考えられる。

ウ 紙媒体で保存中の記録の電子化の要否

裁判所が保存する記録は、全て紙媒体であるところ、これらを全て電子化して保存すべきであるとの意見があった。

紙媒体で保存中の記録（その分量については、第4の1(3)参照）を全て電子化するとすると、電子化のために膨大な作業を要するほか、保存することになるデータ量も膨大になるなど、多大な人的物的なコストを生じることとなり、これを国民の負担において行うことが相当といえる

のかについては慎重に検討する必要がある。また、紙媒体の記録を電子化して保存することとなると、現在の紙媒体の記録との関係性をどのように考えるのかという問題もある。

(5)のとおり、現在の紙媒体で保存中の記録については、2項特別保存に付すべき記録を適切に保存し、その上で、国立公文書館等への移管を進めていくことによって、確実に後世に引き継いでいく態勢とすることが相当である。

エ 廃棄した記録の復元

2項特別保存に付すべきであったのに廃棄した記録、あるいは、2項特別保存に付したものの誤って廃棄した記録について、事件関係者から記録の写しを集積する等して復元をすべきであるとの意見があった。

この点、記録には、期日調書や訴状等の主張書面、書証など、様々な書類が編てつされているところ、記録を廃棄した場合には、当該記録にどのような書類が編てつされていたのかを把握することは極めて困難であり、仮に事件関係者から当該事件に関するものとして書類の提供があったとしても、裁判所において、それが現に記録の一部を構成していたものであったかを確認し、法的に確定させることはできない。

このようなことからすれば、廃棄した記録については、その復元を行うことは困難であると言わざるを得ない。

もっとも、その前提を踏まえつつ、他の方策として、特別保存に付すべき（又は付した）記録が廃棄された事件について関係資料を所持する事件関係者が、当該関係資料の保存等を希望する場合におけるその保存等の可能性について、内閣府・国立公文書館との間で協議しつつ検討する。

オ 記録の保存・廃棄への事件関係者の意見反映

記録の保存・廃棄に関し、事件関係者の意見を反映させるようにすべきであるとの意見があった。

特別保存に付すことを求める旨の要望については、弁護士会や学術研究者のみならず、事件関係者を含め、何人でも行うことができ、このような要望を通じて意見の提出が可能となっている。このような要望が容易に行えるよう取り組んでいくことは(4)アのとおりであるが、裁判所として、このような外部からの要望や、その中でいただいた意見について真摯に受け止めていく必要がある。

第6 有識者委員会の補足的な意見

有識者委員会の補足的な意見は、以下のとおりである。

1 はじめに

この報告書は、有識者委員会の意見を踏まえて作成されたものであり、有識者委員会として了承したものである。ここでは、有識者委員会として特に述べておくことが相当と考えられる事項について、補足的に意見を述べることとする。

2 今回の調査やヒアリングについて

全国的に社会の耳目を集めた少年事件の記録が2項特別保存に付されることなく廃棄されていたことが判明したことが契機となり、有識者委員会が立ち上げられてから6か月間にわたり、ヒアリングを含む合計15回の委員会期日を重ねるとともに、2回の記録庫視察を行ってきた。このように長い検討時間を要したのは、記録の2項特別保存に対する認識や姿勢について、裁判所と廃棄された記録の当事者の方々をはじめとする国民との間に大きな隔たりがあることがうかがわれ、また、経緯や理由を個別調査しないと、事案判明当初の最高裁の意向とも相まって、なぜこのようなことが起きてしまったのかという国民の疑問に対して可能な限り誠実に応える必要があったためである。

具体的には、記録が2項特別保存に付されることなく廃棄されるに至った経緯や2項特別保存に適切に付された実情等をできる限り明らかにするため、合計104件の事案につき、事務総局において記録の廃棄や特別保存に関わった当時の関係職員からの広範なヒアリングを実施してもらった。関係職員からのヒアリングに際しては、当該対象となった関係職員個人の責任追及の視点ではなく、再発防止に活かす視点を重視し、いつ、誰のどのような判断で記録が2項特別保存に付されることなく廃棄されるに至ったのかについて、関係職員にとって言いにくいことや問題があったと思われる点こそ率直に話していただくように配意をお願いした。

また、記録が現在そして未来から過去を振り返るための国民共有の財産であるという視点を踏まえ、2項特別保存に付されなければならない記録が今後確実に保存され、誤って廃棄されないための方策を万全に講じるために、様々な立場の方々から直接意見聴取を行う機会を設けることとし、多様な意見を集約するよう努めた。意見聴取のために有識者委員会にご出席いただいた方々、そして、有識者委員会に対して自らご意見を届けていただいた方々に改めて厚く御礼を申し上げたい。

3 記録庫の視察とその評価

(1) 有識者委員会において、令和5年1月19日に東京地家裁、同年3月6日に宇都宮地家裁の各記録庫を視察した。

もとよりいずれの記録庫においても、特別保存に付された記録については、保存期間満了前の記録とは異なった場所に保管され、かつ、記録に「特別保存」との表示がなされており、事件簿への記載と相まって誤廃棄防止の措置が講じられていることがうかがわれた。また、保存期間満了前の記録が整然と保管・管理されていることも現認した。もともと、記録の量に比して記録庫のスペースは狭隘であり、庁舎内の複数個所に分散して保管されている状況も見受けられた。

(2) 裁判所の保管する記録には、一般の公文書と比較した場合に、専ら個人情報や争訟に関する情報といった機微にわたる情報が含まれているという特徴があり、その性質上、厳格な保存・管理が必要であることから、記録庫の狭隘・分散保管の状況と相まって、保存・管理に重い負担がかかっているものと考えられる。そのことが、最高裁において、保存期間が満了

するまでは厳格に保存・管理するものの、保存期間が満了した記録について原則として廃棄すべきとの認識や特別保存に対する消極的な姿勢を生んだ要因の一つであることを実感した。

したがって、最高裁において、各庁や関係職員の保存・管理の負担を軽減するための方策を検討していくことが必要不可欠であり、このような観点から、最高裁による各庁の記録の保管スペースの確保(第5の2(4)イ「各庁の記録庫の狭隘への対応」)や最高裁による実情把握、支援等(同ウ)の措置が速やかに、かつ着実に行われるよう努めることが重要である。

4 本件の問題点と2項特別保存の意義

- (1) 調査結果から明らかとなった問題点とその原因は第5の1記載のとおりであり、運用要領策定前の問題点については、同(1)イにおいて、①裁判所組織全体としての記録に対する姿勢の問題、②2項特別保存の認定プロセスの問題、③2項特別保存の基準の問題を挙げており、さらに同(1)ウにおいて、これらの問題が生じた原因について最高裁の不適切な対応を指摘している。

3つの問題点の中でも、①の姿勢の問題については、「所長をはじめ、裁判所の大多数の職員が、記録の中には歴史的、社会的な意義を有するものも含まれるという視点での検討、取組を試みるものがほとんどなかった」と指摘しているところ(同(1)イ①)、この点は最も深刻な問題であると考ええる。また、②の認定プロセスの問題については、2項特別保存の判断に必要な情報をいつ誰がどのように収集し、認定に向けた手続をいつ誰が行うかなどの認定プロセスが十分に確立されておらず(同(1)イ②)、運用要領策定後もこうした認定プロセスを明確に定めていない庁も見られるところであり(同(2)ウ(ア))、③の基準の問題以上に大きな問題である。

第5の2で「今後の記録の保存・廃棄の在り方」について検討する視点として、まず、「記録の保存・廃棄に対する考え方・姿勢の改善等」を掲げ、次に「2項特別保存の認定プロセス」を挙げた上で、「2項特別保存の基準」を論じたのは、以上の点を踏まえたものである。

以下では、上記の3つの問題の中で最も深刻な①の姿勢の問題に関連して、特に特別保存の意義について確認しておきたい。

- (2) 神戸連続児童殺傷事件をはじめとする類型Ⅰや類型Ⅱの各事案に関する調査によって、国民の一般的な感覚からは到底理解しがたい経緯や理由によって、2項特別保存に付されるべき記録が廃棄されていたことが明らかとなった。また、運用要領策定前の廃棄事案のほとんどを占める類型Ⅲについては、類型Ⅰや類型Ⅱの各事案とは異なるものの、当該記録が保存されている認識すらないまま廃棄に至ったことが明らかになった。

このようなことからすれば、2項特別保存については、制度として設けられてはいたものの、記録を特別保存する意義や理念について裁判所全体として適切な理解がされていたとは言い難い。有識者委員会による意見聴取において、アーカイブズ学の専門家から、「最高裁判所が裁判記録を、国民のために後世に向けて主体的に保存しようとする姿勢が見られない。」との意見があったこと、また、例えば神戸連続児童殺傷事件の記録廃棄に

際して、廃棄時に在任していた所長が2項特別保存に付するか否かの検討をしなければならない立場にあるとの認識すら持っていなかったことなどもその現れである。

国民共有の財産である歴史的、社会的な意義を有する記録を2項特別保存に付し、後世に確実に引き継いでいく仕組みを構築していくことの意義を真に理解できていなければ、そのための制度を適切に運用することも困難である。このように最高裁をはじめとする裁判所全体において2項特別保存の意義に関する適切な理解を欠いていたことが、保存期間が満了した記録について原則として廃棄すべきとの認識や特別保存に対する消極的な姿勢を生んだ大きな要因であった。

- (3) 2項特別保存に付された記録は、鎌倉時代や江戸時代の裁判文書等に劣らない歴史的・社会的価値のある現代の文化遺産となる可能性が高く、その時代を研究するための貴重な資料として、将来世代に確実に引き継がれていくべき文書である。

だからこそ、記録保存の意義を裁判所職員一人一人が十分に認識する必要がある、最高裁は、職員の意識の向上を支援すべく、記録を保存する意義を組織的に共有し（第5の2(1)ア）、研修等による職員の理解増進を図っていく（同(4)エ）ことが重要である。

- (4) 最高裁においては、再発防止に当たり上記のような視点を踏まえて取り組んでもらいたい。

5 報告書を踏まえた今後の方策の実施に向けて

- (1) 今後の記録の保存・廃棄の在り方については第5の2のとおりであるが、最高裁においては、今後、第5の2を踏まえた方策を実施していくに当たり、以下の点に留意してもらいたい。

ア 業務改善には多大な労力が必要であること

記録の作成・管理・廃棄・保存は、日常の業務の中で行われるものであり、業務運営の在り方と密接に関連する。記録の管理の在り方を改善することは、業務全体を大きく見直すことにつながることであり、相当の労力を要する。

イ 業務改善には継続性が求められること

記録の作成・管理・廃棄・保存は、粘り強く継続的に行われる必要があり、厳格に保存・管理されてきた記録であっても、一度でも必要な管理や特別保存の検討等を怠れば、容易に散逸・毀損・廃棄されることとなる。

ウ 組織の意識改革が重要であること

記録の作成・管理・廃棄・保存は、日々の業務に密接に関連するものであることから、これまでの業務のやり方に慣れ親しんできた幹部職員や中堅職員ほど、業務改善に向けて意識を改革していくことが必要となる。

- (2) 今後の再発防止のためには、保存要望を行う弁護士、弁護士会、記録を広く利活用する利用者においても、記録の保存・管理の在り方について意識や関心を持ち、国民共有の財産をより良く利活用できるための制度にし

ていくために相互に理解を深め、協力していくことが必要である。

最高裁においては、第5の2(4)アの広報活動を実施するに当たっては、この点を意識し、国民の理解・協力を得られるよう取り組んでほしい。

6 今後の記録の利活用の在り方に関する付言

記録の保存と利活用の在り方は切り離して考えることが一応可能ではあるものの、将来的には、記録の利活用の在り方を明確に整理した上で、そのような利活用の在り方を前提として適切な保存を図っていくことが望ましい。

記録の利活用の在り方については、利活用主体である社会一般の意見を広く踏まえた上で検討がなされるべきであり、その検討の主体・時期・方法等については慎重な考慮が必要ではあるものの、まずは、第5の2(1)ウに記載のとおり、国立公文書館への移管の拡大等の協議に当たり、移管後の利用の在り方について国立公文書館との協議を進めてもらいたい。

7 おわりに

今回の問題は、裁判所の記録管理に対する国民の信頼を大きく揺るがせたものであり、この報告書には最高裁をはじめとする裁判所組織全体に対する厳しい指摘も含まれているが、過去を検証し、そこから得られた教訓を生かし、特に組織に存する構造的な問題を改善していくことが信頼回復のために不可欠である。最高裁は、事件関係者を含む国民に対してお詫びをし、過去の検証を踏まえた改善策の具体化に着手した。今後は、新たに設置される第三者委員会の意見を参考にしつつ、最高裁が先頭に立って、関係職員においても現場の視点から改善に努め、これらの取組が実を結び、同様の問題が再発しないことを心から望むものである。

第7 総括

以上を踏まえた最高裁としての総括は、以下のとおりである。

- 1 運用要領策定前においては、各庁において2項特別保存がほとんど活用されず、保存規程や運用通達の趣旨に沿わない不適切な運用が長年にわたって行われた結果、歴史的、社会的意義を有する多数の記録が失われてしまった。また、運用要領策定後においては、2項特別保存の運用が相当程度改善されたと評価できるものの、遡及適用の問題について十分に対応ができておらず、再び歴史的、社会的な意義を有する記録が失われる事態を招いてしまった。これらは、いずれも最高裁による不適切な対応に起因しており、後世に引き継ぐべき記録を多数失わせてしまったことについて、深く反省をし、事件に関係する方々を含め、国民の皆様にお詫びを申し上げる。

- 2 最高裁としては、第6の有識者委員会の補足的な意見を重く受け止め、現在保存に付しているものを含め、歴史的、社会的な意義を有する記録を後世に確実に引き継いでいくために、将来にわたって記録の保存・廃棄の適切な運用が確保されるよう、第5の2で示した今後の在り方の実現に向けて関係諸規定について速やかに改正作業を進めていくとともに、裁判所における態

勢の整備等を行っていくこととする。

また、今後の運用状況を踏まえ、更なる改善点がないか等、不断の見直しをしていくこととする。

【調査を行った少年事件】

	事件概要 (報道機関から問合せのあった事件の概要 (※1))	裁判所名 (※2)
廃棄事案 (番号 1 ~ 52)		
1	平成3年に札幌市北区内の道職員夫婦が殺害され、遺体が同市東区中沼町の原野に遺棄された事件	札幌家裁本庁
2	平成4年3月に、高知市内において、15歳の兄が妹を殺害した事件	高知家裁本庁
3	平成4年12月、札幌市内で両親を刺殺した事件	札幌家裁本庁
4	平成5年4月に男子生徒2人が東淀川区の中学3年生を殺害した事件	大阪家裁本庁
5	平成7年2月 西尾市立東部中学のいじめ自殺	名古屋家裁岡崎支部
6	平成9年の神戸連続児童殺傷事件	神戸家裁本庁
7	平成9年8月23日夜、稲美町の神社で、少年10人(当時14~16歳)が、被害少年(当時15歳)に集団暴行を加えた事件	神戸家裁姫路支部
8	平成10年の黒磯北中学校の女性教師刺殺事件	宇都宮家裁本庁
9	発生日、逮捕日 平成10年3月9日 埼玉県東松山市立東中で1年男子が同級生に刺されて死亡した事件	さいたま家裁本庁
10	発生日、逮捕日 平成10年5月12日 千葉県四街道市で長男らが父親を殴って殺害した事件	千葉家裁本庁
11	平成10年7月に、高校生が同じ学校の同級生から暴行を受けたあとに自殺した事件	広島家裁福山支部
12	御母衣湖で平成10年8月、当時22歳の男性が遺体で見つかった集団暴行事件	岐阜家裁本庁
13	平成10年に中学3年の少年が寝屋川市で女性を刺殺した事件	大阪家裁本庁
14	平成12年に愛知県豊川市で当時17歳の少年が夫婦を殺傷した事件	名古屋家裁本庁
15	発生日、逮捕日 平成12年5月13日 埼玉県入間市の高校2年生が男女3人にリンチされ死亡した事件	さいたま家裁川越支部
16	平成12年7月6日に母親を金属バットで殴打した少年の殺人未遂、傷害事件	岡山家裁本庁
17	輪之内町で平成12年6月、高校2年の男子生徒が中学時代の元同級生らに集団リンチを受けて死亡した事件	岐阜家裁本庁
18	平成12年8月14日に大野郡野津町で発生した、当時15歳の少年による家族6人殺傷事件	大分家裁本庁

	事件概要 (報道機関から問合せのあった事件の概要 (※1))	裁判所名 (※2)
19	平成12年12月23日に清水市立中学校の生徒がアパートの隣人を刺殺した事件	静岡家裁本庁
20	兵庫県御津町タクシー運転手強盗殺人事件	神戸家裁姫路支部
21	いわゆる「〇〇君事件」 ①罪名 傷害致死 決定年月日 平成13年5月23日 ②罪名 傷害致死 決定年月日 平成13年5月16日	大津家裁本庁
22	平成13年9月に静岡県御殿場市内で当時15歳の少女に乱暴しようとしたとして当時16歳の少年が強姦未遂容疑で逮捕された事件	静岡家裁沼津支部
23	平成14年に中高生が逮捕された東村山市のホームレス暴行殺人事件	東京家裁八王子支部 (現立川支部)
24	平成14年に発生した熊谷市の路上で中学生二、三人がホームレスを暴行し死亡させた事件	さいたま家裁熊谷支部
25	平成14年11月、山梨県塩山市の少年2人(19歳、18歳)を傷害致死と傷害の疑いで逮捕。同月15日夜駐車場で、県立高校生2人に殴る蹴るの暴行をした疑い。	甲府家裁本庁
26	平成15年4月24日に横浜市港北区で発生した、高校3年生の少年が父親の頭を壁に押し付けるなどして死亡させた傷害致死事件	横浜家裁本庁
27	平成15年の男児誘拐殺人事件	長崎家裁本庁
28	平成15年9月、岐阜市雲雀ヶ丘の市立本荘中学校で包丁を持った同中学卒業生の大工見習いの少年(15歳)が立てこもった事件	岐阜家裁本庁
29	平成15年11月1日に起こった当時18歳の少年と当時16歳の交際相手の女子少年が家族を殺傷した事件	大阪家裁本庁
30	平成16年2月に大阪地裁所長が重傷を負った強盗致傷事件	大阪家裁本庁
31	平成16年の佐世保大久保小事件	長崎家裁佐世保支部
32	平成16年8月9日に、石狩市の高校1年生の男子少年が同級生の母親をナイフで刺して殺害した事件	札幌家裁本庁
33	平成16年に発生した元少年(17歳)による金沢夫婦2人を強盗殺人した事件	金沢家裁本庁
34	平成17年6月10日に発生した光高校の爆破事件	山口家裁本庁
35	平成17年6月23日に福岡市南区で17歳の兄を殺害したとして中学3年の少年(当時15歳)が殺人容疑で逮捕された事件	福岡家裁本庁
36	平成17年に中学1年男子生徒が母親を暴行し死亡させた事件	大阪家裁本庁

	事件概要 (報道機関から問合せのあった事件の概要 (※1))	裁判所名 (※2)
37	事件名 強盗致死等 審判日 平成18年10月16日	福島家裁本庁
38	平成17年に静岡県伊豆の国市で当時17歳の女子高生が、母親にタリウムを摂取させ殺人未遂で逮捕された事件	静岡家裁沼津支部
39	兵庫県姫路市ホームレス焼死事件	神戸家裁姫路支部
40	平成18年1月26日に盛岡市内で発生した、高校生(当時16歳)が母親(当時39歳)を殺害した事件	盛岡家裁本庁
41	中津川市のパチンコ店空き店舗で平成18年4月、中学2年の女子生徒が殺害された事件	岐阜家裁本庁
42	平成18年に奈良県田原本町で発生した、高校1年生の男子生徒による自宅への放火殺人事件	奈良家裁本庁
43	稚内市内において平成18年8月28日に発生した少年2名(うち1名は被害女性の子供)の犯行による女性殺人事件	旭川家裁本庁
44	平成18年12月、岡崎市のホームレス襲撃事件	名古屋家裁岡崎支部
45	事件名 殺人、死体損壊 審判日 平成20年2月26日	福島家裁会津若松支部
46	平成19年8月に高校生の集団暴行により当時高校3年の男子が死亡した事件	函館家裁本庁
47	平成19年8月20日に発生した上関で祖父が殺害された事件	山口家裁本庁
48	平成19年に京田辺市で起こった警察官の父親を娘が殺害した事件	京都家裁本庁
49	平成20年1月に八戸で発生した母子殺害事件	青森家裁本庁
50	平成20年にあった熊野市の保険外交員が少年に殺害された事件	津家裁本庁
51	平成22年7月9日、兵庫県宝塚市の民家で放火事件があり、家族3人が死傷した事件	神戸家裁本庁
52	平成24年に亀岡で起きた暴走事故	京都家裁本庁
2項特別保存に付した事案(番号53~59)		
53	犯行当時18歳であった少年が、被害者に対する強姦致死、被害乳児に対する殺人及び被害者管理の現金等在中の財布の窃取を犯した事案(光市母子殺人事件)	山口家裁本庁
54	平成12年5月3日に発生した当時17歳の少年によるバス乗っ取り(バスジャック)事件(西鉄バスジャック事件)	佐賀家裁本庁

	事件概要 (報道機関から問合せのあった事件の概要 (※1))	裁判所名 (※2)
55	少年が、母親を多数回の殴打等により死亡させた事件	山口家裁本庁
56	平成22年に石巻市内で起きた少年の交際相手の親族等3人に対する殺傷事件	仙台家裁本庁
57	平成25年8月に起きた当時18歳の少年による三重県朝日町内における中3女子死亡事件	津家裁本庁
58	名古屋大学の女子大生が知人女性を殺害した事件	名古屋家裁本庁
59	危険運転致死、道路交通法違反(送致された事件につき検察官送致の決定がされ、地裁に起訴されたものの、地裁において少年法55条の移送決定がされ家裁に係属したが、再度検察官送致決定がされ再び地裁に起訴された後、地裁において再度移送決定がされ家裁に係属した事件)	大阪家裁本庁

※1 事件概要は報道機関から問合せのあった概要や保存票からそのまま記載。

※2 裁判所名は事件簿が廃棄されている場合、本庁・支部の別は報道機関からの問合せを基に記載。

少年事件の廃棄事案であって保存又は廃棄の認識があった事案のうち、2項特別保存を検討した上で、要件に該当しないと判断して要領策定前に廃棄した事案（類型Ⅰ）と2項特別保存につき詳細な検討をすることなく要領策定前に記録を廃棄した事案（類型Ⅱ）の調査結果

○類型Ⅰ

1 神戸家裁本庁（番号6）

平成9年の神戸連続児童殺傷事件

【調査結果】

廃棄担当の管理職は、廃棄に先立つ時点において、廃棄時の所長を含む複数の管理職に話をもちかけたが、同所長は、自身が廃棄の前提として特別保存に付するか否かの検討をしなければならない立場にあるという認識はなく、明確な判断は示さず、他に意見を述べる者や保存すべきという者もいなかった。そのため、廃棄担当の管理職は自分で判断しなければならないと考え、本件記録を2項特別保存に付するかどうかについて、廃棄時の所長に対して正式に諮らなかつた。この点、廃棄担当の管理職は、保存規程8条が記録廃棄の主体を首席書記官と明示しており、8条からの流れで9条の特別保存の主体も所長ではなく首席書記官となると考えており、廃棄時の所長やその前任の所長（以下「前任の所長」という。）も、特別保存の判断権者が所長であることを認識していなかつた。

廃棄担当の管理職は、特別保存の要件に該当する可能性があると考えた一方で、①これまで神戸家裁において特別保存に付したものはないと聞いていたこと、②保存期間満了後既に2年が経過していること、③記録を保存している間に何か廃棄を妨げるような問題が起きたとは聞いていなかったこと、④少年事件は非公開で一般の民事事件とは異なるので、他に記録を使うことはないと思ったこと、⑤記録庫が狭かつたことなどを総合的に考慮し、保存の必要性（運用通達記第6の2(1)参照）があるとはいえないと考え、廃棄の進められた。その結果、本件記録は特別保存に付するか否かについて廃棄時の所長の判断を経ることなく廃棄された。

廃棄時とそれ以前の時期を通じて、管理職を含む多くの職員は、記録は保存期間が経過したら原則廃棄し、2項特別保存に付することは滅多にない、2項特別保存に付するのは例外中の例外であり極めて希少な事例に限られると考えていた。他方、本件が社会の耳目を集めた事件であることを理由に廃棄をすることについて問題意識を持つ者や「希な事件、前代未聞の事件であり、貴重な資料となるから保存すべき」と述べる裁判官もいたが、本件記録の2項特別保存に結びつくことはなかつた。

なお、所長に話がされたのかについては、以下の理由から廃棄担当の管理職から廃棄時の所長に対して特別保存について何らかの話はしたが、その判断は求めなかつたと認定した。

廃棄担当の管理職は、前任の所長に本件記録の廃棄について話をしたところ、「私には判断できない」と言われたと述べているが、記録の話をしたのが所長と2人きりだったのか、ミーティングの場であったのかなどについては、記憶に散漫なところがあるな

どとしている。他に複数の者が、所長、廃棄担当の管理職が同席していたミーティングで神戸の記録廃棄が話題に上ることがあったと述べているが、いずれもその所長が廃棄時の所長だったのか、前任の所長だったのかは記憶にないとしている。どの所長にどのような場で話がされたのかという点は一致していないが、所長という立場の者に本件記録の廃棄に関する話がされたという限度では多くの者の述べることが一致している。

そして、前任の所長は、自身が出席したミーティング等で本件について話題に上った記憶はなく、本件に限らず他の事件も含め、特別保存に関する相談を受けたことはないとして述べている一方、廃棄時の所長は、本件記録の廃棄について管理職から何か話があったことはうっすらと記憶にあると述べている。廃棄担当の管理職が述べている廃棄に至るまでの時系列からすると、廃棄時の所長に話をするのが自然な流れである。また、その話の具体的な中身について各人が述べていることは一致しないが、特別保存の判断を求めるような形でなかった限度では一致している。廃棄時の所長に、うっすらとした記憶があるにとどまり、判断権者が所長自身であることを意識することもなかったと述べていることもこれを裏付けているといえる。

2 長崎家裁本庁（番号27）

平成15年の男児誘拐殺人事件

【調査結果】

廃棄時における管理職は、長崎が地元の職員から、本件事件は長崎では有名な事件だと聞いて、廃棄してよいか疑問が生じたため、本件記録の廃棄について他の管理職に相談した。なお、相談を持ちかけた管理職は、2項特別保存の判断は現場に任されているものと考えていた。2人の管理職は、本件事件が2項特別保存の要件に該当する事件であるかを検討した。その結果、相談を受けた管理職は、本件事件は全国的に社会の耳目を集めた事件ではないと考え、また、少年事件記録が調査研究の対象になったという事例を聞いたことがなく、外部からの閲覧が許可されることがほとんどなく調査研究の対象にもならないため、2項特別保存の要件に該当しないと考え、さらに記録庫の狭隘も踏まえ、特別保存に付す必要性もないと考えた。同管理職やその他の職員から所長に対し相談や正式に諮られることはないまま、本件記録は廃棄された。

3 長崎家裁佐世保支部（番号31）

平成16年の佐世保大久保小事件

【調査結果】

廃棄時の支部の管理職は、2項特別保存に付すか否かの検討は、記録を保存に付す際に行うものと考えていたが、本件事件は佐世保では有名な事件だと思っていたことから、本件記録の廃棄について本庁の管理職に相談した。相談を受けた管理職は、2項特別保存の要件に該当する事件であるかを検討した。その結果、同管理職としては、本件は報道で知っており、番号27番の平成15年の男児誘拐殺人事件よりは社会の耳目を集めたという認識であったが、地域限定的な事件との印象を受けており、全国的に社会の耳目を集めた事件ではなく、2項特別保存の要件に該当せず、特別保存に付す必要はない

と考えた。同管理職やその他の職員から所長に対し相談や正式に諮られることはないまま、本件記録は廃棄された。

なお、当該支部の管理職は、2項特別保存に付すかどうかの検討は終局時にされるものと考えていたが、終局時の当該支部における他の管理職は、保存期間満了のころと考えていた。

4 奈良家裁本庁（番号42）

平成18年に奈良県田原本町で発生した、高校1年生の男子生徒による自宅への放火殺人事件

【調査結果】

廃棄時における管理職は、前任者から本件記録の保存場所の引継ぎを直接受けた。また、本件事件は奈良では有名だったこともあり、担当職員から本件記録を廃棄対象とすることについて相談を受けた。当該管理職は、社会の耳目を集めた事件も2項特別保存の対象となることは理解していたが、その基準はよく分からず、本件事件は、先例となるような事件ではなく、親子間で発生した事件であったことや、継続的に報道されていなかったことから、全国的に社会の耳目を集めた事件でもないと考えた。そのように考えた背景には、記録庫の狭隘の問題があり、また、2項特別保存の対象とならない記録を廃棄せず、事実上の保管をすることを最高裁や高裁が問題視していると考え、粛々と記録廃棄の進めを進めるべきと考えていたことがある。当該管理職はインターネットで本件に関する記事を検索したところ、他の全国的な著名事件のような報道はなく、保存規程に従って所定の廃棄スケジュールに乗せるのが相当と思った。当該管理職は、2項特別保存に付するか否かの判断権者は所長であるものの、実質的には別の管理職が決めると考えていたが、同人に相談することは思い浮かばず、廃棄の進めを進めた。結局、誰からも、所長に対し相談や正式に諮られることはないまま、本件記録は廃棄された。

○類型Ⅱ

1 名古屋家裁本庁（番号14）

平成12年に愛知県豊川市で当時17歳の少年が夫婦を殺傷した事件

【調査結果】

廃棄時における管理職は、本件は著名事件であると考えたことから、他の職員に特別保存に付すことについての感触を聞いたが、当該職員からは意見がなかった。当該管理職は、当時2項特別保存の制度の存在は知っていたものの、どのような事件が特別保存の対象になるかについての基準がなかったこともあり、最終的には2項特別保存に付すか否かの検討はせず、所長に諮ることはなく、本件記録の廃棄進めを進めた。

2 大分家裁本庁（番号18）

平成12年8月14日に大野郡野津町で発生した、当時15歳の少年による家族6人殺傷事件

【調査結果】

本件記録は、裁判官により司法修習生の指導に用いられており、たびたび、裁判官室に貸し出されていた。本件記録の保存期間満了前に行われた管理職ミーティングで、本件記録を特別保存に付す必要があるのではないかという話が出たが、その時点では廃棄時期がまだ先だったことや、具体的な作業内容も分からなかったことから、廃棄の時期に検討すればよいということになった。その管理職ミーティングで話し合われた内容は、後任者に引き継がれず、廃棄時に特別保存の検討がされなかった。廃棄時の管理職は、本件記録を裁判官が活用していると認識していた一方で、決裁に上がってきた廃棄目録には事件の内容までの記載はなかったことから、本件記録が廃棄されるという認識はないまま、2項特別保存に付すか否かについて所長に諮ることはなく、本件記録の廃棄手続を進めた。

3 大阪家裁本庁（番号30）

平成16年2月に大阪地裁所長が重傷を負った強盗致傷事件

【調査結果】

本件事件は、成人の共犯者が刑事事件で無罪となり、その後保護処分が取り消されるなどした事件であり、廃棄当時における担当職員は、今後の事件処理の参考とするため、特別保存に付した方が良いのではないかと考え、他の職員との話題にしたり、本件記録を記録庫から出して執務室のロッカーに置いたりするなどした。しかし、管理職が特別保存について詳しい検討をすることはなかった（当該職員は、管理職の保存に関する温度感が低いことや全件廃棄が基本という固定観念があることなどから、詳細な検討がされなかったと感じた。）。結局、誰からも所長に対し相談や正式に諮られることはないまま本件記録は廃棄された。

4 神戸家裁姫路支部（番号39）

兵庫県姫路市ホームレス焼死事件

【調査結果】

廃棄時における管理職は、本件事件の主犯格の公判時に刑事担当の管理職として対応したので、本件事件自体は認識しており、一部の少年に係る記録は保存されているのではないかと考えていた。同管理職は、当時、記録の保存の必要性を名誉回復の手段（再審請求）をとる可能性があるかという観点からしか考えておらず、2項特別保存の意識はなく、基本的には全件廃棄と考えていた。そのため、同管理職は、少年事件の記録の保存について検討したり誰かに相談したりしたことはなく、所長にも諮らず本件記録の廃棄手続を進めた。

5 岐阜家裁本庁（番号41）

中津川市のパチンコ店空き店舗で平成18年4月、中学2年の女子生徒が殺害された事件

【調査結果】

廃棄時における管理職は、廃棄の決裁の際に、担当職員から本件記録が廃棄対象になっていると聞いたが、2項特別保存に付すか否かの判断は、当事者からの要望があるな

どしない限り事件が終局した段階で行うものであると考えていたため、廃棄時に特別保存の検討がされず、所長に諮られることはなく、本件記録は廃棄された。なお、同管理職は、2項特別保存の対象は、学術的に重要な憲法判断がされた事件や、世間を賑わせた事件の記録と認識していたが、本件事件は対象とならないと考えていた。

その一方で、終局時の管理職は、2項特別保存の制度は知っていたものの、2項特別保存に付すという意識がなかったため、その検討時期については考えたことがなく、終局時に特別保存の検討がされることもなかった。

また、同管理職の後任者は、本件記録について最高裁から問合せがあったり、職員が研究のため来庁したりしたことがあったため、特別保存に付す必要があると考えた。そして、記録のビニールファイルの表側のポケットに「特別保存対象事件記録」と記載した紙を挟み込み、記録庫においても他の記録とは分けておくなどして廃棄手続に入ろうとした時に特別保存を検討するきっかけとなり得る措置をとったが、その措置は特別保存の検討につながらなかった。

6 福島家裁会津若松支部（番号45）

事件名「殺人、死体損壊」、審判日「平成20年2月26日」

【調査結果】

本件事件は県内でも有名な事件で職場全体で認知されており、廃棄準備の中で「鑑定留置等、少年手続としては特殊な手続がとられているので、参考記録として残したらどうか。」などの声があがっていた。また、本件記録は他の少年事件記録とは別のスペースで保管されており、廃棄時における支部の管理職は、前任者から本件記録について「特別な事件なので、この事件だけ特別に保管している。」との引継ぎを受けていた。そのようなこともあり、当該支部の管理職が本庁の管理職に対し本件記録の廃棄について相談したところ、支部の判断に任せる旨の回答を受けた（なお、その回答に関する所長の関与は不明である。）。当該支部の他の管理職において、本件記録を廃棄することについて問題意識を持つ者もいたが、その回答を受け、結局2項特別保存の判断権者である所長に諮られることはないまま、本件記録の廃棄手続が進められた。

7 京都家裁本庁（番号52）

平成24年に亀岡で起きた暴走事故（そのうち、運用要領策定前に廃棄された記録）

【調査結果】

廃棄時における管理職は、他の職員から告げられたことをきっかけとして、本件記録が廃棄対象となっていることを認識した。同管理職は、再審請求の可能性がある事案や殺人や放火などの重大事案について記録が特別保存に付されるものと考えていた。同管理職は、本件事件が報道された事件であることは知っていたが、本件の事件記録は検察官に送られていたことや、罪名が殺人等の重大なものではなかったこと、少年記録はプライバシーの問題から原則廃棄と考えていたことなどから、特別保存という考えに至らず、誰かに相談することも所長に諮ることもなく、本件記録の廃棄手続を進めた。

なお、管理職の1人は、京都家裁に特別保存に付された事件がなく、具体的な事務フローがないことから、本件が社会の耳目を集めるものとして特別保存の検討対象となり

得るとの認識があったとしても、具体的に誰が検討するかははっきりとせず、保存には至らなかったなどとしている。

類型Ⅲ（少年記録廃棄事案のうち保存の認識がなく廃棄対象となっている認識もなかった事案）の調査結果

※ 以下の各記録のいずれについても、廃棄当時の担当職員に廃棄対象となる記録中に当該記録が含まれているとの認識がなく、2項特別保存に付すか検討をしたり、所長に諮ったりすることなく廃棄されたものである。

以下は、各記録の廃棄当時の担当職員から聴取した、当時の記録の特別保存や廃棄に関する事務の状況等についてまとめたものである。

1 札幌家裁本庁（番号1）

平成3年に札幌市北区内の道職員夫婦が殺害され、遺体が同市東区中沼町の原野に遺棄された事件

【調査結果】

担当職員が廃棄目録の作成、廃棄対象記録の抽出をしていた。廃棄目録には、事件番号、記録冊数の記載があった。その後、上司が廃棄目録と事件記録を突合し、事件簿や記録表紙で事件番号、終局日、保存年数、生年月日を見て確認していた。

廃棄の決裁では、当該上司が廃棄目録等の起案をし、複数の管理職の決裁を受けており、2項特別保存に付さずに廃棄するという意思決定に所長の関与はなかった。決裁の際、管理職の1人は、保存期間が満了しているかどうかに留意し、特別保存が必要なものが廃棄目録に登載されていないかの確認はしていなかった。

管理職の1人は、保存期間を満了した記録を適正かつ速やかに廃棄することが大切な事務フローだと思っており、少年事件は非公開のため、民事事件に比して2項特別保存の可否を検討する意識が希薄であった。

2 高知家裁本庁（番号2）

平成4年3月に、高知市内において、15歳の兄が妹を殺害した事件

【調査結果】

担当職員が記録庫において廃棄対象記録を抽出し、廃棄目録を作成していた。廃棄目録には、保存終期等の記載があった。最終的に管理職が記録庫において廃棄目録と事件記録を突合し、別の管理職による廃棄の決裁を受けていた。

管理職の1人は、2項特別保存に付すのは全国的な事件で国難に値するような事件などであると考えていた。

3 札幌家裁本庁（番号3）

平成4年12月、札幌市内で両親を刺殺した事件

【調査結果】

担当職員が廃棄対象記録の抽出、廃棄目録の作成等の廃棄準備をし、その上司が廃棄目録と事件記録を突合していた。さらに管理職は、廃棄目録とシステムから抽出したデータ及び事件簿の再確認、廃棄目録と事件記録の再確認をしていた。

廃棄の決裁の際、管理職は、廃棄目録と、事件簿や帳簿諸票の当該事件部分（付箋が貼付されていた。）を突合し、保存期間が満了しているかを確認していた。

決裁後、管理職の指示に基づいて実際の廃棄が行われていた。

管理職の1人は、原則として保存期間が満了した記録を廃棄するものであり、2項特別保存に付される事件が極めて限定的であるという認識であった。また、職員の1人は、少年事件では要保護性に主眼が置かれており、社会的耳目を集めた事件であったとしてもそれだけで2項特別保存の対象となるということは考えにくいと思っていた。

4 大阪家裁本庁（番号4）

平成5年4月に男子生徒2人が東淀川区の中学3年生を殺害した事件

【調査結果】

担当職員が記録庫から記録を抜き出し、廃棄目録を作成していた。廃棄目録には事件番号、保存期間満了日、冊数の記載があった。その後、その上司が廃棄目録と事件記録を突合し、管理職が廃棄目録を精査していた。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。

複数の管理職は、2項特別保存に付される事件は、審理方法が特殊・新しいもの、学者が記録保存を希望したもの等であると考えていた。また、職員の1人は、保管期間が満了したら当然に廃棄するべきだという考えのほうが強かったと思っていた。

5 名古屋家裁岡崎支部（番号5）

平成7年2月 西尾市立東部中学のいじめ自殺

【調査結果】

担当職員がシステムから廃棄対象リストを打ち出し、管理職が、同リストと当該職員が記録庫から搬出した廃棄対象記録を突合し、廃棄目録を作成していた。廃棄目録には事件番号、冊数等の記載があった。

廃棄の決裁では、当該管理職が起案をし、別の管理職の決裁を受けて支部から本庁の担当職員に送付され、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、保存期間満了の年度に間違いがないかに留意していたものの、特別保存が必要なものが廃棄目録に登載されていないかの確認まではしていなかった。

管理職らは、少年事件は非公開なので特別保存に付す必要があると考えていなかった。また、2項特別保存の理解ができておらず、少年事件で特別保存に付すという認識が低かった。

6 神戸家裁姫路支部（番号7）

平成9年8月23日夜、稲美町の神社で、少年10人（当時14～16歳）が、被害少年（当時15歳）に集団暴行を加えた事件

【調査結果】

担当職員がシステムから抽出して廃棄目録を作成していた。廃棄目録には事件番号、冊数の記載があった。その後、別の職員が廃棄目録の内容を確認し、管理職が廃棄目録と記録庫の廃棄用の棚に移動された事件記録を突合していた。

廃棄の決裁では、支部の管理職の決裁を経て、本庁の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、保存期間満了前の事件が紛れていないかを廃棄目録で確認していた。

管理職の1人は、2項特別保存に付された記録はなく、基本的には全件廃棄と考えていた。

7 宇都宮家裁本庁（番号8）

平成10年の黒磯北中学校の女性教師刺殺事件

【調査結果】

管理職を含む担当職員らが記録庫の管理並びに記録の保存及び廃棄を行っており、記録の廃棄に際しては、廃棄目録を作成し、保存期間等を確認した上で、別の管理職による廃棄の決裁を受けていた。

8 さいたま家裁本庁（番号9）

発生日、逮捕日 平成10年3月9日

埼玉県東松山市立東中で1年男子が同級生に刺されて死亡した事件

【調査結果】

担当職員及びその上司がシステムから廃棄時期の到来した事件を抽出し、実際に事件記録に当たって確認していた。その際、管理職が作業に関与することもあった。

廃棄の決裁をした管理職は、少年の年齢が記録の廃棄が可能な年齢に達しておらず、廃棄してはいけない記録ではないかという点に注意していた。

9 千葉家裁本庁（番号10）

発生日、逮捕日 平成10年5月12日

千葉県四街道市で長男らが父親を殴って殺害した事件

【調査結果】

担当職員が中心となって廃棄記録の抜き出し、その上司がその補助及び廃棄目録の作成をしていた。点検の際には、システムで一覧表を出して保存期間を確認していた。その際、誤廃棄をしないように留意していた。

10 広島家裁福山支部（番号11）

平成10年7月に、高校生が同じ学校の同級生から暴行を受けたあとに自殺した事件

【調査結果】

管理職を含む担当職員が中心となって事件記録に当たり、事件簿から廃棄対象事件を抽出する作業を行った。

廃棄の決裁では、決裁文書について、別の管理職の点検及び決裁を経た後、本庁へ送付されて管理職の決裁を受けていた。決裁の際、同管理職らは事件記録を確認することはなかった。

11 岐阜家裁本庁（番号12）

御母衣湖で平成10年8月、当時22歳の男性が遺体で見つかった集団暴行事件

【調査結果】

少年記録の廃棄事務は、管理職を含む担当職員 3 人で行っていた。廃棄目録には事件番号や冊数等の記載があった。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁に関して、管理職の 1 人は、保存期間満了の年度に間違いがないかという点に留意していたが、特別保存が必要な記録が廃棄目録に登載されていないかの確認までは特段していなかった。

関係した管理職の 1 人は、当時の本庁（旧庁舎）の記録庫内は狭隘となっており、一日でも早く記録を廃棄して保存に付された記録を入れるスペースを確保したいという思いがあったことから、特別保存については具体的な考えを持つには至っていなかった。

1 2 大阪家裁本庁（番号 1 3）

平成 1 0 年に中学 3 年の少年が寝屋川市で女性を刺殺した事件

【調査結果】

廃棄事務に係る手順書が存在していた。

担当職員が同手順書に従ってシステムで保存期間が満了した事件を抽出し、その上司が、抽出した事件の目録と事件記録を 1 件ずつ突合して点検した上で、決定日、確定日、表紙に始期と終期が正しく記載されているかなどを記録庫内で確認していた。廃棄目録には、事件番号及び冊数の記載があるにとどまり、少年名や事件名の記載まではなかった。

廃棄の決裁では、廃棄目録が添付され、管理職の決裁を受けていた。決裁の際、保存期間満了前のものが紛れていないか注意していたが、特別保存に付された記録が廃棄目録に挙がるはずがないため、特別保存に付すべきものが廃棄記録に含まれていないかという意識では見ていなかった。

職員の 1 人は、当時特別保存に付されていた記録はなく、保存期間を経過した記録は、当然、廃棄すべきと考えていた。

1 3 さいたま家裁川越支部（番号 1 5）

発生日、逮捕日 平成 1 2 年 5 月 1 3 日

埼玉県入間市の高校 2 年生が男女 3 人にリンチされ死亡した事件

【調査結果】

担当職員がシステムから一覧表を印刷して事件記録を別の棚に移し、その後、管理職が廃棄目録と事件記録を突合して決裁に付した。廃棄の決裁では、別の管理職による決裁を経て、庶務経由で本庁に送付していた。管理職らは廃棄できるものを速やかに廃棄しているかを常に確認していた。

1 4 岡山家裁本庁（番号 1 6）

平成 1 2 年 7 月 6 日に母親を金属バットで殴打した少年の殺人未遂、傷害事件

【調査結果】

担当職員が作成する廃棄目録には、事件番号、保存の始期及び終期、冊数並びに備考欄の記載があった。別の職員による廃棄目録の確認では、事件番号、保存の始期及び終

期を見て、保存すべき年数を経過しているかを確認する程度であり、冊数の多さを特に意識していなかった。

廃棄の決裁では、複数の管理職を経て、所長の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、廃棄目録と事件簿を突合して不自然な点がないか確認していたが、事件記録の全件確認まではしていなかった。また、別の管理職は、決裁の際に担当者から説明を受けたことがなかった。

1 5 岐阜家裁本庁（番号17）

輪之内町で平成12年6月、高校2年の男子生徒が中学時代の元同級生らに集団リンチを受けて死亡した事件

【調査結果】

管理職を含む担当職員が廃棄目録を作成した。廃棄目録には事件番号と記録冊数の記載があった。同職員らが廃棄記録の抽出と梱包を行い、管理職を中心に担当職員全員で廃棄目録と事件記録を突合していた。

廃棄の決裁では、管理職を含む担当職員が起案をし、別の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、廃棄目録に不自然な箇所があった場合には確認するようにしたが、そのような場合はなかった。

1 6 静岡家裁本庁（番号19）

平成12年12月23日に清水市立中学校の生徒がアパートの隣人を刺殺した事件

【調査結果】

担当職員が廃棄目録を作成し、廃棄目録について決裁を受けていた。

確定記録は管理職に引き継ぎ、廃棄業務は主に別の職員が担当していた。

1 7 神戸家裁姫路支部（番号20）

兵庫県御津町タクシー運転手強盗殺人事件

【調査結果】

担当職員がシステムから廃棄目録案を出力し、別の職員とともに同目録案と事件記録に表示された事件番号と保存終期を突合していた。

廃棄の決裁では、事件番号の記載のみが記載された一覧形式での決裁であったが、支部の管理職を経て、本庁の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、本庁の管理職は一通りの確認をしたが、意識していた項目がなく、支部の管理職は保存期間満了前の事件が混ざっていないかを注意したにとどまった。

1 8 大津家裁本庁（番号21）

いわゆる「〇〇君事件」 ①罪名 傷害致死 決定年月日 平成13年5月23日

②罪名 傷害致死 決定年月日 平成13年5月16日

【調査結果】

担当職員が、少年事件のうち廃棄する事件記録を選別して記録庫から搬出するなどしていた。

廃棄の決裁では、担当の管理職が起案をし、別の管理職の決裁を受けた。決裁の際、当該別の管理職は廃棄目録と事件記録を1件ずつ突合することがなく、少年の年齢から誤廃棄にならないよう留意していたものの、特別保存に当たり得る著名事件が含まれるかという視点で確認したことはなかった。

1 9 静岡家裁沼津支部（番号22）

平成13年9月に静岡県御殿場市内で当時15歳の少女に乱暴しようとしたとして当時16歳の少年が強姦未遂容疑で逮捕された事件

【調査結果】

担当の管理職がシステムから廃棄目録を作成した。廃棄目録には事件番号の記載があった。当該管理職が廃棄目録と事件記録の事件番号を突合した後、部下が確認をし、決裁に付した。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。

2 0 東京家裁八王子支部（現：立川支部）（番号23）

平成14年に中高生が逮捕された東村山市のホームレス暴行殺人事件

【調査結果】

担当職員が廃棄目録を作成した。廃棄目録には事件番号の記載があった。その後、その上司が、廃棄目録の確認、廃棄目録と事件記録の突合及び事件記録の抽出を行った。

廃棄の決裁では、同上司が起案をし、管理職の決裁を経て、本庁に廃棄の指示を求めている。

管理職の1人は、少年事件は、その事件の特性上、プライバシーの保護という観点が高めて重要視されており、特別保存という制度を踏まえてもなお、保存期間の経過した記録を適切に廃棄するという事は当然と考えていた。

2 1 さいたま家裁熊谷支部（番号24）

平成14年に発生した熊谷市の路上で中学生二、三人がホームレスを暴行し死亡させた事件

【調査結果】

担当職員が廃棄目録を作成して事件記録を確認した。廃棄目録には事件番号と冊数等の記載があったが、事件の概要の記載はなかった。その後、管理職等が廃棄目録と事件記録を突合した。

廃棄の決裁では、廃棄目録の作成後に支部内で他の管理職の決裁を受けて本庁に送付し、管理職の決裁を受けていた。記録庫がとにかく狭隘で、できる限り早期に廃棄するようにしていた。

2 2 甲府家裁本庁（番号25）

平成14年11月、山梨県塩山市の少年2人（19歳、18歳）を傷害致死と傷害の疑いで逮捕。同月15日夜駐車場で、県立高校生2人に殴る蹴るの暴行をした疑い。

【調査結果】

担当職員が廃棄対象記録を抽出し、廃棄目録を作成していた。廃棄目録には事件番号、冊数、終局日、保存期間満了の記載があった。その後、関係職員全体で手分けして、廃棄目録と事件記録の突合等をしていった。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は廃棄目録と事件記録が一致しているかという点に留意しており、本件当時、特別保存に付すべき記録を抽出するという意識はなかった。その他の決裁者には、誤廃棄を防止するために保存期間が経過していないものがないかを意識していた者がいた。

2.3 横浜家裁本庁（番号26）

平成15年4月24日に横浜市港北区で発生した、高校3年生の少年が父親の頭を壁に押し付けるなどして死亡させた傷害致死事件

【調査結果】

事件の種類によって事件記録の保存期間が異なるので、保存開始時に保存期間の満期を確認し、その時期ごとに記録庫内で分けて保存していた。

担当職員が、システムから廃棄の候補事件を抽出（1回当たり数千件から1万件弱であった。）し、記録庫から搬出した事件記録と突合して廃棄目録を作成していた。廃棄目録には事件番号の記載があったほか、事件名、少年氏名、年齢、記録冊数並びに保存の始期及び終期の記載があった可能性もある。作業時の繁忙度によっては管理職が作業を補助した。

廃棄の決裁では、廃棄基準（少年の年齢等による保存終期）に留意していた。少年調査記録も管理職の指示で廃棄し、他の職員とも協議していた。

廃棄時は1件ずつ内容を確認せず、保存期間が満了したかのみ確認していた。

2.4 岐阜家裁本庁（番号28）

平成15年9月、岐阜市雲雀ヶ丘の市立本荘中学校で包丁を持った同中学卒業生の大工見習いの少年（15歳）が立てこもった事件

【調査結果】

少年記録の廃棄事務は、管理職を含む担当職員を中心にしていった。

事件記録の廃棄目録には事件番号、冊数の記載があったが、少年調査記録の廃棄目録の記載内容は定かでない。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、廃棄目録を確認して不自然な事件番号（例えば直近の年度の新しい事件番号等）がないかというような点を確認しており、別の管理職は、廃棄目録に2項特別保存が必要な事件記録が登載されていないかまでの確認はしていなかった。

管理職の1人は、2項特別保存は非常に重大な事件であれば検討するという程度の認識で、2項特別保存の検討が必要な事件はないと考えており、検討への意識が薄かった。

2.5 大阪家裁本庁（番号29）

平成15年11月1日に起こった当時18歳の少年と当時16歳の交際相手の女子少年が家族を殺傷した事件

【調査結果】

担当職員がシステムで抽出して廃棄目録を作成していた。廃棄目録には、事件番号と冊数の記載があった。そして、複数の職員で廃棄目録と事件記録を突合し、決定日、確定日の確認のほか、表紙に始期と終期が正しく記載されているかなどを確認していた。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は形式的な齟齬（記録冊数の合計が合致しない等）がないかを確認し、別の管理職は保存期間満了前のものが紛れていないかという点を確認していたが、特別保存すべきものが含まれていないかという意識での確認をしていなかった。

2.6 札幌家裁本庁（番号3.2）

平成16年8月9日に、石狩市の高校1年生の男子少年が同級生の母親をナイフで刺して殺害した事件（石狩同級生母親殺害）

【調査結果】

担当職員がシステムから出力して廃棄目録を作成し、その上司と共に廃棄目録記載の事件番号及び冊数と事件記録を形式的に突合していた。その際、基本的には事件記録の中身まで確認していなかったが、記録の保存期間は処分内容や少年の年齢によって変わるので、事件によっては少年の年齢を確認していた。

管理職による廃棄の決裁では、所長まで2項特別保存に付さないことを確認するスキームはなかった。決裁の際、管理職は、廃棄目録の事件番号を事件簿と突合して保存期間が満了しているかに留意しており、特別保存が必要なものが廃棄目録に登載されていないかという確認は特段していなかった。

管理職の1人は、法改正につながった事案が対象となると思っていたが、当時、保存期間が満了したら適正に廃棄することが正しいと思っており、万が一紛失して外部に流失したときは、途方もない人権侵害になるとの意識が強かった。

2.7 金沢家裁本庁（番号3.3）

平成16年に発生した元少年（17歳）による金沢夫婦2人を強盗殺人した事件

【調査結果】

担当の管理職が廃棄目録を作成していた。廃棄事務はその部下が関与していた。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、保存規程に反していないか（保存期間や年齢）を確認、点検し、廃棄目録と事件記録を突合していたが、個別事案の内容を把握していなかった。また別の管理職は、保存期間が満了しているか、事件記録の現物があるかに留意しており、直接事件記録を確認することはなかったものの、他の管理職に対して廃棄目録と事件記録の突合結果を確認していた。

管理職の1人は、少年調査記録は少年の更生のために26歳まで保管するものであり、それ以降は廃棄して差し支えないと考えていた。

28 山口家裁本庁（番号34）

平成17年6月10日に発生した光高校の爆破事件

【調査結果】

担当職員が廃棄目録を作成していたところ、廃棄目録には、事件番号、記録冊数、廃棄年度、保存の始期、廃棄満了日の記載があった。その後、複数の管理職が事件記録の確認をし、廃棄満了日などの記載内容に間違いがないかを確認した上で、廃棄の決裁をしていた。また、廃棄目録を作成したのとは別の職員が、廃棄目録と事件記録を突合していた。決裁の際、対象の少年が26歳になっているかどうかを特に確認していた。

決裁後、複数の管理職が交代で、廃棄目録と突合しながら箱詰め作業を行っていたが、その段階で特別保存が必要なものなのかどうか確認することはなかった。

29 福岡家裁本庁（番号35）

平成17年6月23日に福岡市南区で17歳の兄を殺害したとして中学3年の少年（当時15歳）が殺人容疑で逮捕された事件

【調査結果】

担当職員がシステムから廃棄対象記録を抽出して仮の目録を作成し、管理職を含む他の職員と事件記録の現物を確認して廃棄目録を完成させていた。廃棄目録には事件番号、冊数、保存始期終期、少年の氏名か生年月日の記載があった。なお、抽出した記録は一旦別保管していた。

廃棄の決裁では、担当職員が起案をし、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、保存期間が満了しているか、短すぎるものが紛れ込んでいないかどうか、少年の年齢などを確認していた。

30 福島家裁本庁（番号37）

事件名 強盗致死等

審判日 平成18年10月16日

【調査結果】

廃棄目録には、冊数、事件番号、保存の始期、終期の記載があり、事件名や事件の内容が分かるような記載はなかった。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、保存期間が満了しているかに留意したものの特別保存となる事件記録が登載されているかという観点で確認をしなかった。また、別の管理職は、自分が決裁をする前の段階で廃棄目録の記載事項の確認や廃棄目録と事件記録の突合が十分になされていることを前提に、その過程が事務フローどおりになされているのかを確認することを意識し、個別事件についての確認をしなかった。

31 静岡家裁沼津支部（番号38）

平成17年に静岡県伊豆の国市で当時17歳の女子高生が、母親にタリウムを摂取させ殺人未遂で逮捕された事件

【調査結果】

担当職員が廃棄目録を作成し、管理職と読み合わせを行い、当該管理職が最終確認をしていた。廃棄目録には事件番号及び廃棄日の記載があり、少年名及び事件名の記載はなかった。

廃棄の決裁では、本庁において複数の管理職の決裁を受けていた。決裁をした管理職の1人は保存期間が満了しているかに留意していたにとどまり、別の管理職も廃棄目録に重大事件が混入しているかもしれないという視点で見えていなかった。

3.2 盛岡家裁本庁（番号40）

平成18年1月26日に盛岡市内で発生した、高校生（当時16歳）が母親（当時39歳）を殺害した事件

【調査結果】

担当職員が廃棄目録を作成し、部下と共に事件記録を抽出して突合していた。廃棄目録には、事件番号、事件記録の冊数及び保存期間満了日等の記載があった。なお、特別保存が必要なものは、そもそも帳簿や記録に特別保存と明示され、廃棄目録には掲載されない仕組みになっていた。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、誤廃棄がないように保存期間の経過に留意していたほか、特定の事件類型の廃棄もれがないかも留意していた。他方で、特別保存に付されている事件記録が廃棄目録に記載されていないかという視点はあったものの、本件事件記録も含め、個別の事件を意識してはいなかった。

管理職の1人は、当時2項特別保存に付された記録はなく、そのことを不思議に思ったことも違和感もなかった。

3.3 旭川家裁本庁（番号43）

稚内市内において平成18年8月28日に発生した少年2名（うち1名は被害女性の子供）の犯行による女性殺人事件 **【調査結果】**

担当職員が事件簿をもとに廃棄対象事件を抽出して廃棄目録を作成し、事件記録を抽出していた。廃棄目録には、事件番号、保存の開始日及び満了日並びに冊数の記載があったが、各事件の中身等は分からないものであった。その上司及び管理職は、廃棄目録と事件記録ないし事件簿を突合していた。

廃棄の決裁を行っていた管理職は、廃棄漏れや誤廃棄がないかについて留意し、特別保存の必要がある事件がある場合には廃棄目録の作成に関与した別の管理職から説明があるものと思い、特別保存が必要なものが廃棄目録に登載されていないかという観点で確認をしなかった。

管理職の1人は、全国的に著名な事件や教科書に載るような事件だけが2項特別保存に該当すると考え、2項特別保存は極めて例外的であってこれに付すものはないと考えていた。

3.4 名古屋家裁岡崎支部（番号44）

平成18年12月、岡崎市のホームレス襲撃事件

【調査結果】

担当職員がシステムから抽出した廃棄対象事件リストを基に記録庫から事件記録を搬出し、管理職が保存終期を確認した後、当該担当職員が廃棄目録を作成していた。廃棄目録には事件番号、冊数、少年氏名等の記載があった。

廃棄の決裁では、別の管理職が廃棄目録の内容を確認した後、支部から本庁の管理職へ送付し、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁に際し、支部の管理職は実際の事件記録を確認しておらず、本庁の管理職の1人は記録冊数が大量（目安として20冊以上）のものについてはどんな事件だったのかに留意していたが、特別保存が必要な記録が廃棄目録に登載されていないかという確認はしていなかった。また、別の管理職も、特別保存が必要なものが廃棄目録に登載されていないかの確認はしていなかった。

管理職の1人は、憲法判断に係る重大な事件は2項特別保存に付されるが少年事件では少年のプライバシー保護のために事件記録を廃棄すべきだという認識があった。

3.5 函館家裁本庁（番号46）

平成19年8月に高校生の集団暴行により当時高校3年生の男子が死亡した事件

【調査結果】

担当職員がシステムから廃棄対象事件を抽出し、その後、管理職を含む担当職員が複数人で記録表紙の保存期間を確認した上で読み合せた。

廃棄の決裁では、担当職員がシステムの処理を行った上でその上司が起案をし、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、保存期間が満了していない記録が廃棄されないよう注意していたが、特別保存が必要なものが廃棄目録に登載されていないかという観点での確認はしていなかった。

管理職らは、憲法問題が争われた事件などが2項特別保存に付される事件であると考え、廃棄が原則で、関連事件が係属中である等の事件処理上の必要があれば廃棄対象から除くという認識であった。

3.6 山口家裁本庁（番号47）

平成19年8月20日に発生した上関で祖父が殺害された事件

【調査結果】

担当職員が管理職と共にシステムから廃棄対象事件を抽出して廃棄目録を作成していた。廃棄目録には、事件番号、記録冊数、廃棄年度、保存の始期、廃棄満了日の記載があった。さらに少年調査記録の廃棄目録には少年の生年月日の記載があったが、事件記録の廃棄目録には生年月日の記載がなかった。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、少年が26歳になっているか、保存期間満了となっているかを重点的に確認していた。また管理職は実際に事件記録の現物に当たったこともあれば、書面だけ見て事件記録に当たらなかったこともあった。

3.7 京都家裁本庁（番号48）

平成19年に京田辺市で起こった警察官の父親を娘が殺害した事件

【調査結果】

担当職員が廃棄目録案を作成し、管理職とともに同目録案と事件記録を1件ずつ突合し、その後、廃棄の指示を求めていた。廃棄目録には事件番号や冊数の記載があった。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けており、廃棄目録のほかに添付資料として担当職員の使用した点検表が添付されていたが、事件名等の記載はなかった。決裁の際、管理職の1人は、誤廃棄を防ぐために少年の年齢を確認して決裁をし、特別保存に当たり得る著名事件が含まれるかという視点で確認していなかった。別の管理職は、廃棄目録や添付資料を確認した上で廃棄目録の作成に関与した管理職に保存期間が適正かを確認したものの、特別保存に付さなければならないものが廃棄記録に紛れているかは確認していなかった。

38 青森家裁本庁（番号49）

平成20年1月に八戸で発生した母子殺害事件

【調査結果】

担当職員が記録廃棄事務の計画（時期等を含む。）を立案していた。少年調査記録の廃棄目録には事件番号、保存の始期及び終期、少年の氏名、年齢等の記載があったが、事件名や事件の内容など、社会的な耳目を集めたかどうか分かるような記載はなかった。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、事件番号、冊数及び記録の種類を確認しており、別の管理職は、保存期間満了前の事件記録を誤って廃棄することがないように保存の終期を特に注意して確認していた。

39 津家裁本庁（番号50）

平成20年にあった熊野市の保険外交員が少年に殺害された事件

【調査結果】

担当職員が廃棄目録を作成し、管理職が、他の職員の補助を受けながら廃棄目録と事件記録を突合した。廃棄目録には、事件番号、保存終期及び冊数の記載があった。

廃棄の決裁では、担当職員が廃棄目録を作成した後、別の職員が決裁に付し、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、保存期間が満了しているかといった形式的な確認をしたにとどまり、特別保存が必要なものが廃棄目録に登載されていないかの確認まではせず、実際に事件記録にあたることもなかった。

管理職の1人は、2項特別保存は、法解釈に価値があるかという点に重きをおいて理解しており、単に社会的耳目の集まった著名事件というだけでその対象になるという認識がなく、少年事件では特別保存に付すような事件はないという認識であった。

類型Ⅳ（要領策定後に事件記録が廃棄された事案）の調査結果

※ 以下の各事件の記録は、令和2年に各庁で運用要領を策定する以前に事件が終局して保存が開始し、運用要領を策定した後に保存期間が満了したが、2項特別保存に付するか否か個別に検討されたり、その点について所長に諮られたりすることなく廃棄されたものである。

1 大阪家裁本庁（番号36）

平成17年に中学1年男子生徒が母親を暴行し死亡させた事件

【調査結果】

聴取対象となった職員のいずれも、本件記録が保存されていること、又は廃棄対象の記録に本件記録が含まれていることの認識がなかった。

運用要領においては、策定時点で保存されていた記録については、判例集等掲載事件や弁護士会から要望のあった事件などをピックアップすることとし、主要日刊紙への掲載状況を確認することとされていなかった。この点について踏み込んだ議論はされなかったが、運用要領の策定に関与した者の間には、大阪家裁の事件数及びマンパワーからすると、過去の全事件について主要日刊紙への掲載状況の調査を行うことが現実的ではないとの共通認識があった。

もっとも、担当者の記憶を基に耳目を集めた事件はないか検討した結果、本件とは別の事件1件を特別保存に付した。それ以上の調査を行わなかったのは、特別保存関係の調査で廃棄を止めるよう指示があり廃棄作業が止まったことやコロナ禍で半数出勤となったことで記録の保管廃棄作業に手が回らず、記録系の廃棄作業が滞っており、細かく調べることには負担があったこと、特別保存に付すべき記録が1件出てきて安心してしまったこと、記録庫が狭隘で余裕がなかったことなどがある。

2 神戸家裁本庁（番号51）

平成22年7月9日、兵庫県宝塚市の民家で放火事件があり、家族3人が死傷した事件

【調査結果】

聴取対象となった職員のいずれも、本件記録が保存されていたこと、又は廃棄対象の記録に本件記録が含まれていることの認識がなかった。

運用要領において、策定時点で保存されていた記録については、判例集等掲載事件や弁護士会からの要望のあった事件などを個別に抽出することとされた。日刊紙2紙掲載基準については、保存されている記録を全て調査して抽出することは無理と考えられ、一般の人からの申出があれば抽出できるということもあり、盛り込まれなかった。

3 京都家裁本庁（番号52）

平成24年に亀岡で起きた暴走事故（そのうち、運用要領策定以降に廃棄された記録）

【調査結果】

聴取した本件記録廃棄時の管理職はいずれも、本件記録が保存されているとの認識や廃棄の認識はなかった。

運用要領策定に当たり、東京地裁のほか、大阪高裁や大阪家裁の運用要領も取り寄せたが、京都地裁のものをベースとすることになった。当時既に保存されている記録について、運用要領策定後どのように対応するかといった議論はされず、京都地裁の要領に平仄をあわせて、策定時に保存されていた記録については、日刊紙2紙掲載基準に代えて下級裁判所裁判例速報に掲載された事件を候補事件とすることとし、既に保存されている記録については、同速報への掲載状況以外に調査するという動きもなかった。なお、本件を含む少年事件については、下級裁判所裁判例速報に掲載がなかったが、そのことは当時の職員に意識されていなかった。

2 項特別保存に付された少年事件についての調査結果

1 山口家裁本庁（番号53）

光市母子殺人事件

(1) 2 項特別保存判断日

平成20年9月1日

(2) 特別保存されている記録

少年調査記録

(3) 特別保存に付すことにした経緯

高裁において、関連する刑事事件の差戻控訴審が係属していたため、家裁から本件記録の取り寄せをしていたところ、差戻控訴審の判決に対して、上告がされていたことから、同高裁の管理職は、同家裁に本件記録を返却するに際し、いずれ最高裁から取り寄せの依頼があるものと考え、同家裁の管理職に廃棄しないでもらいたい旨を伝えた。

後日、同管理職から、同高裁の管理職に対し、特別保存の上申が必要である旨連絡があったため、同高裁の管理職は、同高裁の裁判官による上申書を同家裁に送付した。その後、同家裁において、検討をし、所長までの決裁を経て少年調査記録を2項特別保存に付した。

2 佐賀家裁本庁（番号54）

平成12年の西鉄バスジャック事件

(1) 2 項特別保存判断日

平成28年3月2日

(2) 特別保存されている記録

事件記録及び少年調査記録

(3) 特別保存に付すことにした経緯

著名事件で、保存期間経過後も事実上保存されていたところ、その状態で保存していることについて、管理職が疑問を呈した。そこで、庁としての特別保存の処理要領を作成し、同要領に基づいて、本件を所長までの決裁を経て2項特別保存に付した。

3 山口家裁本庁（番号55）

少年が、母親を多数回の殴打等により死亡させた事件

(1) 2 項特別保存判断日

平成22年12月27日

(2) 特別保存されている記録

事件記録及び少年調査記録

(3) 特別保存に付すことにした経緯

本件記録が厚かったこともあり、廃棄準備をしていた管理職が2項特別保存に付すべきかどうかを検討することにした。庁内で検討を進めていたところ、管理職の1人が、事件の特殊性を踏まえ本件記録の廃棄に強く反対するといった経過を経て、所長

までの決裁により2項特別保存に付した。

4 仙台家裁本庁（番号56）

平成22年における少年の交際相手の親族等に対する殺傷事件

(1) **2項特別保存判断日**

平成29年1月17日

(2) **特別保存されている記録**

少年調査記録

(3) **特別保存に付すことにした経緯**

管理職らが廃棄の可否を相談したことをきっかけに2項特別保存に付すかどうかの検討をした。そして、本件が社会の耳目を集めた事件であることや、再審請求の可能性、事件記録が現存するのに少年調査記録を廃棄することの相当性を理由に、所長までの決裁を経て2項特別保存に付した。

5 津家裁本庁（番号57）

平成25年の三重県中3女子死亡事件

(1) **2項特別保存判断日**

令和3年11月9日

(2) **特別保存されている記録**

少年調査記録

(3) **特別保存に付すことにした経緯**

運用要領策定時点で既に保存されている事件について、主要日刊紙2紙以上掲載という基準の適用に当たり、ネット記事から該当しそうな事件を検索するなどして抽出を行った。

その上で、管理職が、別の管理職に本件記録を2項特別保存に付すかどうか検討することを提案し、本件が条例ができるきっかけとなった事件であることから、本件を候補として選定委員会に諮った上で、所長までの決裁を経て2項特別保存に付した。

6 名古屋家裁本庁（番号58）

名古屋大学の女子大学生が知人女性を殺害した事件

(1) **2項特別保存判断日**

令和3年12月24日

(2) **特別保存されている記録**

少年調査記録

(3) **特別保存に付すことにした経緯**

運用要領策定の際に、当時保存されている事件について、保存されていた著名事件に関するメモを基に特別保存する候補をリストアップした。その上で、後任者と担当職員が他の管理職に相談した結果、社会の耳目を集めているかどうか、事件記録が存在した場合に同記録が2項特別保存に該当するかどうか、重要な調査や事件進行を行っており今後の事件処理の参考となるか、といった観点から検討し、本件を候補とし

て選定委員会に諮った上で、所長までの決裁を経て2項特別保存に付した。

7 大阪家裁本庁（番号59）

危険運転致死、道路交通法違反事件

(1) 2項特別保存判断日

令和2年7月21日

(2) 特別保存されている記録

事件記録及び少年調査記録

(3) 特別保存に付すことにした経緯

運用要領では、同策定後の終局事件について適用するとしていたが、その時点で既に保存されているものの中で、社会の耳目を集めた事件はないかを管理職を含む担当職員の記憶を頼りに洗い出した。本件は被害者遺族が書面を提出していたことから、担当者間で引き継がれており、担当者の記憶に残っていたことから抽出されたものであり、著名であるとともに、事務処理として特殊な事件で後世に参考になると思われることから、本件を候補として選定委員会に諮った上で、所長までの決裁を経て2項特別保存に付した。

【調査を行った民事事件等】

	憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕に掲載されている 事件の表示（※番号35は〔第7版〕）	裁判所名
	廃棄事案（番号1～35）	
1	最大判平成17・1・26（民集59巻1号128頁） 外国人の公務就任権〔Ⅰ-5〕	東京地裁本庁
2	最二小判平成16・11・29（判時1879号58頁） 戦後補償—韓国人戦争犠牲者補償請求事件〔Ⅰ-8〕	東京地裁本庁
3	最二小判平成15・9・12（民集57巻8号973頁） 講演会参加者リストの提出とプライバシー侵害〔Ⅰ-20〕	東京地裁本庁
4	最一小判平成20・3・6（民集62巻3号665頁） 住基ネットの合憲性〔Ⅰ-21〕	大阪地裁本庁
5	最三小判平成12・2・29（民集54巻2号582頁） 自己決定権と信仰による輸血拒否〔Ⅰ-26〕	東京地裁本庁
6	最大判平成20・6・4（民集62巻6号1367頁） 届出による国籍の取得と法の下での平等—国籍法違憲判決〔Ⅰ-35〕	東京地裁本庁
7	最三小判平成8・3・19（民集50巻3号615頁） 強制加入団体の政治献金と構成員の思想の自由—南九州税理士会政治献金事件〔Ⅰ-39〕	熊本地裁本庁
8	最二小判平成23・5・30（民集65巻4号1780頁） 「君が代」 起立・斉唱の職務命令と思想・良心の自由〔Ⅰ-40〕	東京地裁本庁
9	最一小決平成8・1・30（民集50巻1号199頁） 宗教法人の解散命令と信教の自由—宗教法人オウム真理教解散命令事件〔Ⅰ-42〕	東京地裁本庁
10	最二小判平成8・3・8（民集50巻3号469頁） 宗教上の理由に基づく「剣道」の不受講〔Ⅰ-45〕	神戸地裁本庁
11	最一小判平成14・7・11（民集56巻6号1204頁） 即位の礼・大嘗祭と政教分離の原則〔Ⅰ-50〕	鹿児島地裁本庁
12	最三小判平成14・9・24（判時1802号60頁） プライバシー侵害と表現の自由—「石に泳ぐ魚」事件〔Ⅰ-67〕	東京地裁本庁
13	最二小判平成15・3・14（民集57巻3号229頁） 少年事件の推知報道—長良川事件報道訴訟〔Ⅰ-71〕	名古屋地裁本庁
14	最一小判平成17・7・14（民集59巻6号1569頁） 公立図書館の蔵書と著作者の表現の自由〔Ⅰ-74〕	東京地裁本庁
15	最三小決平成18・10・3（民集60巻8号2647頁） 取材源の秘匿と表現の自由〔Ⅰ-75〕	新潟地裁本庁
16	最三小判平成13・12・18（民集55巻7号1603頁） 情報公開と個人情報開示—レセプト情報公開請求事件〔Ⅰ-84〕	神戸地裁本庁
17	最大判平成14・2・13（民集56巻2号331頁） 証券取引法164条1項の合憲性〔Ⅰ-102〕	東京地裁本庁
18	最大判平成11・3・24（民集53巻3号514頁） 接見指定の合憲性〔Ⅱ-125〕	福島地裁郡山支部
19	最大判平成14・9・11（民集56巻7号1439頁） 国家賠償責任の免除・制限と憲法17条—郵便法違憲判決〔Ⅱ-133〕	神戸地裁尼崎支部

	憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕に掲載されている 事件の表示（※番号35は〔第7版〕）	裁判所名
20	最二小判平成19・9・28（民集61巻6号2345頁） 障害基礎年金 と受給資格—学生無年金障害者訴訟〔Ⅱ-139〕	東京地裁本庁
21	最大判平成17・9・14（民集59巻7号2087頁） 在外日本国民の選 挙権〔Ⅱ-152〕	東京地裁本庁
22	最大判平成24・10・17（民集66巻10号3357頁） 参議院におけ る議員定数不均衡〔Ⅱ-155〕	東京高裁
23	最大判平成11・11・10（民集53巻8号1577頁） 衆議院小選挙区 比例代表並立制の合憲性〔Ⅱ-157①〕	東京高裁
24	最大判平成11・11・10（民集53巻8号1704頁） 衆議院小選挙区 比例代表並立制の合憲性〔Ⅱ-157②〕	東京高裁
25	最大判平成23・3・23（民集65巻2号755頁） 一人別枠方式の合理 性〔Ⅱ-158〕	東京高裁
26	最大判平成16・1・14（民集58巻1号1頁） 参議院非拘束名簿式比例 代表制の合憲性〔Ⅱ-159①〕	東京高裁
27	最大判平成16・1・14（民集58巻1号56頁） 参議院非拘束名簿式比 例代表制の合憲性〔Ⅱ-159②〕	東京高裁
28	最一小判平成9・3・13（民集51巻3号1453頁） 連座制〔Ⅱ-16 5〕	仙台高裁本庁
29	最大判平成8・8・28（民集50巻7号1952頁） 駐留軍用地特措法 およびその沖縄県における適用の合憲性—沖縄代理署名訴訟〔Ⅱ-173〕	福岡高裁那覇支部
30	最三小判平成9・9・9（民集51巻8号3850頁） 国会議員の免責特 権（2）—国会議員の発言と国家賠償責任〔Ⅱ-176〕	札幌地裁本庁
31	最大決平成10・12・1（民集52巻9号1761頁） 裁判官の政治運 動—寺西事件〔Ⅱ-183〕	仙台高裁本庁
32	最大判平成18・3・1（民集60巻2号587頁） 国民健康保険と租税 法律主義—旭川市国民健康保険条例事件〔Ⅱ-203〕	旭川地裁本庁
33	最一小判平成23・9・22（民集65巻6号2756頁） 租税法律におけ る遡及的立法〔Ⅱ-204〕	千葉地裁本庁
34	最一小判平成14・1・31（民集56巻1号246頁） 立法の委任（2） —委任の範囲〔Ⅱ-213〕	奈良地裁本庁
35	最三小判平成24・2・28（民集66巻3号1240頁） 生活保護基準 改定による高齢加算廃止〔（第7版）Ⅱ-135〕	東京地裁本庁
	2項特別保存に付した事案（番号36～38）	
36	最大決平成25・9・4（金法1978号37頁） 嫡出性の有無による法定 相続分差別〔Ⅰ-29〕	東京家裁本庁
37	最大判平成22・1・20（民集64巻1号1頁） 神社敷地としての市有 地の無償提供—空知太神社事件〔Ⅰ-52〕	札幌地裁本庁
38	最一小判平成25・3・21（判時2193号3頁） 自治体の課税権—神 奈川県臨時特例企業税事件〔Ⅱ-208〕	横浜地裁本庁

類型Ⅲ（民事記録廃棄事案のうち保存の認識がなく廃棄された事案）の調査結果

※ 以下の各記録のいずれについても、廃棄当時の担当職員に廃棄対象となる記録中に当該記録が含まれているとの認識がなく、2項特別保存を行うかの検討をしたり、所長に諮ったりすることなく廃棄されたものである。

以下は、各記録の廃棄当時の担当職員から聴取した、当時の記録の特別保存や廃棄に関する事務の状況等についてまとめたものである。

1 東京地裁本庁（番号1）

最大判平成17・1・26（民集59巻1号128頁）

外国人の公務就任権〔I-5〕

【調査結果】

担当職員が廃棄目録を作成し、廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。

廃棄の決裁に関与する管理職は、特別保存についての相談等を受けていたが、本件について相談はなかった。

2 東京地裁本庁（番号2）

最二小判平成16・11・29（判時1879号58頁）

戦後補償－韓国人戦争犠牲者補償請求事件〔I-8〕

【調査結果】

廃棄事務に関する係の作業手順書があり、廃棄漏れがないように留意していた。

担当職員が廃棄目録を作成していた。廃棄目録には事件番号、MINTAS登録番号、保存期間満了日の記載があった。

廃棄の決裁では、担当職員が起案をし、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は保存期間が経過したかに留意していた。

廃棄の決裁を行う管理職は特別保存について相談等を受けていたが、本件について相談はなかった。

3 東京地裁本庁（番号3）

最二小判平成15・9・12（民集57巻8号973頁）

講演会参加者リストの提出とプライバシー侵害〔I-20〕

【調査結果】

本件について聴取した職員らには、当時の事件記録の特別保存や廃棄に関する事務フローについての記憶がなかった。

4 大阪地裁本庁（番号4）

最一小判平成20・3・6（民集62巻3号665頁）

住基ネットの合憲性〔I-21〕

【調査結果】

担当職員が、システムを利用して実際の事件記録と突合しながら、廃棄目録を作成し、原本の抜き漏れがないかなどを確認していた。廃棄目録には事件番号、保存終期、確定日の記載があり、冊数の記載があったかは定かでない。その上司は、当該担当職員からの相談への対応、進捗状況の確認、廃棄目録の点検をしていたが、事件件数が多く各事件の内容まで踏み込んだ確認をせず、保存終期に間違いがないかといった点を確認した上で、廃棄の決裁を整えて決裁を上程していた。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、廃棄目録等に誤りがないかを点検し、主に保存期間が満了しているかを確認していたが、事件記録の冊数が多い事件も多数あったことから、冊数の多寡を疑問に思っただけで記録係に再確認を指示した記憶はない。また別の管理職は、事件記録と保存簿を確実に照合したかを確認したが、廃棄対象記録が膨大であったため、口頭確認にとどまり、記録を抽出して確認することまでは実施していなかった。

5 東京地裁本庁（番号5）

最三小判平成12・2・29（民集54巻2号582頁）

自己決定権と信仰による輸血拒否〔I-26〕

【調査結果】

担当職員が、当該年度で保存期間が満了する事件をリスト化して廃棄目録を作成し、廃棄目録と事件記録を突合していた。廃棄目録には事件番号及び冊数の記載があった。廃棄目録の作成に当たり、事件部から事実上の廃棄留保の連絡があった場合には、管理職を含む担当職員で相談をして廃棄目録から削除したことはあったが、本件ではそのような連絡がなかった。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、当時、保存期間の経過した記録を確実に廃棄するような指導を受けており、確実に捨てることを意識していた。

6 東京地裁本庁（番号6）

最大判平成20・6・4（民集62巻6号1367頁）

届出による国籍の取得と法の下での平等—国籍法違憲判決〔I-35〕

【調査結果】

担当職員が廃棄目録を作成していた。廃棄目録には、事件番号、MINTAS登録番号、保存期間満了日の記載があった。

廃棄の決裁では、当該担当職員が起案をし、複数の管理職の決裁を受けており、その後記録を廃棄していた。決裁の際、管理職の1人は保存期間が経過しているかに留意し、記録保存の要望があれば廃棄日当日でも取り出して廃棄しないように留意していたが、本件ではそのような要望はなかった。また、別の管理職は廃棄時期の到来した事件記録を適切に廃棄できているかに留意していた。

廃棄の決裁を行った管理職は特別保存について相談なども受けていたが、本件について相談はなかった。

7 熊本地裁本庁（番号7）

最三小判平成8・3・19（民集50巻3号615頁）

強制加入団体の政治献金と構成員の思想の自由—南九州税理士会政治献金事件〔I-39〕

【調査結果】

担当職員が廃棄目録を作成し、管理職が廃棄目録と事件簿とを突合し、齟齬がある場合には担当職員に確認するなどしていた。廃棄目録には事件番号、保存始期及び保存終期の記載があったが、事件内容が分かるような記載はなかった。

廃棄することについては、管理職を経て所長までの決裁を受けていたが、その際に併せて2項特別保存についての検討が求められたりはしていなかった。決裁の際、管理職は保存期間の計算に間違いがないかという視点で廃棄目録の形式的部分を点検していた。

管理職の1人は、当時、個人再生事件や破産事件が激増して記録庫が満杯の状況にあり、廃棄できる記録は、できる限り廃棄した方がよいと考えていた。

8 東京地裁本庁（番号8）

最二小判平成23・5・30（民集65巻4号1780頁）

「君が代」起立・斉唱の職務命令と思想・良心の自由〔I-40〕

【調査結果】

担当職員がシステム等から保存期間の満了した記録を抽出し、廃棄目録を作成した。廃棄目録には、事件番号、冊数、保存期間の記載があったほか、終局年月日の記載があった可能性がある。しかし、廃棄目録に特別保存という表示はなかった。その後、担当職員らでダブルチェックをした上で、廃棄対象記録を箱詰めしていた。その際、担当職員は事件記録の表紙を見たものの、事件記録の冊数を確認するにとどまり、何の事件記録かまでの確認をしていなかった。

その上司及び管理職は、廃棄目録を点検していたが、事件記録と突合していなかった（事件の量が多く、事件記録を確認するのは不可能であった。）。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は廃棄目録から記録の保存期間を満了しているかを確認していたが、記録系の係員に対して箱詰めの際に保存すべき記録があったときには報告するようといった指示をしたことはなかった。

9 東京地裁本庁（番号9）

最一小決平成8・1・30（民集50巻1号199頁）

宗教法人の解散命令と信教の自由—宗教法人オウム真理教解散命令事件〔I-42〕

【調査結果】

担当職員が、当該年度に保存期間が満了する事件をリスト化して廃棄目録を作成していた。チェックリストと事件記録の照合、確認は十分にしていた。その後、事件の内容を問わず粛々と廃棄していた。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、当時、保存期間の経過した記録を確実に廃棄するよう指導があったので確実に捨てることを意識していた。

10 神戸地裁本庁（番号10）

最二小判平成8・3・8（民集50巻3号469頁）

宗教上の理由に基づく「剣道」の不受講〔I-45〕

【調査結果】

平成12年又は平成13年頃の保存通達の改正によって記録の保存期間が10年から5年となり、当時、確定記録が膨大に残っていたことから、記録の廃棄については、早期廃棄の指示を受けながらチームで作業をしていた。

担当職員が事件簿から保存期間の満了した事件を抽出して仮の廃棄目録を作成し、他の職員と同目録に基づいて事件記録を倉庫から搬出し、原本の分離漏れがないかを確認していた。その後、担当職員が事件種類ごとに廃棄目録を作成し、その上司が最終的な廃棄目録の確認をしていた。廃棄目録には、事件番号と備考欄の記載があったと思われる、備考欄には関連事件や被併合事件がある場合にはその旨の付記がされていた。廃棄目録に冊数の表示があったかは定かでない。

廃棄の決裁では、担当職員が起案をし、その上司を経て、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、当該上司は、廃棄目録と事件記録の現物の突合、事件簿との突合に留意し、管理職の1人は、当時記録庫が狭隘だったので保存期限が経過しているものが漏れていないかに留意し、廃棄目録では具体的にどのような事件が含まれているかは分からないので2項特別保存に考えが及ばなかった。

11 鹿児島地裁本庁（番号11）

最一小判平成14・7・11（民集56巻6号1204頁）

即位の礼・大嘗祭と政教分離の原則〔I-50〕

【調査結果】

廃棄目録には事件番号、保存始期、終期などの記載があった。

廃棄の決裁では、担当職員が起案をし、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、廃棄目録と事件簿を突合し、記録の保存始期、終期を確認するなどして廃棄相当であるかを確認しており、別の管理職は、廃棄目録に記載されていた記録の保存始期と終期を確認したが、事件記録の現物の確認をしていなかった。

12 東京地裁本庁（番号12）

最三小判平成14・9・24（判時1802号60頁）

プライバシー侵害と表現の自由－「石に泳ぐ魚」事件〔I-67〕

【調査結果】

担当職員が、5月頃に廃棄対象記録のチェックリストを作成し、事件記録や原本と突合して十分に確認した上で、廃棄目録を作成していた。廃棄目録には事件番号と冊数の記載があったが、事件の内容は分からないものだった。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。

1 3 名古屋地裁本庁（番号13）

最二小判平成15・3・14（民集57巻3号229頁）

少年事件の推知報道－長良川事件報道訴訟〔I-71〕

【調査結果】

担当職員が廃棄目録を作成し、別の職員と管理職が手分けをして事件記録の存在と冊数を確認し、原本の分離漏れがないかを確認した上で、廃棄の手続をしていた。廃棄目録には事件番号と冊数の記載があった。廃棄準備では、原本の分離漏れを確認していた以外は、事件記録の中身は見えていなかった。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。なお、決裁には事件記録を添付していなかった。決裁の際、管理職の1人は、在任中に誤廃棄が話題になったため、保存期間、始期と終期を重点的に確認し、保存期間が満了して廃棄できる記録かを必ず確認していたが、特別保存に付すべきか等の検討をしたことはなかった。当時は、記録庫が記録でいっぱい状態であり、保存期間が満了した事件記録は早く廃棄しなければならないという意識が強かった。

1 4 東京地裁本庁（番号14）

最一小判平成17・7・14（民集59巻6号1569頁）

公立図書館の蔵書と著作者の表現の自由〔I-74〕

【調査結果】

廃棄事務に係る係の作業手順書が存在し、廃棄漏れがないように留意していた。

担当職員が廃棄目録を作成していた。廃棄目録には、事件番号、MINTAS登録番号、保存期間満了日の記載があった。

廃棄の決裁では、当該担当職員が起案をし、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は保存期間が経過しているかに留意していた。

また、別の管理職は、特別保存について相談なども受けていたが、本件について相談はなかった。

1 5 新潟地裁本庁（番号15）

最三小決平成18・10・3（民集60巻8号2647頁）

取材源の秘匿と表現の自由〔I-75〕

【調査結果】

担当職員が、記録廃棄マニュアルに沿って、廃棄記録の抽出、廃棄目録の作成、記録との突合、決裁等をしていた。廃棄目録には、事件番号と冊数の記載があった。当該担当職員と管理職とが共に記録の選別作業をし、別の管理職は当該管理職と相談をしたり担当職員らからの報告を受けたりしていた。

廃棄の決裁をした管理職は廃棄されるべき記録が適切なタイミングで廃棄されていたかを確認していた。

16 神戸地裁本庁（番号16）

最三小判平成13・12・18（民集55巻7号1603頁）

情報公開と個人情報の本人開示－レセプト情報公開請求事件〔I-84〕

【調査結果】

担当職員又はその上司が、保存期間満了日等の記載された事件簿を確認して廃棄対象事件の一覧表を作成し、一覧表を基に1件ずつ対象記録に当たって点検し、廃棄目録を作成していた。

廃棄の決裁では、担当職員が起案をし、その上司を経て、複数の管理職の決裁を受けていた。

決裁に関与した管理職は、前任者から記録の廃棄が全体的に遅れているとの引継ぎを受けており、別の管理職と相談しつつ、保存期間が満了した事件記録を確認するなどの事務をしていた。

当時、確定記録がかなり多かったため、記録庫で棚に入りきらない事件記録は、台車に載せて記録庫内の通路にも保管するような状態だった。

17 東京地裁本庁（番号17）

最大判平成14・2・13（民集56巻2号331頁）

証券取引法164条1項の合憲性〔I-102〕

【調査結果】

12と同じ。

18 福島地裁郡山支部（番号18）

最大判平成11・3・24（民集53巻3号514頁）

接見指定の合憲性〔II-125〕

【調査結果】

担当職員が事件簿を見ながら廃棄目録を作成して事件記録を抽出し、管理職が廃棄目録と事件記録を突合していた。

廃棄の決裁では、廃棄目録と共に別の管理職の決裁を経た後、本庁の管理職の決裁を受けていた。

19 神戸地裁尼崎支部（番号19）

最大判平成14・9・11（民集56巻7号1439頁）

国家賠償責任の免除・制限と憲法17条－郵便法違憲判決〔II-133〕

【調査結果】

担当職員が、事件簿等から廃棄対象記録のリストを作り、リストに基づいて記録を搬出し、判決原本が分離されているかなどを確認しながら、廃棄対象記録を抽出する作業をしていた。廃棄の決裁では、担当職員が起案をし、複数の管理職の決裁を受けていた。

職員の1人は、廃棄作業に関して、判決原本の分離を確実にすることが重要で、記録の分量に関わらず、判決原本を除いた後の記録は漏れなく廃棄しなければならないとい

う感覚であった。また、決裁に関与した管理職の1人は、廃棄目録には事件番号と冊数の記載があったが、具体的にどのような事件が含まれているか分からず、廃棄時に2項特別保存に考えが及ぶことはなかった。

別の管理職は、廃棄日が決まった段階で担当職員に対して廃棄準備を指示したが、その段階でその上司等に対して特別保存に付するような事件の有無を確認したものの、ないという回答を受けたので、本件についても通常どおりの廃棄手続を進めた。

2 0 東京地裁本庁（番号20）

最二小判平成19・9・28（民集61巻6号2345頁）

障害基礎年金と受給資格—学生無年金障害者訴訟〔Ⅱ-139〕

【調査結果】

6と同じ。

2 1 東京地裁本庁（番号21）

最大判平成17・9・14（民集59巻7号2087頁）

在外日本国民の選挙権〔Ⅱ-152〕

【調査結果】

廃棄の決裁では、担当職員が起案をし、管理職の決裁を受けていた。

当該管理職は、特別保存について相談なども受けていたが、本件について相談はなかった。

2 2 東京高裁（番号22）

最大判平成24・10・17（民集66巻10号3357頁）

参議院における議員定数不均衡〔Ⅱ-155〕

【調査結果】

担当職員が、廃棄目録の作成、確認作業（原本の分離を含む）をしていた。廃棄目録には事件番号、冊数、終局日、保存期間の始期及び終期の記載があった。

廃棄の決裁では、担当職員が起案をし、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、保存期間未了のものが廃棄対象に含まれていないかに留意していた。

2 3 東京高裁（番号23）

最大判平成11・11・10（民集53巻8号1577頁）

衆議院小選挙区比例代表並立制の合憲性〔Ⅱ-157①〕

【調査結果】

廃棄事務の流れは、帳簿から廃棄対象記録を抽出し、原本が分離されているか、原本綴りに原本が綴られているかを確認し、廃棄目録に従って廃棄するというものであった。

担当職員が廃棄目録の原案を作成し、他の職員が手分けをしてその内容を確認していた。廃棄目録には事件番号、保存期間の終期、冊数が記載されていた。

決裁の際、保存期間が確かに満了しているか、郵券が残っていないか、原本の分離がされているか、原本綴りに原本が綴られているかを確認していた。

2.4 東京高裁（番号24）

最大判平成11・11・10（民集53巻8号1704頁）

衆議院小選挙区比例代表並立制の合憲性〔Ⅱ-157②〕

【調査結果】

23と同じ。

2.5 東京高裁（番号25）

最大判平成23・3・23（民集65巻2号755頁）

一人別枠方式の合理性〔Ⅱ-158〕

【調査結果】

廃棄事務の流れは、4月頃に廃棄業務の担当職員を決定し、同職員を中心に確認作業を進め、廃棄目録を作成して決裁を受けていた。担当職員以外の職員も確認作業などを補助していた。廃棄目録には事件番号、保存期間の始期・終期、冊数等の記載があったが、事件の内容が分かるような記載はなかった。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。管理職の1人は、主に、廃棄対象の中に保存期間満了前のものが入っていないかを確認していた。

2.6 東京高裁（番号26）

最大判平成16・1・14（民集58巻1号1頁）

参議院非拘束名簿式比例代表制の合憲性〔Ⅱ-159①〕

【調査結果】

前年度から担当職員の中で廃棄リーダーを決め、同人がシステムからの事件の抽出、作業計画の立案及び作業の割振りをし、担当職員全員で事件記録の点検をしていた。

担当職員約2名が廃棄目録を作成し、記録係全体で廃棄目録に基づいて記録を抜き出し、他の職員が廃棄目録と事件記録を突合していた。廃棄目録には事件番号のみの記載があった。

管理職の1人は、記録の誤廃棄が多かったので、別の管理職に対し、現物確認や原本分離の確認をするよう伝え、誤廃棄がないように指導していた。

2.7 東京高裁（番号27）

最大判平成16・1・14（民集58巻1号56頁）

参議院非拘束名簿式比例代表制の合憲性〔Ⅱ-159②〕

【調査結果】

26と同じ。

2.8 仙台高裁本庁（番号28）

最一小判平成9・3・13（民集51巻3号1453頁）

連座制〔Ⅱ-165〕

【調査結果】

保存期間が満了した事件記録は、その翌年度に廃棄記録の抜き出しや検討といった具体的な廃棄事務をしていた。

担当職員が、システム又は帳簿から廃棄対象事件を洗い出して廃棄目録を作成し、事件記録と突合した。廃棄目録には、事件番号の記載があり、事件名や当事者名といった事件ごとの特徴に関する記載はなかった。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。廃棄目録の点検の際には、保存の終期が正しく記載されているかに留意していた。

2.9 福岡高裁那覇支部（番号29）

最大判平成8・8・28（民集50巻7号1952頁）

駐留軍用地特措法およびその沖縄県における適用の合憲性－沖縄代理署名訴訟〔Ⅱ-173〕

【調査結果】

支部における記録の廃棄事務は、担当の管理職が中心となっていた。

廃棄の決裁において、本庁の管理職は保存期間を重点的にチェックしていた。

3.0 札幌地裁本庁（番号30）

最三小判平成9・9・9（民集51巻8号3850頁）

国会議員の免責特権(2)－国会議員の発言と国家賠償責任〔Ⅱ-176〕

【調査結果】

担当職員が、事件簿から保存期間が満了した事件記録を検索、抽出して、廃棄目録の基となるデータを作成し、事件記録の現物と突合した上で、廃棄目録等を作成して廃棄の決裁を受けていた。廃棄目録には事件番号、記録冊数、保存期間満了日、備考欄の記載があり、備考欄には上訴のあった旨の記載があった。

廃棄の決裁の際、管理職は、保存期間満了前の事件記録が間違っていて入っていないかということ意識していた。決裁を受けた翌年、廃棄作業を実施し、廃棄の旨を事件簿に記載していた。

なお、特別保存の事件記録は、他の記録とは別の棚に保存されていた。

管理職の1人は、記録庫の容量の関係もあり、2項特別保存の要否の検討の意識が薄く、2項特別保存の措置は例外的なものであり、保存期間が満了した事件記録は原則として速やかに廃棄すべきと考えていた。

3.1 仙台高裁本庁（番号31）

最大決平成10・12・1（民集52巻9号1761頁）

裁判官の政治運動－寺西事件〔Ⅱ-183〕

【調査結果】

担当職員がシステム又は帳簿から廃棄対象事件の洗い出しをし、廃棄目録を作成していた。廃棄目録には事件番号、保存期間満了日、記録冊数、備考欄に「合てつ」等の記

載があった。管理職は、事件簿と廃棄目録の対照確認や、抽出が終わった廃棄対象記録について、事件番号の突合、残印紙・残郵券の有無、判決原本の抜き出しが済んでいるかの確認をしていた。

廃棄の決裁では、当該担当職員が起案をし、複数の管理職の決裁を受けていた。

3 2 旭川地裁本庁（番号32）

最大判平成18・3・1（民集60巻2号587頁）

国民健康保険と租税法律主義－旭川市国民健康保険条例事件〔Ⅱ－203〕

【調査結果】

担当職員がシステムで廃棄対象記録を抽出し、部下が記録庫から事件記録を搬出して、当該担当職員や管理職が事務室で廃棄目録と事件記録の現物を照合し、原本が残っていないか等を確認していた。廃棄目録には事件番号及び冊数の記載があり、事件名や当事者名の記載はなかった。

廃棄の決裁では、事件記録も一緒に回覧されており、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、廃棄対象記録の保存期間が満了しているか、別の事件記録が混じっていないかを確認していた。

3 3 千葉地裁本庁（番号33）

最一小判平成23・9・22（民集65巻6号2756頁）

租税法律における遡及的立法〔Ⅱ－204〕

【調査結果】

担当職員が、記録廃棄に係る年間計画を立て、廃棄記録の抽出方針を定め、部下に作業依頼をし、その作業結果を確認していた。当該担当職員は、システムから抽出したものと実際の事件記録を突き合わせ、一致することを必ず確認し、誤廃棄がないよう留意していた。廃棄目録には事件番号の記載があった。

廃棄の決裁の際、管理職は保存期間が満了しているのかどうかを確認していた。

3 4 奈良地裁本庁（番号34）

最一小判平成14・1・31（民集56巻1号246頁）

立法の委任(2)－委任の範囲〔Ⅱ－213〕

【調査結果】

担当職員が事件簿から廃棄対象記録を抽出し、廃棄目録の草稿となる廃棄事件一覧メモを作成していた。その後、事件記録の原本分離の有無を確認して廃棄用の箱に入れ、ある程度記録が集積した後に台車で事件記録を執務室へ運び、管理職が廃棄目録と事件記録を突合していた。廃棄目録には事件番号、保存の始期・終期、記録の冊数の記載があった。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。決裁の際、管理職の1人は、形式的な部分、廃棄時期が間違っていないかなどを中心に確認していた。

職員の1人は、当時、最高裁や高裁から廃棄すべき記録を事実上保存することはよくないと指摘され、保存期間が満了した記録を廃棄しないと記録保管スペースが足りない状態であったため、廃棄することが原則と考えていた。

35 東京地裁本庁（番号35）

最三小判平成24・2・28（民集66巻3号1240頁）

生活保護基準改定による老齢加算廃止〔（第7版）Ⅱ-135〕

【調査結果】

担当職員がシステム等から保存期間が満了した記録を抽出し、廃棄目録を作成していた。廃棄目録には事件番号、保存期間満了日、冊数の記載があったものの、事件名、事件概要、通称名はなかったと思われ、特別保存という表示はなかった。その後、担当職員が廃棄対象記録を箱詰めするときにダブルチェックし、封をした箱を事件記録の廃棄準備室へ移動させた。箱は何百個もあり、その上司が事件記録の現物を確認するのは不可能であったので、事件記録の現物に当たるという事務はなかった。そして当該上司と管理職が廃棄目録を点検していた。

廃棄の決裁では、複数の管理職の決裁を受けていた。管理職の1人は、決裁の際、事件記録の保存期間が満了しているか、誤廃棄がないかを確認していた。

2 項特別保存に付された民事事件等についての調査結果

1 東京家裁本庁（番号 36）

最大決平成 25・9・4（金法 1978 号 37 頁）

嫡出性の有無による法定相続分差別〔I-29〕

(1) 2 項特別保存判断日

令和元年 7 月 31 日

(2) 特別保存に付すことにした経緯

管理職は、大学教授からの閲覧申請により、大法廷決定がされた本件記録が保存されていることを認識した。そのような中で、東京地裁の著名事件の記録廃棄が報道され、同管理職は本件記録が保存されていることを思い出した。本件事件は、①最高裁大法廷による違憲決定がされていること、②後の事件処理に影響を与えそうな事案であったこと、③相続法の改正時期が近接しており、話題性が高かったことが決め手となり所長までの決裁を経て 2 項特別保存に付した。

2 札幌地裁本庁（番号 37）

最大判平成 22・1・20（民集 64 卷 1 号 1 頁）

神社敷地としての市有地の無償提供—空知太神社事件〔I-52〕

(1) 2 項特別保存判断日

平成 30 年 7 月 30 日

(2) 特別保存に付すことにした経緯

記録の廃棄準備をしていた担当職員は、著名な事件である本件記録が保存期間満了に達していることに気付き、管理職に 2 項特別保存に付すか否かの相談をした。当時は、2 項特別保存に付す具体的な基準は定められていなかったが、本件事件が憲法の教科書に載っている著名な事件だったことなどから所長までの決裁を経て 2 項特別保存に付した。

3 横浜地裁本庁（番号 38）

最一小判平成 25・3・21（判時 2193 号 3 頁）

自治体の課税権—神奈川県臨時特例企業税事件〔II-208〕

(1) 2 項特別保存判断日

令和元年 8 月 7 日

(2) 特別保存に付すことにした経緯

当時は、平成 24 年に横浜地裁が定めた運用要領に基づいて 2 項特別保存事務を行っていた。本件記録は、保存時の段階では、廃棄候補記録とされていたところ、廃棄前の令和元年 7 月に、記者から本件記録が存在する理由について問合せがあり、それに対する報道対応案及び本件記録の廃棄について上級庁に求意見をした。その回答の中で、最高裁から、2 項特別保存とすることの再検討を促されたことから、再検討がされ、所長までの決裁を経て最終的に特別保存に付した。

【特別保存に付された後の廃棄事案】

	事件の表示	裁判所名	保存の種類
1	平成22年(ワ)222号 平成24年(ワ)69号 平成24年(ワ)557号 平成24年(行ウ)6号 平成25年(ワ)106号 平成25年(ワ)554号	大分地裁本庁	2項特別保存
2	平成16年(モ)10001号	熊本地裁本庁	1項特別保存

特別保存に付された後の廃棄事案についての調査結果

1 大分地裁本庁（番号1）

平成22年（ワ）222号等6件

【調査結果】

本件各事件はいずれも記録が2項特別保存に付された事案である。

本件各事件を含む19件について、同日に記録が2項特別保存に付されたが、2項特別保存の事務を担当していた管理職は、保存票の作成や最高裁への報告は行ったものの、通常の保存記録から特別保存記録を抽出する作業を一部しか行わず、記録表紙に2項特別保存である旨の朱書きを全く行っていなかった（朱書きをしなければならないことは認識していた。）。また、システムへの入力についても、マニュアル記載の箇所とは異なる箇所に入力し、後任者に、この特別保存記録に関する事務の引継ぎを行わなかった。その部下は、この2項特別保存の事務について、東京地裁の報道を受け、処理要領を管理職限りで見直していることから、特殊な事情があり、上司からの指示を待つものと考えていた。同部下は、異動の際にその旨を後任者に引き継いだが、後任者はその引継内容を失念し、上司に声掛け等を行わなかった。

そして、上記管理職が、特別保存に係る情報をシステムのマニュアル記載の箇所とは異なる箇所に入力したことにより、同システムから出力した廃棄目録に、保存期間満了日を経過していた本件各事件がリストアップされてしまった。更に、記録表紙に2項特別保存との朱書きもされず、通常の棚以外の場所に保管されていなかったことから、廃棄の時点でその他の管理職や職員は、本件各事件に係る記録が2項特別保存に付された記録であることを認識することができず、誤って廃棄した。なお、本件各事件に係る記録以外の13件については、通常の記録とは異なる棚に配架されていたか、保存期間満了日が到来していなかったため、廃棄されなかった。

上記管理職が適切な事務を行わなかった背景としては、同人に対し様々な事務が集中し、同人の繁忙がうかがわれたが、当時の幹部職員によって、同人の業務量が調整されたり、人的態勢の検討が行われたりしたことはなかった。

2 熊本地裁本庁（番号2）

平成16年（モ）10001号

【調査結果】

本件事件は記録が1項特別保存に付された事案である。

当該事件は2度1項特別保存に付した事案であったところ、廃棄事務を担当した当時の職員において、保存票の確認が不十分であったことから、2度目の1項特別保存により新たに保存終期が定められていることに気づかず、すでに保存期間が満了したものと誤認した結果、当該事件が廃棄目録に記載され、廃棄に至った。

なお、当該事件については、特別保存に関するシステムへの入力が正しく行われていたことから、システムの廃棄目録作成機能又は廃棄対象記録を抽出する機能を用いて廃棄目録案を作成していれば、当該事件がリストアップされることはなかったところ、同職員は、それらの機能を用いずに廃棄目録案を作成したため、当該事件がリストアップ

されてしまった。そのような方法で廃棄目録を作成する場合には、なおさら保存終期の確認を厳重に行う必要があったが、熊本地裁にはそれらの手順等を定めた事務フローはなかったため、当時の職員は、保存票による保存終期の確認を十分にせず、廃棄目録案から当該事件を除外することができなかった。